

令和7年度第1回ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会
会議録

日 時	令和7年6月16日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	静岡県庁 別館7階第4会議室C（オンライン併用）
出席者 職・氏名	<p>委員</p> <p>小濱 朋子（静岡文化芸術大学）【委員長】 ヴォ・ティ・ホン（静岡県国際交流員） 竹内 智美（株式会社竹屋旅館） 竹島 恵子（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）【委員長代理】 鳥原 久資（特定非営利活動法人メディア・ユニバーサルデザイン協会） 生川 友恒（静岡大学） 藤原 龍美（一般社団法人静岡県建築士事務所協会） 森川 美和（公益財団法人共用品推進機構） 山本 忠広（NPO法人清水障害者サポートセンターそら）</p> <p>事務局</p> <p>くらし・環境部県民生活局長 鈴木 孝子 くらし・環境部県民生活局県民生活課長 白鳥 直子</p>
議 題	<p>1 第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画の進捗状況について ・「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」の進捗状況（評価書案）</p> <p>2 次期ユニバーサルデザイン推進に係る計画の策定について （1）次期計画策定にあたって（方針等） （2）次期計画骨子案及び指標案</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1 ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会名簿 ・資料1-2 ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会設置要綱 ・資料2-1 第6次ユニバーサルデザイン推進計画（概要版） ・資料2-2 「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」評価書案 ・資料3-1 次期ユニバーサルデザインの推進に係る計画の策定方針案 ・資料3-2 次期計画 骨子案 ・資料3-3 次期計画 指標案 ・資料3-4 令和6年度県民意識調査結果 ・資料3-5 意見交換テーマ ・資料3-6 これまでの計画における指標の変遷 ・参考資料1 「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の実施状況 ・参考資料2 第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画 ・参考資料3 次期総合計画概要 ・参考資料4 次期計画御意見一覧表

1 審議事項

(1) 第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画の進捗状況について（資料2-1、2-2）
・「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」の進捗状況（評価書案）

(2) 次期ユニバーサルデザイン推進に係る計画の策定について（資料3-1～資料3-6）
・次期計画策定にあたって（方針等）
・次期計画骨子案及び指標案

2 審議内容

- 1 第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画の進捗状況について
「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」の進捗状況（評価書案）
- 2 次期ユニバーサルデザイン推進に係る計画の策定について
次期計画策定にあたって（方針等）
次期計画骨子案及び指標案

1 第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画の進捗状況について

（事務局の説明概要）

- ・成果指標は「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」となっている。基準となる令和2年度の値が33.0%であるのに対して令和6年度の数値は39.3%となった。令和3年度以降、下降・停滞していたが、令和6年度には39.3%まで上昇した。ただ、その割合は全体の4割程度にとどまっている。今後の取組の方向性としては、引き続き第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画に基づく取組状況の共有や、県職員を対象とした講座の実施等により、全庁でのユニバーサルデザインの導入を着実に促進していく。さらに、講座や情報発信を通して相手の立場に立った思いやりの行動ができる人づくりに取り組んでいく。
- ・活動指標は、ハート、ソフト、ハードの3分野についてそれぞれ2つずつ指標を設定している。ハート分野の活動指標、ユニバーサルデザイン情報発信回数については、毎年度180回の目標を設定しているところ、令和6年度は266回となった。心のUDを促進する講座の実施回数について、小中学校等を対象とした出前講座、それから企業・団体や県職員向けの実践講座を開催しており、毎年度40回行うという目標のところ、令和6年度は42回実施しており、両指標とも目標を達成している。
- ・ソフトの指標については、1つ目の工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談件数は、334件と目標達成には至らなかった。行政手続のオンライン化対応済割合については、R5年度は評価区分が●だったところR6年度は○となった。
- ・最後に、ハードの県内乗合バスにおけるバリアフリー車両導入の割合については、計画策定時には目標値84.0%としていたが、令和5年度に目標を上方修正し、89.4%を目標としている。令和6年度の実績がでていないため、令和5年度の実績となるが、88.6%となっており、順調に進捗している。集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数も、目標を累計360件としていたが、目標を上方修正し、累計410件と設定した。令和6年度は412件と順調に進捗している。

（小濱委員長）

質問やご意見などあつたら手を挙げてお話をいただきたい。

（委員）

質問・意見等なし。

2 次期ユニバーサルデザイン推進に係る計画の策定について

(事務局の説明概要)

- ・資料3-5の「1 次期計画策定方針について書きぶりの修正（報告）」について。事前に委員から御意見を伺う際にお送りしたものには、「県が主導するのではなく、県民一人ひとりが主体となってUDを推進していくように、長期的なUD推進を視野に見据えて策定。」と記載していた。その中で、「県が主導するのではなく」という文言について表現方法を変えた方がよいと言う意見をいただいたので、それを踏まえ修正を行った。具体的には、「県は、引き続きUD（ユニバーサルデザイン）を推進するための施策を展開していくとともに」と表記し、県がUDを推進していくなかで県民も自ら推進していくという表現とした。
- ・議題①次期計画策定方針（目指す姿）及び骨子案について、ユニバーサル社会と共生社会の違いや骨子案「1 静岡県が目指すユニバーサル社会」の中柱の表現方法等について御意見をいただいた。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律及び現計画から、ユニバーサル社会、共生社会の定義は以下のとおりであり、それを踏まえて、静岡県が目指すユニバーサル社会を定義した。
- ・静岡県としては、ユニバーサル社会を『年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な違いを認め合い、個性を尊重しつつ支え合うとともに、社会に参加し活躍できる社会』と定義し、その概念を次期計画に取り入れたいと考えるが、そのことについて御意見をいただきたい。
- ・定義の考え方は、法律では「障害の有無、年齢等」とされ、福祉の観点から主に障害者や高齢者を対象とした限定的な枠組みとなっている。静岡県としては、今までのユニバーサルデザイン推進を背景にして「年齢、性別、能力、言語、考え方」とし、より広義な概念として設定している。ユニバーサル社会は、人々が持つ様々な違いを認め合い支え合う共生社会に「社会に参加し活躍する」ことが追加された共生社会よりも一歩進んだ社会だと考えている。
- ・骨子案「1 静岡県が目指すユニバーサル社会」の中柱について。ユニバーサル社会は個性を尊重し共生する社会を基盤としながら、社会参加の機会が加わったもう一歩進んだ社会であり、そのような社会を実現するためのアプローチとしてユニバーサルデザインの理念の継承が重要であると考え、骨子案「1 静岡県が目指すユニバーサル社会」の中柱に、「個性を尊重し共生する社会」及び「UDの理念の継承」を設定した。その中柱の表現方法について、県民にわかりやすく伝えるために、どのような表現が適切か伺いたい。
- ・議題②指標案の絞り込みについて事前に御意見を伺った中では、案1又は案3がふさわしいと答えた委員が多かった。議題①の静岡県が目指すユニバーサル社会を考えたときに、その成果を現すための指標について、案1、案3のどちらにするのが適切かという観点から議論をいただきたい。その際、県民向け調査における今後の質問の仕方や例示についても、御意見をいただきたい。

(小濱委員長)

分からぬところも含めて、皆さんから意見をいただきたい。

(生川委員)

法律上のユニバーサル社会よりも幅広い考え方の姿勢はいいのではないかと。今の社会は2年、3年でかなり変わって来ている。ダイバーシティインクルージョンの考えが矢継ぎ早に出ていて、取り入れていく必要があるのではないかと思う。

その一方で、今、社会の分断も進む中で、どう打ち出していくか問われているのかと思っている。定義を作るのは、すごく難しい。苦労して案を作られたなと思っている。後半の「社会に参加し、活躍できる社会」の「活躍できる」という言葉だが、この10年ほどで、行政の事業、あるいは行政から補助を受けた事業で、「多様な人が社会で活躍できる」という言葉が使われている。皆さんには、どんなイメージをお持ちか。なんとなく「就労」とか「就職する」という印象に少し寄りすぎてしまうのではとよぎる。無意識のうちに「活躍する」イコール「就労」とか「生産性」と考えがちだと思うので、こここの表現を変えてもいいかなと思う。

人々、一億総活躍社会でちょうど今から9年前に安倍政権が打ち出したものだが、そこで人口を維持するために、若者も高齢者も女性も男性も、障害や難病のある人、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂されるし、活躍できる社会というところで、ダイバーシティインクルージョンに近いような考え方からできたと思っている。

「ひとりひとりの個性と多様性が尊重され、家庭で地域で職場でそれぞれ希望が叶い、それぞれの能力が発揮でき、それぞれ生き甲斐を感じることができる社会」とされるが、「家庭で地域で職場で」と、「職場」が一番最後になっている。おそらく当時の議論の中でも職場だけではなく、家族とか地域のことも全部活躍だということを指したと思うが、GDPを上げていくための数値目標になり、仕事と子育てを両立できる環境整備だったり、活躍できるイコール就労に行きがちなところがどうしても出てしまうので、そこは変えてもいいと思っている。

それから、「性別」というところ。LGBT理解増進法が制定されたが、LGBTQというのは性的マイノリティの人たち。SOGIという言葉を耳にしたことがあるかもしれないが、これは、生まれながらの性別ではなく、好きになる性と心の性があり、これもセットで含めることがデフォルトになってきていると思う。

言語・文化・障害の有無などというところだが、そのあたりがいわゆる属性と呼ばれるもので、考え方は自分自身が持っているものということなので、それを個性と表現すべきなのかという議論、あるいは背景というふうに置き換えてよいと思う。例えば、信条とか宗教とか考え方とかも入ってくるのかと。そういう違いを認め合っていって、自分の属性とか背景に誇りを持ちながら、自分とは異なる特性や背景のある人を尊重していく。

あともう一つ、「支え合う」というところで、双方向の関係、いろいろな人がいっぱいいるだけでなく、双方向の関係で支えあって公平な環境のもとで参加できる社会みたいな感じをイメージしているが、ぜひ他の委員の方に、私の意見にとらわれずいろいろな角度でご意見をいただければと思う。

(小濱委員長)

生川委員の、この議題に関する背景からお話をいただいた。皆さんのが背景に合わせたときに気になる言葉ということでお話をいただければいいと思う。

(藤原委員)

建築のハード分野から出席しているが、建築の分野の中でいうと、ソフトの部分が私にとっては分かりにくい。その中でユニバーサル社会とは一体何だろうと。議題の中でユニバーサル社会というのは、いわゆる共生する社会である、最終的に共生社会は何だという話になると、利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境で誰もが自由に活動できるとともに、県民一人ひとりがお互いを

理解し思いやりのある行動ができる社会を目指すということになる。

建築の分野だけ捉えると、とりあえずは、利用しやすい建物や設備を作ればそれでよいということになる。それが当たり前の話だが、当たり前の話を、もっともっと突き詰めていく必要があると思う。

それから、もう一つの定義の考え方に関して言うならば、よく分からぬと思った。ユニバーサル社会の言い回しがすごく分かりにくい。非常に、その通りだとは思うが、私にとっては分かりにくいと思った。

(小濱委員長)

差別化するために、逆に難しくなっているのではないかというのは、私も同感する。分かりやすくするというのが今日の大きな仕事だと思う。そこを含めて、ご発言いただければと思う。

(ホン委員)

最初のところで「年齢・性別・言語」とあったが、外国人の観点からは、国籍、宗教も入れていただければよいと思っている。ユニバーサル社会という定義も難しいと思った。そういうところも、やさしい日本語で分かりやすい説明ができる、外国人も分かると思う。

(山本委員)

障害のある方たちも千差万別で、感覚も皆さん違うので一概にまとめては言えないところはあるが、今回、障害とか高齢者を重点にするわけではなく、全ての人という意味で、なるべく誰が聞いても同じようにしていくとよいと思う。

どうしても、当事者の中で、年齢が高い方だと、優生思想のことをすごく気にされていて、排除されてきたから、自分たちは仲間に入れてもらえないという思いが強い方もいらっしゃるし、その後、権利を言うことで、より言葉で強く自分たちをアピールするような時代にもなってきているところだと思うので、全ての方がやはり平等に同じようにという意味では、国の捉え方に限らず、県の言い回しで作っていけばよいと思う。

骨子案の方は、「社会」という言葉が何回も繰り返されている。もう少し簡単にできるのではないかと思う。

(森川委員)

全員が分かる言葉というのは、難しいのではないかと考えている。そのため、例えば、静岡県が考えて定義をされたのであれば、教育だとか、福祉だとかいろいろな場面において、それに応じた分かりやすい表現に変えていくのでもよいのではないかと考えている。

今、活躍と言う言葉について話し合われているが、教育や福祉では活躍するということはどういうふうに捉えたらよいか仲間と話し合ったりして必要であれば使用すれば良いと思う。私はアクセシブルデザインや共用品という言葉を使っているが、当事者の方々、様々な方々と一緒にこの言葉をどういうふうに捉え使えばよいかと考えている。どういうふうにすればいいかという明確な回答はないが、そこまでこだわらなくてもよいと思っている。

(鳥原委員)

ユニバーサルデザインの話合いと言ひながら、内容があまりユニバーサルデザインになっていない。簡単に本来表現できるのが、かえって難しくなってしまっていると思う。資料を読んだが、理解できなかつた。ユニバーサルデザインという言葉を伝えよう伝えようとしているが、ゆえにそれが難しくしてしまっている感じがする。このままだと、定義を県民の方にお知らせしても、伝わらないのではないか。

何が足りないのかなとずっと読んでいたが、一番大事な「日常生活」という言葉がどこにも出てこない。ユニバーサルデザインというのは、日常生活に一番根付いているものなので、この部分があるだけでだいぶ変わってくるのではないか。それから将来にわたってというようなメッセージが一つあると、県民の方も今よりも先のことを考えるということで、思考がシフトできるのかなと感じている。

(竹内委員)

私も全然理解できない。今、平等や、誰に対しても、そのようなことに皆さんすごく神経質になつていて炎上やトラブルを回避するために、なるべく平たくどこにもとげのないようにしている。それとユニバーサルデザインは似て非なるもの。少し別で考えてもよいのではないか。

先ほど森川委員も言われたが、県が、そういうことを総合的に考えながら作ったものなので、これ自体は、とてもよくでき考えられているものであるとすれば、あと求められるのは伝わりやすさだけなのか。皆さんは毎日専門的にこのことをずっと考えて、どうしたらよいものができるかと作り込んできていると思うが、受け取るのは初めて見る県民なので、それと委員の皆さんはそれぞれ専門分野こそ違えど同じところにいるのではないか。

いただいた資料をチャットG P Tに読み込ませて、これを誰でもわかるように解説してみてと書くと、すごく柔らかい文章で返ってくる。今、子供にも分かりやすいように書いてみてと言ったら、「人はみんな年齢も性別も得意なことも考え方も違います。そんな違いを認め、助け合いながら誰もが安心して参加できる社会を作ていきましょう」というようなことが、このメッセージは言いたい」ということらしい。もし高校生や子供、日本語がまだ得意でない外国籍の方とかシニアの方など、そういう人たちに届けるときにはもう少し柔らかくて分かりやすいものの方が同じ方向を向き合っている感覚を受ける。とげを取るというよりは、お互い向き合ってキャッチボールできるような資料になっていくとよいと思った。

(小濱委員)

総じて言うと、分かりやすさに欠けてしまっている。委員長ということを除いて、私も同じようなことを思った。私が授業で使ってる中で似たものがないかと考えたときに、ロン・メイスがユニバーサルデザインの定義をしたときに、建築にかなり触れている方なので、その言葉で言うと、障害者のための設計ではなく、万人が使える設計、障害者や高齢者、子供といった社会的弱者に対してその自立を妨げずに、公平に便利なサービスを提供できるということが重要と言っていて、私が授業のときに強調するのは、自立を妨げずに公平な便利なサービスを提供できるというところ。

あらかじめ全ての人にということで、ずいぶん日本では翻訳、解釈が広がってきたが、結局その目的というのは、自立したということだと思う。自立すると何がいいかというと、朝鮮戦争とかベトナム戦争などで負傷した兵隊さんたちが帰ってきて、そのときに、そのような人たちを福祉的に保護す

るか、またはその状況を整えるから税金を払うに働く側に回つてもらうかといったときに、アメリカは後者の方だった。暴力的な言い方だが、アメリカは平等に参加できるからみんなどんな人も働いてよねということになった。日本から輸入するもので、例えば読み上げとか、そういうことができないものは国が買わないということをやった。日本の企業は、このようなことになつたら輸出ができないということで、日本にもユニバーサルデザインという考え方方が広がつていつたのが1990年、それでどんどんデジタル化していったというのがUDの歴史の中の大事な部分だとすると、活躍とは、何か頑張らなければいけないみたいで、参加とか、鳥原委員が言われたような日常生活で取り残されないとか、それぐらいのレベルから、「活躍」となると就労とか、納税などとかなり飛躍してしまつて。その点が言葉のわかりやすさと同時に考えるポイントかということを思った。

あともう一つは、ノーマライゼーションという考え方である。福祉国家である北欧の方で1959年の頃から、もう既に多様性を受け入れる社会のデザインとしてノーマライゼーションという考え方があり、私はいつもその考え方を必ずUDの話の前に持つていく。先ほどのアメリカのロン・メイスさんが言ったよりもずいぶん前からノーマライゼーションという考え方をしていて、それは障害者を排除するのではなく、障害を持っていても、健常の人と均等に当たり前に生活できる社会こそがノーマルな社会、こういう社会を実現するため取組をノーマライゼーションということで、ノーマライゼーションの社会というのは当たり前の生活というのはどういうことか、しっかりと定義付けられている。これ以上、何を望みますかというぐらい、日常で保障される日常生活っていうのが、1959年のあたりでもう既に整えられ、公言できていたから、目指す姿として整えられたんじやないか。それが定義で説明しようとしていることなのではないかと思った。

皆さん分かりにくいということが分かつたが、県はやはり一步先を進むユニバーサル社会という表現を書きたいのだと言つたときに、どの部分は生かしどの部分を分かりやすくすべきか、またはこれはそのままで、ブレイクダウンするものが必要か。

(生川委員)

行政的な立場で考えると、間違つた定義にならないように、どうしても文章が長くなつていく。その一方、学生たちはとてもピュアに感じる。授業で、共生社会とは何かを自由にコメントペーパーに書いてくださいと伝えたところ「人が社会に合わせていくのではなく、社会の方が多様な人に合わせていく」ということなど答えたりもする。

他のユニバーサル社会の定義は、結構難しく言葉がいっぱい並んでいるが、思い切つて誰が見ても一目でわかる、という方向性で私もよいと思う。

(藤原委員)

考え方は、建築的な話をすると、誰もが簡単なんだよと、誰もが日常生活できるような形にしておくこと自身を絵に表せばいい。それを絵に書いて、自分がその絵の中を想像しながら歩く。どのように大変なのかな、車椅子の方がいらっしゃつたら、これで使いやすいんだろうかと。そういうバリアを取り除くのが当然ユニバーサルの共通する社会。それを絵に表す。ただそれだけ。日常生活はバリアをなくした中で生活できるようななかたちをとるだけ。

ただ、今度は出来上がつたとき、自立した日常生活もできるようになっていくと、今度は、何が足らなくなつてゐるかというと、ハードだけではなくて、ハートの部分とソフトの部分が足りなくなつ

てきてしまうのではないか。

もう1点はユニバーサルデザインの言い回しが非常に難しいという話の中で私が考えたのは、県民の人たちが、この中では大概もうユニバーサルデザインとかみんな知ってるんだというような前提でこれを作っているが、本当にユニバーサルデザインっていう言葉を知っているのか、分からない人たちがたくさんいらっしゃるのではないかと思っている。

ユニバーサルデザインという言葉をもう少し丁寧に説明した中でこういうものを書いてくと、非常に分かりやすいと思う。

(ホン委員)

ユニバーサル社会の定義の第一印象は、すごく綺麗な日本語で書いていると感じた。でも文が長いと思う。一つの文で三、四行続いていて、私からしたらどこから理解すればいいかを、ちょっと悩んでいた。こういう綺麗な日本語は日本人にとってはいいのかもしれないが、この文も2、3文に分けて、もうちょっとはっきり短く言うことができるのか考えている。

例えば定義を、2文に分けると、「年齢・性別・能力・言語・考え方など、人々が持つ様々な違いを認め合う社会です。この社会で人々の個性を尊重しつつ支え合うとともに、だれでも社会に参加することができます。」とすると、もう少し理解しやすいかなと思っている。

(山本委員)

活躍という言葉が、外に出て活躍しなきやならないと思うと少し重く感じてしまうかもしれない。自由に出入りできる、参加できるというようにしてもらった方がよいと思う。誰かのために自分が社会に出て、何かをして誰かに影響を与えないといけないと思うとすごく重く感じるが、僕の同級生はあなたがいてくれるだけで、自分たちがもっと頑張らなきやなって思えるから、一緒に遊んでくれるだけでよいと言ってくれる。存在が、外の目の触れるところに行くということがよいと感じる。

今、民間でも、車椅子使用者用駐車場や、体が不自由な方優先の駐車場も多くなってきたし、それをアナウンスしてくれるところもあるし、エレベーターなどもベビーカーや車椅子優先のエレベーターです、と言ってくれる。それは、みんなが入るときに、遠慮して一歩引いちゃうものだから、なかなか何基待っても乗れないような状況もあるから、ここは、そういう人たちを優先して乗せてあげてくださいというのを、市民、県民の人たちに広く伝えていく。

それが民間の人や、それから、会社にも広く伝わるように言つていき、自分たちが、そこに参加していくことで、企業もイメージが上がるというようになつたらよいと感じる。

静岡は、比較的優しい人が多いので、ショッピングをしていると、すぐに「どれかお取りしましょうか」と声をかけてくれる人が割と多いが、まだハードの部分では物足りないところもある。電車に乗るときに、すごく親切で、駅員がずっとついてきて、スロープを渡してくれる。いわゆるバリアフリーにはしてくれるが、今の大坂の万博の夢州みたいに地下鉄でも車椅子がいっぱい来ると、もうそれをやつていられないから、駅の切符売り場にも、ちゃんと車椅子用の切符を買えるところがあつたり、それから、スロープを渡さなくとも、もうホームと電車の隙間もなくして、どんどん車椅子やベビーカーが乗り込めるようになっている。そこが、バリアフリーではなくてユニバーサルデザインが実際に体験できるっていうところで、こういうものを出して、どんどん社会を変えていく方向に行けるとよいと思う。

あと、もう一つ、骨子案の1のところで「理念の継承」がすごい堅苦しい言葉だと思う。変えてあってもらえたらしいと思う。

(森川委員)

静岡は大好きで何回も来ているが、県民ではないので、今いらっしゃる身近な方々が考えるというのが一番いいと思っている。私がさっき定義をあまり変えなくていいのではないかと言ったのは、平成の頃からユニバーサルデザインについて調査をずっとされていて、ユニバーサルデザインという言葉を使っていることから、私が住んでいるところよりは、ユニバーサルデザインという言葉を使い知つらっしゃる方が多いのではないかというふうに捉えたから。

自分なりにこれまでの県政世論調査結果などをグラフ化してみて、ここ最近では若い世代の方が興味を持ってよく理解をされている。県政世論調査の中では静岡の良いところをあげてくださいという設問に、「自然」「交通の便が良い」点もあるが、山本委員がおっしゃった「人が優しい」と取れる回答が挙げられていた。自然豊かというところを外して、順番を見てみたところで考えると、やはり「人柄が良い」、それが若い世代の方々が良いと考えている、これはイコールユニバーサルデザインの考え方にもつながると思う。このことを感じている20代以下の方々が結構多いことを考えると、土壌はできているのではないかと考えた。

そのためあまり定義は変えないでよいと申し上げたが、1行でキャッチフレーズのような感じで分かるというのがあれば一番よいと思う。県とか国とかが考える言葉は往々にして難しく聞こえるものが多い。分かりやすい言葉と一緒に考えていくべきだ。

(鳥原委員)

高齢者の方は、デバイスはよくは使えない、長文が理解しづらいなどで、言い回しが難しくなると読みなくなってしまう。子供たちの場合は、漢字が読めない、難しい字が分からない。

つまり、ユニバーサルデザインを情報だけに切り取っても、世代別で、非常に、それぞれ捉え方が違ってくる。このため、例えば、対象とする人たち向けに、表現を変えたらどうか。

行政の担当者の方はすごく頭をひねって考えているが、なぜ難しくなってしまうかというと、万人に伝わるように表現しようと思うとなくなってしまう。これを外国籍の人に訳して喋ったら、多分伝わらないと思う。日本語の分かりやすい表現を多言語による表現にする場合、やはり平易な言葉の方が伝わりやすい。

これは非常に極端な話なので年代別に変えるということは無茶な話になると思うが、例えば前提はこうだが、例えば子供たちに対してはこんな思いであるとか、高齢者の方にはどうかなど、サブテーマで分けられてもいいかと思う。

それから、私がユニバーサルデザインの講義をするときに必ず出すのは、今更ではあるが、ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いの話をする。また、ユニバーサルデザインの様々な例を見せる。何か一つ具体的なものを目にしたり感じたりすると理解が深まると思うので、例えば今後県として啓発するための概要版であったり、ポスターであったり、多分そういうのを作られていると思うが、再度、ちょっとした、ユニバーサルデザインの概念が伝わるような好事例、図示のようなものを見せて表現すると、より感覚的に使っていただけるのではないかと思う。

(竹内委員)

静岡県が目指すユニバーサルユニバーサル社会、「(1) 個性を尊重し共生する社会」「(2) ユニバーサルデザインの理念の継承」とあるが、私は逆のように感じた。静岡県が全国に先立って取り組んでこられて四半世紀経っているということだが、そこから今まで、築き上げてきたものであったり、経験であったり、県民の概念が変わってきたようなところもあると思う。一方で、もし四半世紀前と世界はもう変わってしまっているという現状があって、そのため、それを継承して、今の新しいステップに進みたい、25年前とは違うけれども、今はそれぞれ個性を尊重して共生していく社会がこれから求められている、というようなメッセージの方が届きやすいのかなと思う。

例えば、私どもの業界でも、様々な国籍の人が働いている。少し前までは、旅館で外国籍のスタッフがいると、おもてなしに足りないというような口コミをいただくことが多かった。これは、別に差別的なことではないが、着物を着た仲居さんがお部屋に入ってきてお茶を入れてくれるとか、お荷物を部屋まで必ず運んでくださるとか、そういうサービスができる施設とそうでない施設がある。今はもう時代も変わり、外国籍のスタッフがすごく頑張ってくれると、大変良いフィードバックをお客様からいただけます。すごく一生懸命説明してくれたのが好感が持てたとか、そういうところにも人々の感覚も変わりつつ、アップデートされてきているという現実もあるので、時代の流れとともに変わってきたので、今ここを目指す、この先はここですよ、という順序の方が伝わりやすいのではないかと感じた。

その中で、さっき森川委員からも発言があったが、私は、ここはひとつ、キャッチコピーでもいいのではないか。私は、これを読んでいて、みんな違ってみんないい、それに尽きるなと思う。それを完全にいただいてしまうわけにはいかないと思うが、誰にでも分かって、でも、しっかりとメッセージ性がある手法を、ここでひとつ取ってみるのも、ちょっと違った視点からよいのではないかと感じた。

(竹島委員)

年齢・性別、能力、言語・考え方など多様性のある私達がお互いの違いを認め合い、地域で自立した生活を送り、社会に参加ができる当たり前の社会がよいのではないか。

(小濱委員長)

今まで書いたものから、ちょっと組み碎いた新しい文言にするということで、今日フィックスすることはできないと思うが、このようなかたちでどうか。

(事務局)

いただいた意見を含めて検討させていただき、こちらで作ったものをまた皆様に見ていただく。

(小濱委員長)

ひとつよりもいくつかグレードを作っていただけた方が、答えやすいと思う。

(事務局)

何パターンか作って、お示しする。

(小濱委員長)

山本委員にお聞きしたい。「自立」は「参加」から「活躍」の間のような感じがするが、「自立」とはどのように受け止められるか。

(山本委員)

これも人それぞれ感覚が違うが、自立した生活ということを、自分が何でもかんでもやるのでなくて、人にやってほしいことを伝えて、サービスなどを使いながら自分が自立して社会に出るという、そういう意味で捉えている当事者が多いかと思う。

(小濱委員長)

自立してはじめて、公平、平等というステージに立つと想定すると、使いがちな表現だが、障害のある方からすると、自立が当然というような感じの言い方をされるときついと捉えられるかと思ったため、お聞きした。

(山本委員)

今、国の方針も、意思決定支援といって、当事者の意見をきちんと受け止めましょうというように動いている。ただ、それが家族や周りの方から、もう選択肢なしにこれでいいんでしょうと言われると、ついつい「うん」と言いがちにはなってしまうが、やはり本人が望む暮らしは何がいいのか、それは選択の種類を示してもらって自分はこうしたいというように、選んでいくことが自立でよいのかと。

(小濱委員長)

竹島委員が最後にまとめてくださったところには、ここのメンバーが言っていたキーワードもすごく含まれていたかと思う。

(小濱委員長)

次に、指標案の議論についてである。今日は、案1がいいか案3がいいかということの決定というよりは、どちらかといえばこれがいいが、事例として、もう少しこういう言葉を入れた方がいいのではないかとか、そういう言い方で、ご意見をいただきたい。

(生川委員)

この3つのうちでは案1と一応回答したが、それが必ずしも自信を持って一番よいかというと、難しいところがある。自分自身が行動しますかという問い合わせのスタンスが案3、それに対して案1はご自身から見て、周囲が動いてるかという問い合わせだが、結局どちらを主眼にするかになる。自分自身の行動として照らし合わせるのか、自分の周囲が動いていると感じるかという、どちらかというところをまず検討するところかと思う。

(藤原委員)

どれでもよいと思う。

(ホン委員)

私も同じく、この三つともそのままでよいと思う。

(山本委員)

私は、具体的説明が補足されていて、案1でよいと思った。案3の方の場合、読み解くのにその人の感覚で、ちょっとした感じ方で変わってしまうのではないかと思った。表現の仕方でもっとよいものが加われば違うかもしれないが。

(森川委員)

最初のものは割とハードが多いとも思ったが、今ハート分野もプラスされて入っているとすれば、案1がよい。

(鳥原委員)

案3かと思った。最初に、この会に参加したときに、心のユニバーサルデザインというのは、僕にとっては、実はびっくりした表現だった。見た目ではなくて、気持ちの中でのユニバーサルデザインをどれだけ浸透させたいのかというような思いもあるのかなど、そういう設問があった方が答える側が意識をするのではないかと思った。

(竹内委員)

案1がよいと回答したが、元々いただいた資料の中でハード・ソフト・ハートの3分野を一体に推進していくという考えがユニバーサルデザインの推進の骨子の中にあるのであれば、偏らないものの方が好ましいのではないかと思った。

論点がずれてしまうかもしれないが、観光庁が出している補助金等を使うときに、バリアフリー、ユニバーサルツーリズム関連の補助金は必ず枠に使い残しが出る。なぜかというと、何がバリアフリーなのか、何に使えるかというのが分かりにくいやらしい。便利にできるようにするためにできことがあるのだが、県民側は、それが何なのか分からぬようないいものが結構あることが、この補助金が残る一番大きな要因にもなっているという話があった。例示があると、こういうものがユニバーサルデザインなんだと分かるので、より案1の方がよいと思うが、一方で、例が書かれていても、感覚が例示にどうしても引っ張られてしまう部分が悩ましいと感じる。ただ、総合的な形としては、私は1の方がよいと思った。

(小濱委員長)

案1が何票かあって、逆に案1がよろしくないというものはあまりない。案1が残った場合に、どうすればいいか。何人かは案3という人もいたので、案3の部分をもし案1に入れるとすれば、どのようなことを入れればよいか。先ほど委員の中で、案3は読み解くのにその人の主観が入るからぶれが生じるのではないか、それに対して案1は評価するぶれが少ないかもしれないが、書いてある事例によって引っ張られるという意見があった。

やはり指標というのは、その人によってのぶれがない方がいいと考えたときに、まず案1がその客観的な評価としてこれでよいか。今までよりも定量的なものを取ろうと思ったときには、気になると

ころはどこか。その観点から伺いたい。

(生川委員)

実は無意識のうちにユニバーサルデザインというのは、結構浸透しているのではないか。最近は外国の方が来て、翻訳アプリを使用して会話する。これが自然のコミュニケーションになっている。そのため、無意識のうちに実はユニバーサルデザインコミュニケーションが成立していて、観光面でもちづくりをしている人にとっては、それもユニバーサルデザインといえるのでは。ユニバーサルデザインはスマホ一つでかなり進化している。

(小濱委員長)

事前に聞いておきたいが、今のようなスマホなど色々なものを含めての聞き方でいいのか、それとも県の事業として聞きたいのか。意識として上がっていれば、スマホの活用など全部を含めてもよいのか。

(事務局)

そこは中でまた検討するが、県の事業に限定しているわけではなく、社会全般としてのユニバーサルデザインというイメージでは書いている。

(小濱委員長)

ユニバーサルデザインを意識している県民が増えていれば喜ばしいという認識か。

(事務局)

実際、ユニバーサルデザインが浸透しているかどうかである。

(藤原委員)

客観的な話というなら案1がいい。案3だと自分自身の行動をオープンにしていますかという、限定されているような話になってしまふ。案1には違和感は感じない。

(ホン委員)

案1は周りを見てどう感じているのかで、案3は自分がやっているか。そのため、県の指標の目的によってどちらを選ぶかだが、案1は質問が短く、下に例示があるので、分かりやすかった。

(山本委員)

細かい話だが、お年寄りという言い方は、最近は高齢者というのが一般的であるが、なぜお年寄りなのかと感じたところ。

もし、心のユニバーサルデザインというところを一緒にするとしたら、案1の例示のハード、ソフトの例の後に（建物や道具の工夫）、ハートの例の後に（心のユニバーサルデザイン）というように、間で一度区切ったほうがよい。

(森川委員)

鳥原委員がおっしゃったように、この案3が浸透したり動きがある方が、ユニバーサルデザインが浸透するんだろうと思う。

だが、全体的に考えて、今調査をするとなるとやはり案1だと思う。これを定量と考えるのは私が研究している分野では判断が難しい。例えば、ユニバーサルデザインの例で、多機能トイレで1個でも浸透してると思えば1を付ける人もいるのだが、他は配慮していないと思えば、多機能トイレはあるものの2を付けるか3を付けるかで迷うところではある。ただ、全部対象物を書くわけにはいかず、複数選択するわけにはいかないという条件のもとであれば案1でもよいという気がする。

(鳥原委員)

メディアユニバーサルデザインの立場からは、伝わるとか受け取るという観点で話をする。そういう立場からすると、案3がよいと思う。もし案1にするのであれば、例えばメディアで見やすくなつたとか、分かりやすくなつたとか、そんな表現を加えていただくとよいと思う。

(竹内委員)

私はここにQRコードがついていて、詳しいユニバーサルデザインの例はこちら、と示すようなものが一番よいと思った。例示を書くとそれに引っ張られてしまうが、ここには書ききれない。ネットで回答できるなら、リンクが貼ってあって、そこに全部紹介されているようにすればよいのではないか。今、高齢の方でも、もちろん障害がある方でもスマートフォン等を使えるようになっているので、そういうもののほうが、それこそデザイン的にはユニバーサルだと思う。

(事務局)

県政世論調査自体は郵送でお送りするが、回答はインターネットでもできる。UDの設問は1つだが調査全体の設問数はもっと多いため、調査を行っている担当課との調整になるが、なかなか難しいかもしれない。

(竹島委員)

案1でよいと思うが、事例がハード・ソフト・ハートでたくさんあるので、整理した方がよい。多機能トイレはバリアフリートイレ、お年寄りは高齢者、マタニティは妊娠婦に置き換えるのがよいのではないか。マタニティの方は妊娠婦だけでよいか。子育て中の方は除外になるのか。

(小濱委員長)

森川委員が言われたように、調査するとなつたときに、これを定量とは言い難いというのは、そのとおりだと思った。

ハード、ソフト、ハートからまんべんなく例を出したときに、例えばハードだけに偏っていたとしてもよいのかもしれない。つまり、選択肢は浸透しているかどうかではないといけないのか。それともこの中から五つ以上あるなど、どれぐらいかというボリュームを聞くことはできないのか。

(事務局)

できなくはないと思う。ただ、資料3-4の調査結果のQ11でそれに近い調査をさせていただいたが、その中でユニバーサルデザインが浸透したと感じないという回答が一番多かった。これは、現在の成果指標と状況が同じであり、このような回答にならないように、選択肢を作成した。

(小濱委員長)

今の書き方だと、浸透したと感じないという人が増えたか減ったかしか分からないような調査だが、それと同時に、例えばこの中から、「自分は何個以上感じるものがある」という人の度合いが増えていくかどうかを見ることができる。

定量にならないというところも拭えるし、ユニバーサルデザインを見つけていない人の数は変わらないけれど、見つけた人の数が上がっている、若年層は結構見つけている人の量が多いが、年配の人は…というようなことも情報として拾えるというようなことの利点もあるかと思った。

(森川委員)

Q11は調査方法と質問事項や対象等が明確に分からないのでうまく答えられないが、皆さんがおっしゃってるように選択式がよいと思う。Q11の調査は県政世論調査とはちがう調査なので、比較はできないが、小濱委員長のおっしゃったようにいくつかから選ぶのもいいし、それらを考えると案3でもできるかもしれない。申し訳ないが現時点では答えが出ない。

(小濱委員長)

議題2は、案1が多めであるが、その中で色々とご意見をいただいている。議題1と一緒に事務局の方で考えて、提案してもらえばよいと思う。

(事務局)

議題1についてもこちらで検討した結果をまたフィードバックする。

(小濱委員長)

案3はもう無しというわけではなかったが、案1が全く駄目だという人は、少なかった。それにしても、この例の出し方については、一考が必要ではないかということと、例の出し方の中から1個でもあれば「1 浸透している」を選んでしまうかどうかというところも、言葉とか出し方であるとか、選択肢のもたせ方で、もう少し工夫すれば、よりよい設問になると思う。知らない人に対して、どこまでをユニバーサルデザインとして評価してほしいのかということを何らかのかたちで補完するのがよい。

令和7年度
ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会

日時： 令和7年6月16日（月）13時30分～15時30分

場所： 県庁別館7階第4会議室C

次 第

1 開会

2 「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」の進捗状況について
・「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」の進捗状況（評価書案）

3 次期ユニバーサルデザイン推進に係る計画の策定について
(1) 次期計画策定にあたって（方針等）
(2) 次期計画骨子案及び指標案

4 閉会

ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会名簿

(任期: ~令和8年5月31日)

	氏名(敬称略)	所属・役職	(参考) 推進計画の分野	備考
1	ヴォ・ティ・ホン	静岡県国際交流員 (多文化共生課)	ハート	
2	小濱 朋子 (おはま ともこ)	静岡文化芸術大学デザイン学部 教授	ソフト	
3	竹内 智美 (たけうち ともみ)	静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合 株式会社竹屋旅館 経営サポート部	ソフト	
4	竹島 恵子 (たけしま けいこ)	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 企画調査部バリアフリー推進グループ 参事	ハード	
5	鳥原 久資 (とりはら ひさし)	特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会 理事 株式会社マルワ 代表取締役	ソフト	
6	生川 友恒 (なるかわ ともつね)	静岡大学学生支援センター 准教授	ハート	
7	藤原 龍美 (ふじわら たつみ)	一般社団法人静岡県建築士事務所協会 副会長 株式会社ヴァイスプランニング一級建築士設計事務所 代表取締役	ハード	
8	森岡 真樹 (もりおか まさき)	常葉大学短期大学部保育科 講師	ハート	欠席
9	森川 美和 (もりかわ みわ)	公益財団法人共用品推進機構 ジニアエキスパート 総務部総務課 課長	ソフト	
10	山本 忠広 (やまもと ただひろ)	NPO法人清水障害者サポートセンターそら 理事長	ハート	

(敬称略、五十音順)

○ 事務局

氏名	所属・役職	備考
鈴木 孝子	県民生活局長	
白鳥 直子	県民生活局 県民生活課長	
佐々木 裕之	県民生活局 県民生活課 参事	
中野 愛子	県民生活局 県民生活課 企画班長	
永井 乃里子	県民生活局 県民生活課 企画班 主任	
澤崎 瑶子	県民生活局 県民生活課 企画班 主任	
鈴木 紀香	県民生活局 県民生活課 企画班 主事	

ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会設置要綱

(設置)

第1 年齢、性別、能力、言語等の違いを越えて、すべての人がお互いを尊重し合い、自由で快適に活動できる理想郷“ふじのくに”の実現を目指して、ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画を着実に推進していくため、ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進委員会は、ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の推進等について、県に対し専門的な助言、評価等を行う。

(委員)

第3 委員は知事が委嘱する。

2 推進委員会は、委員10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(組織)

第4 推進委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長、委員長代理は、委員の互選により定める。

3 委員長は推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5 推進委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は委員長が務める。

3 委員長は、必要に応じ推進委員会の委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(分科会)

第6 推進委員会は分科会を設置することができる。

2 分科会座長は推進委員会委員長が委嘱する。

3 分科会は、特定の課題に関する調査、検討等必要な作業を行い、推進委員会に報告する。

4 分科会の任期は必要に応じて推進委員会委員長が定める。

(事務局)

第7 くらし・環境部県民生活局県民生活課を事務局とし、推進委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画概要

～すべての人が自由に活動でき、お互いを認め合い、思いやりあふれる「美しい“ふじのくに”」づくり～

資料2-1

1 策定趣旨

- ・2000年度を始期とする第1次行動計画を策定し、現在の第5次計画(2018年度～2021年度)に至るまで、約20年間、多方面にわたり取組を実施
- ・ハート・ソフト・ハードの3つの分野を柱としたこれまでの取組を継続するとともに、ユニバーサルデザインを取り巻く社会環境の変化に対応するため、2022年度を始期とする新たなユニバーサルデザイン施策の推進に関する計画を策定

2 目指す姿

高齢者、障害のある人、外国人など、様々な特性や考え方を持つすべての人が、誰にでも利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境に暮らしながら、お互いを理解し自由な行動を認め合う共生社会を目指す。

3 位置づけ

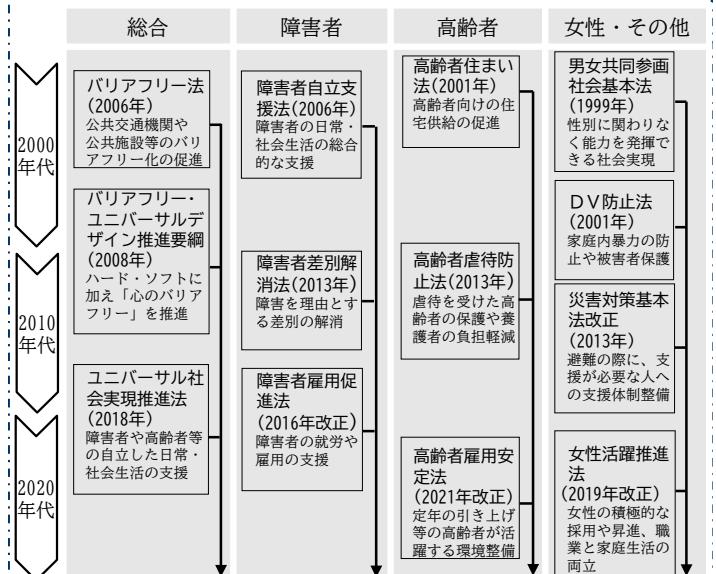
静岡県の新ビジョン(総合計画)の特定課題に対応する分野別計画

4 計画期間

2022年(令和4)年度～2025(令和7)年度

5 ユニバーサルデザインに関連する主な法制度

UDを理念とした法令の制改定は一定程度進展



6 これまでの20年の取組

全国で初めてUDの理念を県政に導入し、一定程度進展

県民のユニバーサルデザインを知っている人の割合(意味まで知っている人)	5.0% (1999年)	59.1% (2020年)
県内の乗降客数3,000人/日以上の鉄道駅のユニバーサルデザイン化の割合	43.6% (2003年)	92.5% (2020年)
県営住宅へのユニバーサルデザイン導入の割合	20.7% (2004年)	60.0% (2020年)
県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合	34.3% (2003年)	50.8% (2020年)
外国語ボランティアバンク登録者数	876人 (2009年)	1,444人 (2020年)

ユニバーサルデザイン (Universal Design)

年齢、性別、能力、言語、考え方など人々が持つ様々な違いを認め合い、はじめから、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていくこうとする考え方

「誰一人取り残さない」
すべての人のためのデザイン

7 社会環境の変化

- ・少子高齢化、障害のある人の増加、外国人等の増加
65歳以上: 67万人(2000年) → 110万人(2019年)
身体障害者: 106,255人(2000年) → 121,609人(2020年)
在住外国人: 68,207人(2000年) → 99,629人(2020年)
- ・デジタル化の進展
→ 利用者の利便性向上、デジタルデバイドの顕在化
スマートフォンの世帯保有率: 9.7%(2010年) → 86.8%(2020年)
- ・SDGsの社会的関心の高まり
民間企業における認知度: 99.4% 取組を始めている企業: 61.6%
- ・オリンピック・パラリンピックの開催
伊豆半島、東部地域におけるオリパラ開催
- ・性の多様性に対する社会的な認知度の向上
・コロナ感染拡大による生活様式の変化、社会の不寛容さの顕在化

8 策定の視点

心のUDの促進

- ・ハード・ソフト分野は、法制度によりUD化が一定程度進展
- ・一方で、誰もが思いやりをもった共生社会づくりを進めるハート分野が重要
- ・このため、ハード・ソフト分野の基礎となる思いやりの心とハード・ソフト分野を補完する支え合いの行動を促進

SDGsの観点からの促進

- ・SDGsの理念、「誰一人取り残さない」は、ユニバーサルデザインの「すべての人のためのデザイン」と共通
- ・また、ユニバーサルデザインの取組はSDGs達成に貢献
- ・SDGsへの社会的な関心の高まりからユニバーサルデザインへの関心を喚起

ラクビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承

- ・世界的イベント開催に向けて施設整備やおもてなし力向上など多方面でUDが進んだ環境をレガシーとして継承
- ・障害のある人が活躍する姿を多くの人が見て多様性尊重の機運が向上したことで心のUDを普及拡大

9 推進施策体系

＜ハート＞誰もが思いやりをもった共生社会づくり

- (1)一人ひとりが実践できる人づくり
 - ① 理念の普及
 - ② 心のUDの促進
- (2)すべての人が社会参加できる土壌づくり
 - ① 社会参加を促す仕組みの整備
 - ② 社会における理解の促進

＜ソフト＞誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供

- (1)暮らしを豊かにするサービス・情報の提供
 - ① 生活の質を高めるサービス・情報の提供
 - ② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供
- (2)利用しやすい行政サービス・情報の提供
 - ① 利用者の立場に立った行政対応
 - ② すべての人に配慮した災害時の対応
- (3)使いやすく魅力あるものづくり
 - ① 製品開発の促進
 - ② 製品の利用促進

＜ハード＞誰もが暮らしやすいまちづくり

- (1)利用しやすく配慮された施設等の整備
 - ① 快適に利用できる建物・公園等の整備
 - ② 暮らしやすい住宅の整備
- (2)円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備
 - ① 安全で快適に移動できる道路等の整備
 - ② 移動しやすい公共交通機関の整備

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画 (評価書)

指標名	基準値 2020年度 (R2)	現状値 2024年度 (R6)	目標 2025 (R7)	区分	令和6年度の主な取組、成果	今後の取組の方向性	担当部局	担当課	
成果指標	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合 33.0% (2021年度)	39.3%	40.0%	B	第6次推進計画の目指す姿である、県民一人ひとりがお互いを理解し自由な行動を認め合う共生社会の実現に向け、学校向けの出前講座及び企業・団体向けの実践講座の開催を通して、ユニバーサルデザインの基礎知識や心のUDについて学ぶ機会の提供、SNS等を活用したユニバーサルデザインに関する情報発信により普及・啓発に取り組んだ。 「困っている人を見かけた際に声をかけたことのある県民の割合」は、令和3年度以降、下降・停滞していたが、令和6年度には39.3%まで上昇した。	「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」は上昇に転じたものの、全体の4割程度にとどまっており、引き続き第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画に基づく取組状況の共有や、県職員を対象とした講座の実施等により、全庁でのユニバーサルデザインの導入を着実に促していく。 さらに、講座や情報発信を通して相手の立場に立った思いやりの行動ができる人づくりに取り組んでいく。	くらし・環境部	県民生活課	
【ハート】誰もが思いやりをもった共生社会づくり									
ユニバーサルデザイン情報発信回数	81回	266回	毎年度 180回	◎	県民のUDの啓発や理解の向上を図るため、県内の大学生等に委嘱している「ふじのくにUD特派員」等による、UDの取組事例(身近な取組や先進的な事例等)に関する取材結果をSNSで情報発信した。令和6年度は、県民自身が実践しているユニバーサルデザインの取組を募集して紹介する新たな取組も行った。 (R6年度 facebook 91回、X(旧Twitter) 84回、Instagram 91回)	「ふじのくにUD特派員」による情報発信を継続していく。併せて令和6年度に作成した、企業等が主催するUDコンテストの受賞者を特派員がインタビューするYoutube動画を広く公開し、学生特派員による取材活動を通じて、県民のUDの啓発や理解の向上を図る。	くらし・環境部	県民生活課	
心のUDを促進する講座の実施回数	34回	42回	毎年度 40回	○	ユニバーサルデザインの理念や知識等を学ぶユニバーサルデザイン出前講座を小中学校を中心に37回、様々な特性を持つ方への配慮や対応方法の実技を取り入れた心のUDプラス実践講座を、企業・団体や県職員を対象に5回開催し、ユニバーサルデザイン及び心のUDの普及、理解促進に取り組んだ。 また、企業・団体等を対象に、具体例を交えながら、受講者自身が配慮が必要な人への対応方法を考え、学ぶことができる動画教材の貸し出しをした。	ユニバーサルデザイン出前講座及び心のUDプラス実践講座を引き続き開催し、ユニバーサルデザイン及び心のUDの促進に取り組む。 また、小中学校向け出前講座の実施にあたり、オンラインによる開催や、講座テキストを共有して学校教員自身が柔軟に講座を開催できる体制を整える等により、講座回数や受講者数の拡大を図っていく。	くらし・環境部	県民生活課	
【ソフト】誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供									
活動指標	工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談件数	366件	334件	毎年度 500件	●	介護施設における人手不足は年々深刻になっているため、介護用の機器開発を進めている。また、これまでに蓄積したトイレ介助に関する調査結果については学会でも発表し、機器開発の重要性を発信した。	企業が取り組む製品開発のユーザビリティ調査(行動観察など)において、実験データの収集・解析等で支援・協力を行う。「福祉機器」に限らず、人間を中心設計に基づいた新商品開発支援の手法についてのセミナーを実施し、UD普及の取組を行う。	経済産業部	商工振興課
行政手続のオンライン化対応済割合	27.8% (2021年度)	58.1%	80.0%	○	行政手続のオンライン化を推進するため、汎用電子申請システム、電子契約、電子納付の更なる利用拡大に努めたところである。これら既存の取組に加えて、令和6年度は、新たな取組として業務委託によるアンケート・ヒアリング調査や業務可視化等を実施した。その結果、一定の進捗は図られたものの、目標値の達成には至らなかった。	引き続き、汎用電子申請システム、電子契約、電子納付の更なる利用拡大に努めていく。これら既存の取組に加えて、昨年度実施した業務委託による業務可視化調査を拡大して実施するとともに、昨年度の業務委託により得られた調査結果に基づき、ツールの導入等による業務改善を実施し、オンライン化を着実に進めていく。 行政手続のオンライン化を推進し、県民サービスの向上を図ることで、いつでもどこにいても必要なサービスを受けられる豊かで持続可能な社会の実現を目指していく。	企画部	デジタル戦略課	
【ハード】誰もが暮らしやすいまちづくり									
県内乗合バスにおけるバリアフリー車両導入の割合	81.4%	88.6% (2023年度)	89.4%	◎	バス運行対策費助成事業により、乗合バス事業者が運行する不採算路線のうち、複数市町にまたがる広域的・幹線的な役割を果たす路線に対し助成しており、そのうち当該補助路線の運行の用に供するノンステップバス等の購入に係る経費の一部を助成した。	引き続き、バス運行対策費助成事業により、ノンステップバス等の購入に係る経費の一部を助成するなど、交通事業者への支援を行う。	交通基盤部	地域交通課	
集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	312件	412件	累計 410件	◎	公園整備事業や街路事業などの事業に新たに着手した。このほか、立地適正化計画に関する情報提供や、防災とまちづくりについて見識を深めるため、立地適正化計画広域連絡協議会を開催して市町の取組を支援した結果、取組が順調に進捗した。	引き続き、新たな事業の着手に努めるほか、立地適正化計画に関する情報提供や、立地適正化計画広域連絡協議会を開催して市町の取組を支援するなど、集約連携型都市構造の実現に向けて取り組む。	交通基盤部	都市計画課	

資料2-3 参考

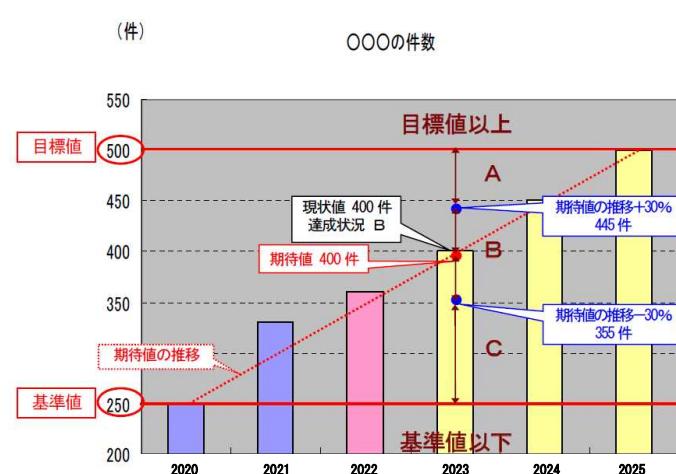
○成果指標

＜維持目標以外＞

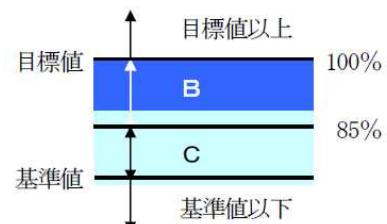
区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

＜維持目標＞※毎年度目標達成

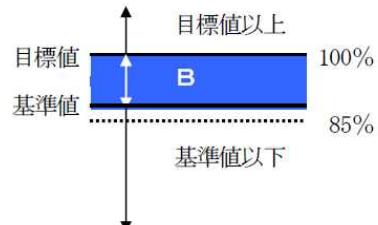
区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
B	「現状値」が「目標値」の85%以上100%未満のもの
C	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの



【基準値が目標値の85%未満の場合】



【基準値が目標値の85%以上の場合】



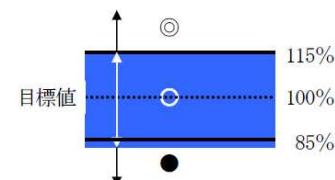
○活動指標

＜維持目標以外＞

区分	判断基準
◎	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超えのもの
○	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
●	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満のもの

＜維持目標＞※毎年度目標達成

区分	判断基準
◎	「現状値」が「目標値」の115%以上のもの
○	「現状値」が「目標値」の85%以上115%未満のもの
●	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの



次期ユニバーサルデザインの推進に係る計画の策定方針案

(静岡県くらし・環境部県民生活課)

1 要旨

令和7年度に、第6次ふじのぐにユニバーサルデザイン推進計画が計画期間の最終年度を迎える。

令和6年度調査では、県民の「ユニバーサルデザイン」の認知度は8割を超える状況にあり、今後は、県民生活にUDの理念が根付いていくよう、より一層教育や啓発に取り組むことによりUDを推進していくため、県民一人ひとりが主体となってUDを推進する長期的な取組を視野に入れた計画を策定する。

2 現計画と課題

(1) 施策体系の特徴

- ・ハード、ソフト、ハートの3施策体系の定義の明確化
- ・ハート分野において重点的な取組

分 野	記 載
ハート	誰もが思いやりをもった共生社会づくり
ソフト	誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供
ハード	誰もが暮らしやすいまちづくり

(2) 指標

項目	指標別	指標
全体	成果	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合
ハート		ユニバーサルデザイン情報発信回数
		心のUDを促進する講座の実施回数
ソフト	活動	工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及相談の件数
		行政手続きのオンライン化対応済割合
ハード		県内乗合バスのバリアフリー車両導入の割合
		集約連携型都市構造の現実に向けた取組件数

(3) 課題

- ・成果指標については、令和6年度には第6次計画を策定してから過去最高の割合となった。(目標値40%のところ令和6年度は39.3%)
- ・一方で、困っている人を見かけなかった人の割合は5割を超え、実質的に残った半数未満を対象に、特定の行動を実践したか否かを確認する指標となっている。
- ・そのため、現在の指標がユニバーサルデザインの推進度合いを反映する指標としては不十分であると考えられるとともに、UDの指標としての分かりにくさに関する意見等も受けていることから、より分かりやすいUDの総合指標となるものが求められる。

3 次期総合計画の目指す姿とUD計画の位置づけ

(1) 静岡県が目指す姿(最上位計画である次期総合計画の経営方針)

○目指す姿

「幸福度日本一の静岡県」

○目指す姿の実現に向けた考え方

- ・社会全体の不安全感や不確実性が高まる中、近年、物質的な豊かさに加えて「県民が安心して、幸せを実感できること」の重要性が高まっている。
- ・このため、県政運営全体に共通する新しい考え方として、県民一人ひとりの幸福実感を重視する「ウェルビーイング(※)」の視点を取り入れる。

※身体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(Well-being)にあることを指す。

(2) UD計画の位置づけ

- ・総合計画の政策体系の中柱「誰もが尊重し合える共生社会の実現」に紐付く分野別計画(※)として推進する。

※総合計画のもと、各政策分野において取り組む施策・取組を網羅的かつ具体的に示したもの。

4 次期UD計画の策定方針等

(1) 次期計画策定方針

○次期計画期間

令和7年度～令和10年度までの4年間

○次期計画策定に至る考え方

- ・初めてUD推進計画が策定されてから四半世紀が経ち、その間に法制度の整備やUDの理念が県政に導入され一定程度進展してきた。
- ・県民のUD認知度は8割を超え、UDへの意識は高まっている。
- ・人口減少、障害のある人や外国人の増加、性の多様性など、社会環境の変化に対応し、県民が幸せを実感し、共存していくためには、UDの理念・考え方方が不可欠である。

○計画の方針

- ・ハード、ソフト、ハートの3分野については、各施策が複合的に重複しており、3分野を総合的かつ一体的に推進していく。
- ・県民生活に、「自分ごと」としてUDの理念が根付いていくよう、より一層教育や啓発に取り組む
- ・ユニバーサルデザインの理念を土台としながら、より包括的で持続可能な共生社会へと発展させる。
- ・県は、引き続きUDを推進するための施策を展開していくとともに、UDを自分ごととしてとらえ県民自らが積極的にUDを推進していくよう、長期的なUD推進を視野に見据えて策定する。

○内容の表現方法

- ・冊子形式を維持しつつも、県民にとって、分かりやすく、理解を促進し、手にとってもらえるようなものにしていきたい。

(2)骨子(案)とその考え方 ※別添ファイル「次期計画骨子案」参照

項目	施策体系	考え方
1	静岡県が 目指すユ ニバーサ ル社会	・ユニバーサル社会実現推進法に地方公共団体の責務の記述があり、地域の特 性に応じたユニバーサル社会の実現に向けて施策を進めて行く必要がある。 ・ユニバーサルデザインの理念を土台としながら、より包括的で持続可能な共生 社会へと発展させる。
2	ユニバ ーサルデザ インの推 進	・ハード、ソフト、ハートの3分野についてそれぞれ記載する。 ・第6次計画時の内容のリバイスと簡略化。 ・施策体系の考え方として、今まで3分野を明確にし、それぞれ推進してきたが、 今後は3分野を一体として推進していく。
3	実践でき る人づくり	・実践できる人づくりについては、第6次計画第6章参考資料の中に掲載がある。 ・県の各部局でのUDの取組が進んだ反面、人口減少社会を迎える状況に適 応していく社会の流れが予測される中、施設・設備等の整備には一定の限界が 生じる。 ・「県民一人ひとりが主体となりUDを推進する」という長期的な方向性を見据え、 県民生活にUDの理念が根付いていくよう、様々な手法・手段により普及啓発に 重点的に取り組むことが必要。

(3)指標(案)とその考え方 ※別添ファイル「次期計画指標候補案」参照

＜共通の考え方＞

- ・ユニバーサルデザインの推進状況の把握が出来る指標にする。
- ・指標は一つに絞る予定。
- ・言葉の言い回し等は現時点では変更可能。

案1:ユニバーサルデザインが県民の生活に浸透していると感じる県民の割合

- ・ハード・ソフト・ハート分野のいずれにも特化しない。
- ・県民の日常生活におけるUDの浸透状況を把握。

案2:ユニバーサルデザインが県内の施設で取り入れられていると感じる県民の割合

- ・ハード、ソフト寄りの指標。
- ・UDがハード、ソフト面で広がってきてているかを把握。

案3:自身を含めた県民が日常生活の中で心のユニバーサルデザイン、心のバリアフ
リーを意識した行動をしていると感じる県民の割合

- ・ハート寄りの指標
- ・助けた側、助けられた側だけではなく、周囲にそのような人がいたことも含み、県民
の意識の中にUDが浸透しているか把握する。

参考:第7次計画策定スケジュール(予定)

時期	項目	内 容
5月下旬	ユニバーサルデザイン推進本部幹事会(庁内会議)	策定方針、指標・骨子案審議
6月 16 日	第1回ユニバーサルデザイン推進委員会	策定方針、指標・骨子案審議
9月	ユニバーサルデザイン推進本部幹事会	計画案審議
10月	第2回ユニバーサルデザイン推進委員会	計画案審議
12月中旬	県議会常任委員会報告	
12月下旬	パブリックコメント	
2月	ユニバーサルデザイン推進本部会議	計画確定
3月	計画公表	

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画（現計画） <施策体系>	(仮称) 第7次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画（次期計画） <施策体系>
<p>1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり</p> <p>(1) 一人ひとりが実践できる人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理念の普及 ② 心のUDの促進 <p>(2) すべての人が社会参加できる土壤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会参加を促す仕組みの整備 ② 社会における理解の促進 	<p>1 静岡県が目指すユニバーサル社会</p> <p>(1) 個性を尊重し共生する社会 中柱1</p> <p>(2) UDの理念の継承 中柱2</p>
<p>2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供</p> <p>(1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活の質を高めるサービス・情報の提供 ② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供 <p>(2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の立場に立った行政対応 ② すべての人に配慮した災害時の対応 <p>(3) 使いやすく魅力あるものづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 製品開発の促進 ② 製品の利用促進 	<p>2 ユニバーサルデザインの推進</p> <p>(1) ハードの取組</p> <p>(2) ソフトの取組</p> <p>(3) ハートの取組</p>
<p>3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり</p> <p>(1) 利用しやすく配慮された施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 快適に利用できる建物・公園等の整備 ② 暮らしやすい住宅の整備 <p>(2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全で快適に移動できる道路等の整備 ② 移動しやすい公共交通機関の整備 	<p>3 実践できる人づくり</p> <p>(1) 若者への普及</p> <p>(2) 行政職員への啓発</p> <p>(3) 企業への啓発</p> <p>(4) UD特派員による普及啓発活動</p>

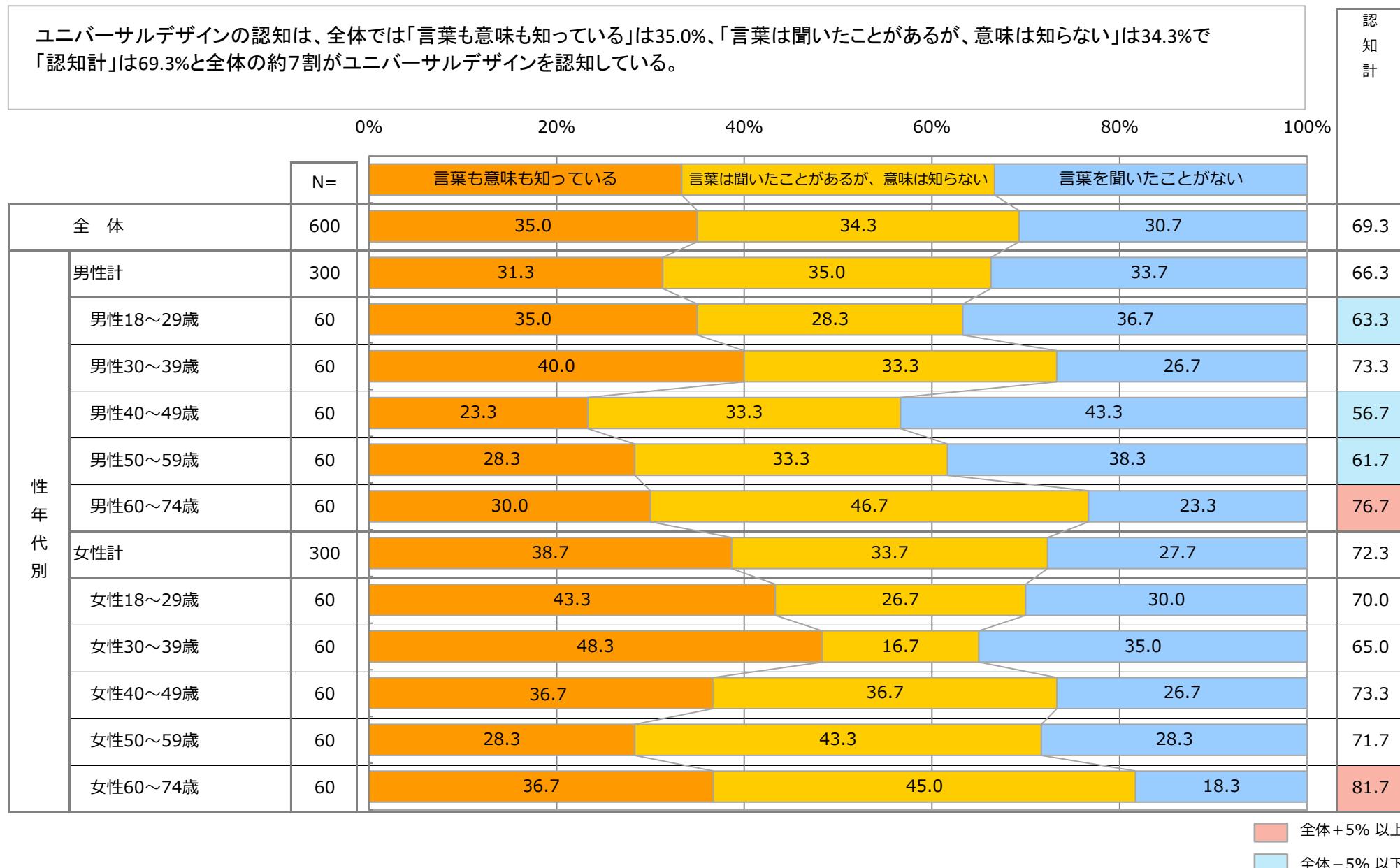
次期計画指標候補案

資料3-3

No	
案1	<p>あなたは、ユニバーサルデザインが県民の生活に浸透していると感じますか。(回答数は1つ) ユニバーサルデザインの例…多機能トイレ、スロープ、多言語標記、見やすい文字や色づかいの掲示板や印刷物、エレベーター、<u>障害のある方、お年寄り、マタニティの方に席を譲ったり、声をかけたりする行動等</u></p> <p>1 浸透している 2 どちらかといえば浸透している 3 どちらかといえば浸透していない 4 浸透していない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> UD推進本部幹事会での意見反映 ハート分野の事例も追記 </div>
案2	<p>あなたは、ユニバーサルデザインが県内の施設で取り入れられていると感じますか。(回答数は1つ) ユニバーサルデザインの例…多機能トイレ、スロープ、多言語標記、見やすい文字や色づかいの掲示板や印刷物、エレベーター等</p> <p>1 そう感じる 2 どちらかといえばそう感じる 3 どちらかといえばそう感じない 4 そう感じない</p>
案3	<p>あなたは、ご自身を含めた県民が日常生活の中で心のユニバーサルデザイン、心のバリアフリー(※)を意識した行動をしていると感じますか。(回答数は1つ) ※例:<u>障害のある方、お年寄り、マタニティの方に席を譲ったり、声をかけたりする。</u></p> <p>1 そう感じる 2 どちらかといえばそう感じる 3 どちらかといえばそう感じない 4 そう感じない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> UD推進本部幹事会での意見反映 障害を持った方→障害のある方 </div>

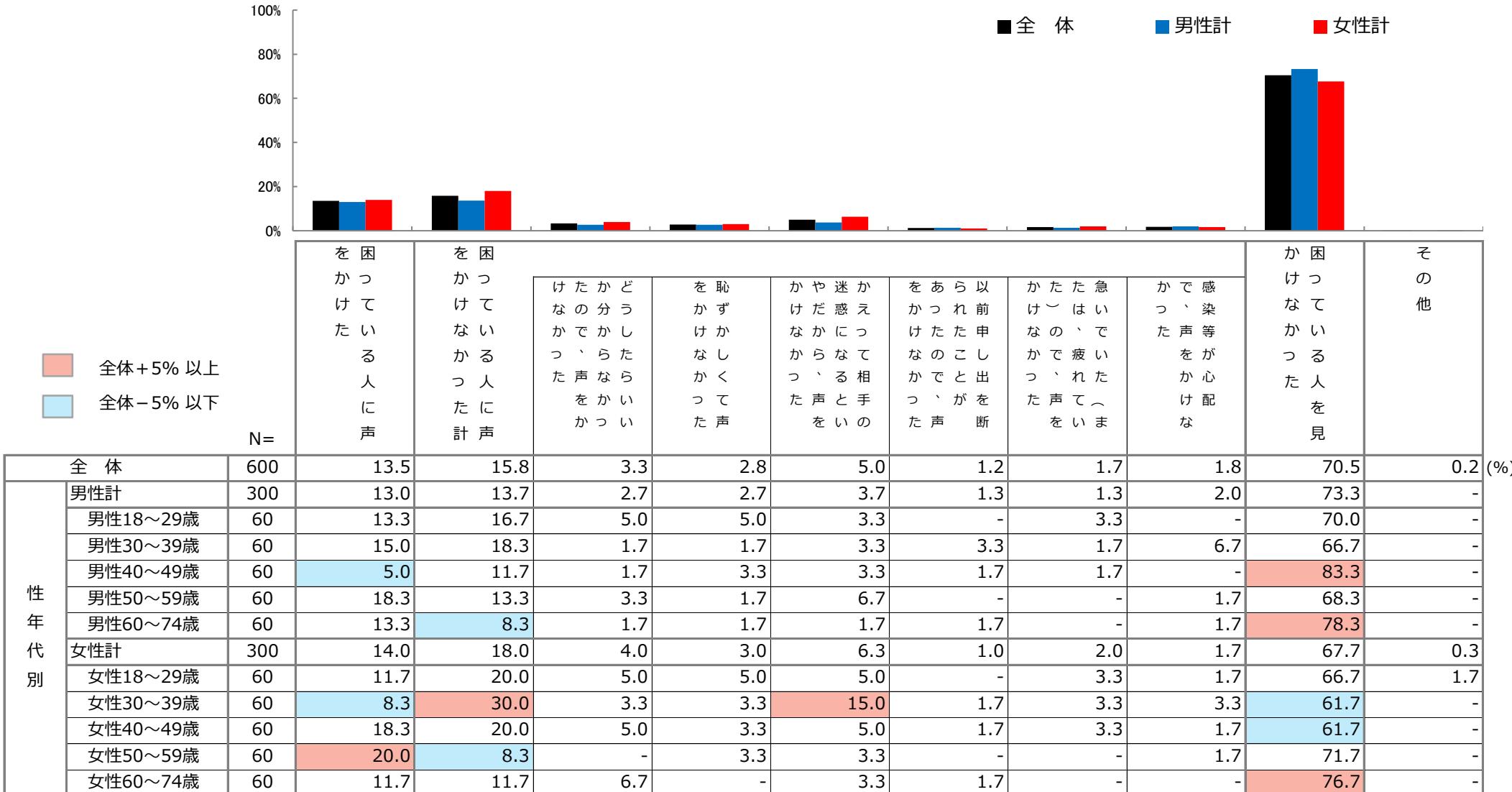
Q8. 「ユニバーサルデザイン」認知

ユニバーサルデザインの認知は、全体では「言葉も意味も知っている」は35.0%、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」は34.3%で「認知計」は69.3%と全体の約7割がユニバーサルデザインを認知している。



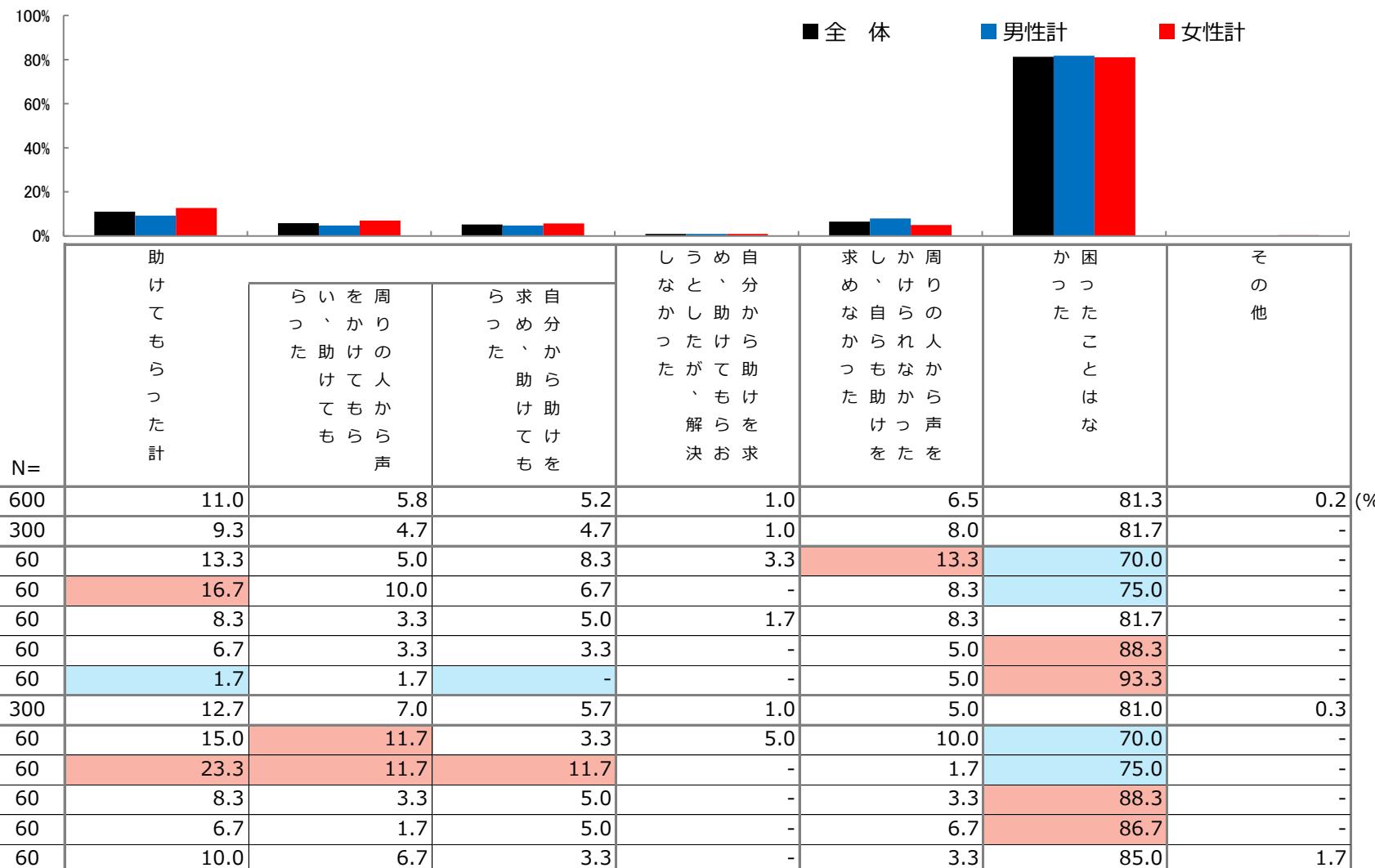
Q9. 直近1年間に行った気配り

この1年間に行った気配りは、全体では「困っている人に声をかけた(13.5%)」「困っている人に声をかけなかつた計(15.8%)」「困っている人を見かけなかつた(70.5%)」となった。
 「困っている人に声をかけなかつた計」の中で、「かえって相手の迷惑になるといやだから、声をかけなかつた(5.0%)」が最も高い。



Q10. 直近1年間に自身が助けてもらった経験

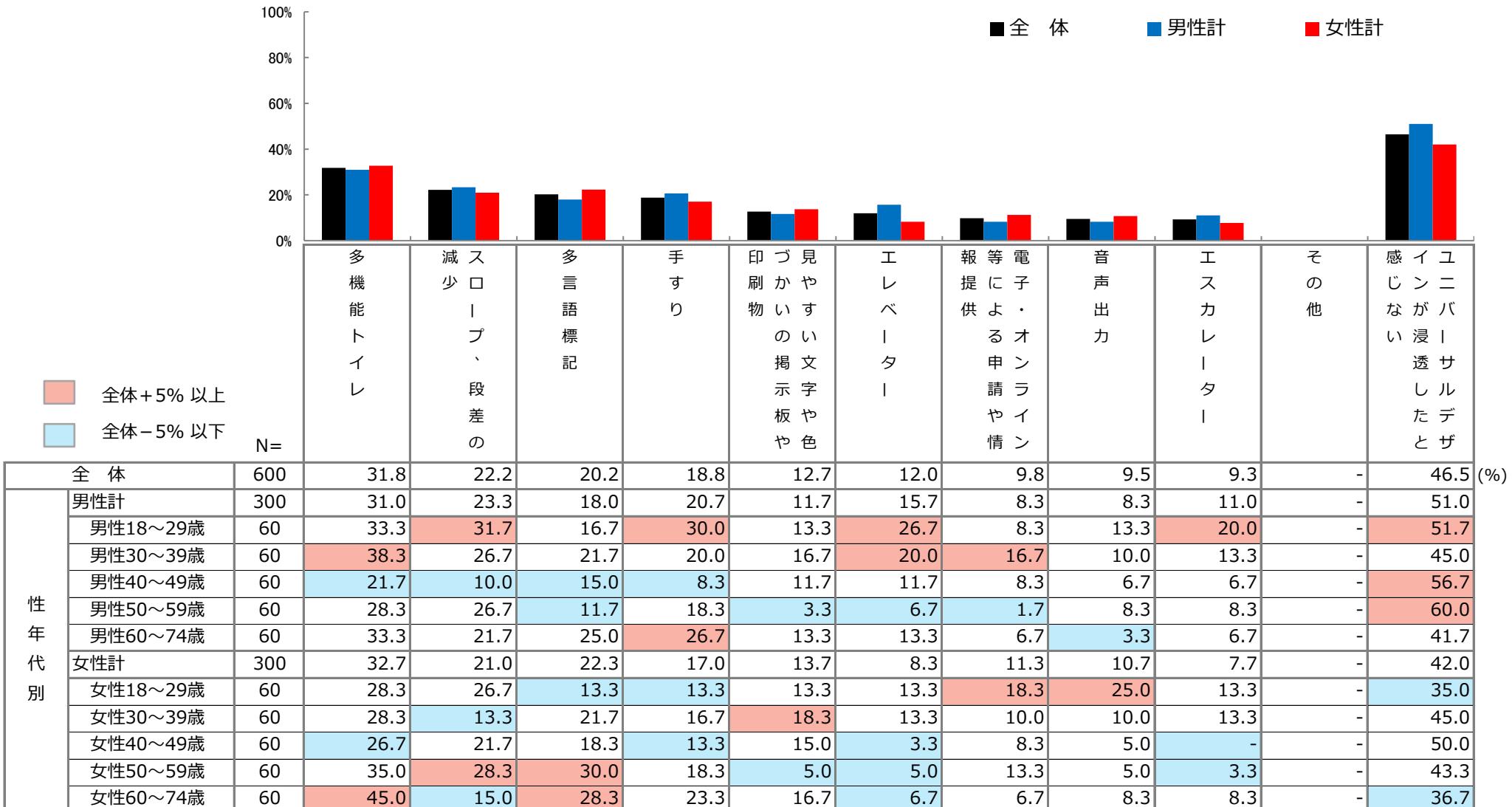
この1年間に自身が助けてもらった経験は、全体では「周りの人から声をかけてもらい、助けてもらった(5.8%)」と「自分から助けを求め、助けてもらった(5.2%)」を合わせた「助けてもらった計(11.0%)」は1割以上となった。「自分から助けを求め、助けてもらおうとしたが、解決しなかった」は1.0%、「周りの人から声をかけられなかったし、自らも助けを求めなかった」は6.5%となった。「困ったことはなかった(81.3%)」は8割以上となった。



Q11. ユニバーサルデザインが浸透したと感じるもの

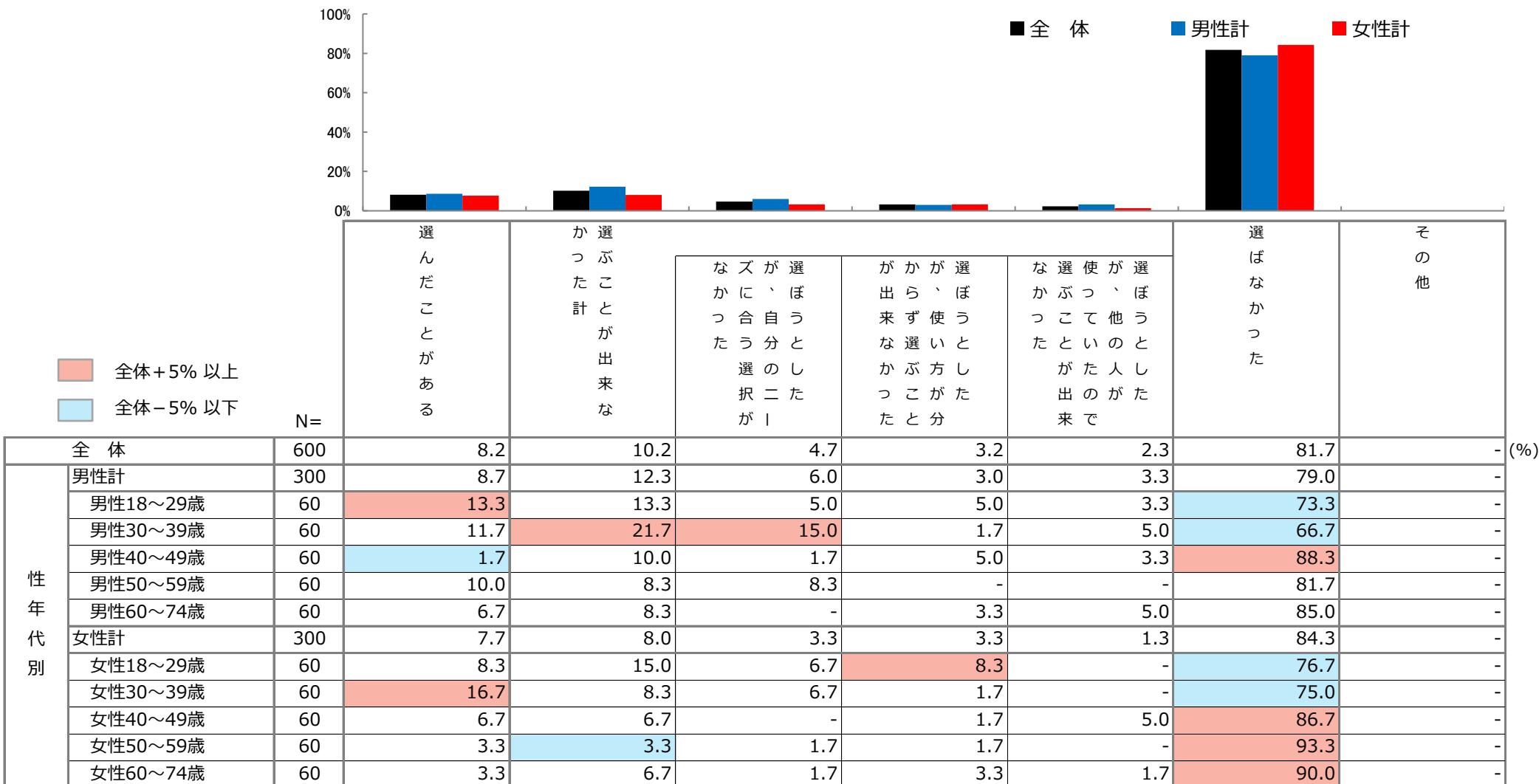
5年前と比べて、ユニバーサルデザインが浸透したと感じるものは、全体では「多機能トイレ(31.8%)」「スロープ、段差の減少(22.2%)」「多言語標記(20.2%)」の順で高くなっている。

「ユニバーサルデザインが浸透したと感じない(46.5%)」は5割弱となった。



Q12. 自分のニーズに合ったユニバーサルデザイン選択の有無

この1年間に自分のニーズに合ったユニバーサルデザインの選択は、全体では「選んだことがある」は8.2%、「選ぼうとしたが、自分のニーズに合う選択がなかった(4.7%)」「選ぼうとしたが、使い方が分からず選ぶことが出来なかった(3.2%)」「選ぼうとしたが、他の人が使っていたので選ぶことが出来なかった(2.3%)」を合わせた「選ぶことが出来なかった計」は10.2%となった。「選ばなかった(81.7%)」は8割以上となった。



次期ユニバーサル推進計画意見交換

<今回の意見交換の最終目標>

骨子案の決定及び指標案の絞りこみ

参考:スケジュール

6月	7月～9月	10月	12月	2月～3月	3月
推進委員会①	計画案の作成	推進委員会②	パブリックコメント実施	計画決定	公表
策定方針、指標・ 骨子案審議		計画内容案審議			
	今回				

1 次期計画策定方針について書きぶりの修正(報告)

<事前の意見整理時点>

県が主導するのではなく、県民一人ひとりが主体となってUDを推進していくよう
に、長期的なUD推進を視野に見据えて策定。

修正

<推進委員会の資料3-1>

県は、引き続きUDを推進するための施策を展開していくとともに、UDを自分
ごととしてとらえ県民自らが積極的にUDを推進していくよう、長期的なUD推進を視野
に見据えて策定。

2 意見交換の議題

議題① 次期計画策定方針(目指す姿)及び骨子案について

ユニバーサル社会と共生社会の違いや骨子案「1 静岡県が目指すユニバーサル社会」の中柱の表現方法等について御意見をいただいた。法律及び現計画からユニバーサル社会、共生社会の定義は以下のとおりであり、それを踏まえて、静岡県が目指すユニバーサル社会を定義した。

<ユニバーサル社会>参考:ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に發揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会。

<共生社会>参考:第6次ユニバーサルデザイン推進計画p1

利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境で誰もが自由に活動できるとともに、県民一人ひとりがお互いを理解し思いやりのある行動ができる社会。

○静岡県が目指すユニバーサル社会の定義

静岡県としては、ユニバーサル社会を『年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な違いを認め合い、個性を尊重しつつ支え合うとともに、社会に参加し活躍できる社会』と定義し、その概念を次期計画に取り入れた
いと考えるがそのことについて御意見をいただきたい。

定義の考え方

法律では「障害の有無、年齢等」とされ、福祉の観点から主に障害者や高齢者を対象とした限定的な枠組みとなっている。静岡県としては、今までのユニバーサルデザイン推進を背景にしてより「年齢、性別、能力、言語、考え方」とし広義な概念として設定している。

ユニバーサル社会は、人々が持つ様々な違いを認め合い支え合う共生社会に「社会に参加し活躍する」ことが追加された共生社会よりも一步進んだ社会だと考えている。

○骨子案「1 静岡県が目指すユニバーサル社会」の中柱

ユニバーサル社会は個性を尊重し共生する社会を基盤としながら、社会参加の機会が加わったもう一步進んだ社会であり、そのような社会を実現するためのアプローチとしてユニバーサルデザインの理念の継承が重要であると考え、骨子案「1 静岡県が目指すユニバーサル社会」の中柱に設定した。その中柱の表現方法について、県民にわかりやすく伝えるために、どのような表現が適切か伺いたい。

中柱1

中柱2

議題② 指標案の絞り込みについて

事前に御意見を伺った中では、案1又は案3がふさわしいと答えてくださった委員が多かった。議題①の静岡県が目指すユニバーサル社会を考えたときに、その成果を現すための指標について案1、案3のどちらにするのが適切かという観点から議論をいただきたい。その際、県民向け調査における今後の質問の仕方や例示についても、御意見をいただきたい。

これまでの計画における指標の変遷

※ ○印…県総合計画における成果指標（数値目標）

計画	代表（成 果）指 標			個別指標 (第6次：活動指標)
	ハート	ソフト	ハード	
第1次 (2000～ 2004)	「すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できる快適空間静岡の創造」 ※ 数値目標の設定なし			
第2次 (2005～ 2010)	6指標 ・「UD講座を受講する者の数」 301人／年→500人／年 ・「UD講演会への講師の派遣回数」 33回／年→35回／年 ほか	4指標 ・「県内企業・団体等のうちUDに取り組んでいる企業等の割合」 34.3%→50% ・「企業・団体等へのUDアドバイザーの派遣の回数」 20件／年 ・「県民(有権者)のうちUDを知っている者の割合」 65.9%→100% ほか	1指標 ・「UDの進捗に関する県民(有権者)の満足度」 100%up	ハート 49 ソフト 31 ハード 34 ※再掲あり
第3次 (2010～ 2013)	13指標（再掲あり） ・「県民のユニバーサルデザインを知っている人の割合」 64.7%→100% ほか	12指標（再掲あり） ・「県内企業・団体等のうちユニバーサルデザインに取り組んでいる企業等の割合」 43.2%→50% ほか	14指標（再掲あり） ○「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」 75.5%→90% ほか	※代表指標・ 個別指標の 区別なし
第4次 (2014～ 2017)	総括1指標「ユニバーサルデザインによる社会づくりが進んでいると思う県民の割合」 47.6%→70% 1指標 ・「県民のユニバーサルデザインを知っている人の割合（意味まで知っている人）」 33.6%→50%	1指標 ○「県内企業・団体等のユニバーサルデザインへの取組割合」 46.8%→55%	1指標 ・「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」 69.2%→90%	43指標 ハート 15 ソフト 13 ハード 15 ※再掲あり
第5次 (2018～ 2021)	2指標 ○「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」 25.3%→33.3% ・「ユニバーサルデザイン出前講座実施回数」 30回→毎年度 30回	2指標 ・「県内企業・団体等のユニバーサルデザインへの取組割合」 45.9%→55% ・「工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数」 496件／年→500件／年	2指標 ・「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」 49.5%→75% ・通学路合同点検に基づく対策実施率 56.3%→100%	38指標 ハート 16 ソフト 15 ハード 7 ※再掲あり
第6次 (2022～ 2025)	1指標 ○「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」 33.0%→40.0%	—	—	6指標 ハート 2 ソフト 2 ハード 2

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

参考資料1

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
I	(1)	① 理念の普及	SNSやホームページなどを通じた、身近なユニバーサルデザインや先進的な取組等のユニバーサルデザイン関連情報の発信	県民のUDへの理解向上を図るため、UDに关心が高い県内の大学生等をUD特派員として委嘱し、学生の視点から企業等の取組事例を取材、SNS等を通じて情報発信	県民のUDへの理解向上を図るため、UDに关心が高い県内の大学生等をUD特派員として委嘱し、学生の視点から企業等の取組事例を取材、SNS等を通じて情報発信	ユニバーサルデザイン情報発信回数	266回	くらし・環境部 県民生活課
1	(1)	① 理念の普及	オリンピック・パラリンピックを契機に生まれた、障害のある人へ理解が深まった機運を活かし、企業や学校等においてユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ講座の実施	県民のUDへの理解を深めるため、小・中学校や高校、団体等において、UDの理念・知識や身近なUD事例を学ぶユニバーサルデザイン出前講座を実施	県民のUDへの理解を深めるため、小・中学校や高校、団体等において、UDの理念・知識や身近なUD事例を学ぶユニバーサルデザイン出前講座を実施	出前講座の開催数	37回	くらし・環境部 県民生活課
I	(1)	② 心のUDの促進	小中学校等における、障害のある人や高齢者、外国人等がどのように困るかを理解し、サポートなどの意思表示や行動につながる講座の実施	ユニバーサルデザイン出前講座（再掲）において、相手の立場に立って思いやりのある行動ができる「心のUD」の具体的な事例を紹介	ユニバーサルデザイン出前講座（再掲）において、相手の立場に立って思いやりのある行動ができる「心のUD」の具体的な事例を紹介	出前講座の開催数（再掲）	37回	くらし・環境部 県民生活課
I	(1)	② 心のUDの促進	障害のある人や高齢者、外国人等へのそれぞれの特性に応じた対応方法について、企業等が必要な対象を選択して学ぶ講座の実施	困っている人に声をかけ、サポートできる人を増やすため、企業・団体等を対象に、様々な人への配慮や対応方法を学ぶ「心のUDプラス実践講座」を実施	困っている人に声をかけ、サポートできる人を増やすため、企業・団体等を対象に、様々な人への配慮や対応方法を学ぶ「心のUDプラス実践講座」を実施（年間10回を想定）	心のUDプラス実践講座の開催数	5回	くらし・環境部 県民生活課
I	(1)	② 心のUDの促進	外見では障害があると分からず人が必要な援助を得やすくするため、マークを見かけた人に思いやりのある行動を促す「ヘルプマーク」の普及	ヘルプマークの周知を図り、障害のある方への理解を深めるためのフォーラムを開催	ヘルプマークの周知を図り、障害のある方への理解を深めるため、企業や学校等への出前講座を実施	・出前講座の開催数 ・フォーラム1回 ・出前講座6回	・フォーラム1回 ・出前講座6回	健康福祉部 障害者政策課
I	(1)	② 心のUDの促進	特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流や共同学習の実施	・学校行事、授業への参加 ・作品や手紙の交換、オンラインシステムの活用等の様々な間接的な交流	・学校行事、授業への参加 ・作品や手紙の交換、オンラインシステムの活用等の様々な間接的な交流 ・地域と学校が一体となった「共生・共育」の推進に関する研究（袋井市、伊豆の国市）			教育委員会 特別支援教育課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

参考資料1

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
I (1) ②	心のUDの促進	学校、地域社会、関係機関との連携による、人権に関する講演会や講座の開催、広報啓発活動の実施 学校や職場、SNS等における誹謗中傷の防止のための啓発	○講演会等 ・人権フェスティバル（12/17）、人権講演会、人権ユニバーサル事業（障害者スポーツ体験）（8/24フェスティバル内）、企業と人権セミナー、子どもと大人の温かい絆づくりセミナー ○人権週間（12月4日～12月10日）関連 ・人権フェスティバル（再掲）、鉄道駅への啓発ポスター掲出、スポットCM・インターネットを利用した広告など、マスメディア等を活用した啓発活動を展開 ○学校、行政、企業・団体等と連携して出前人権講座を随時開催	○講演会等 ・人権フェスティバル（12/9）、人権講演会、人権ユニバーサル事業（障害者スポーツ体験）（8/23フェスティバル内）、企業と人権セミナー、子どもと大人の温かい絆づくりセミナー ○人権週間（12月4日～12月10日）関連 ・人権フェスティバル（再掲）、鉄道駅への啓発ポスター掲出、スポットCM・インターネットを利用した広告など、マスメディア等を活用した啓発活動を展開 ○学校、行政、企業・団体等と連携して出前人権講座を随時開催	人権啓発講座等の参加者数	25,389人	健康福祉部	地域福祉課（人権同和対策室）
			・人権啓発指導者養成講座 令和6年8月6日～8月26日 オンデマンド開催 内容：講義、課題別研修の動画配信	・人権啓発指導者養成講座 令和7年8月8日～8月28日 オンデマンド開催 内容：講義、課題別研修の動画配信	人権啓発指導者養成講座の申込み者数	696人	健康福祉部 教育委員会	地域福祉課（人権同和対策室） 教育政策課
			・人権教育研究指定校 令和5・6年度指定 県立駿河総合高等学校 ・人権教育担当者研修会 令和6年6月3日～6月28日 教員研修プラットフォームによるオンライン開催 内容：講義動画配信	・人権教育研究指定校 令和7・8年度指定 富士宮市立黒田小学校 ・人権啓発指導者養成講座 令和7年8月（3週間程度） 限定公開YouTubeによるオンライン開催 ・人権教育担当者研修会 令和7年6月2日～6月30日 教員研修プラットフォームによるオンライン開催 内容：講義動画配信	人権教育担当者研修参加人数	677人	教育委員会	教育政策課
			・人権教育担当者研修会 令和6年6月3日～6月28日 教員研修プラットフォームによるオンライン開催 内容：講義動画配信 ・人権教育指導資料「人権教育の手引き」配布	・人権教育担当者研修会 令和7年6月2日～6月30日 教員研修プラットフォームによるオンライン開催 内容：講義動画配信 ・人権教育指導資料「人権教育の手引き」リーフレット配布	人権教育担当者研修参加人数	677人	教育委員会	教育政策課
I (2) ①	社会参加を促す仕組みの整備	子育て支援活動や生活文化・伝統芸能伝承を通じた世代間交流等による高齢者の社会参加の促進、シルバー人材センターや老人クラブ（シニアクラブ）の会員拡大	・しづおか健康長寿財団や県老人クラブ連合会と連携し、高齢者の健康づくり・生きがいづくりに関する事業を実施 ・壮年熟期世代が継続的な社会参加活動につなげるための知識や技能を習得するため、生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウを学ぶ「講習・体験型講座」等を開催する市町を支援 ・県老人クラブ連合会がふじさんっこ応援隊と連携し、地域における子どもとの共通体験づくり活動を実施 ・老人クラブによるボランティア活動を支援 居場所の運営者間での連携を強化するため連絡会を開催し、ネットワークの形成を図ることで、各事業者等が抱えている課題解決に取り組む	・しづおか健康長寿財団や県老人クラブ連合会と連携し、高齢者の健康づくり・生きがいづくりに関する事業を実施 ・県老人クラブ連合会がふじさんっこ応援隊と連携し、地域における子どもとの共通体験づくり活動を実施 ・老人クラブによるボランティア活動を支援			健康福祉部	福祉長寿政策課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

参考資料1

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
I (2) ①	社会参加を促す仕組みの整備	障害のある人の雇用促進のための相談、職業訓練、職場定着支援の実施	・産業現場等における実習 ・ジョブコーチの依頼 ・ハローワークへの求職者登録 ・特別支援教育に関する「学齢部会」、「特別支援教育推進会議」、「特別支援体制整備研究協議会」等の開催	・産業現場等における実習 ・ジョブコーチの依頼 ・ハローワークへの求職者登録 ・特別支援教育に関する「学齢部会」、「特別支援教育推進会議」、「特別支援体制整備研究協議会」等の開催 ・進路指導担当者連絡協議会、高等部分校連絡協議会の開催			教育委員会	特別支援教育課
			・障害のある人を受け入れる介護事業所職員の研修等を実施 ・老人クラブによるボランティア活動を支援	・障害のある人を受け入れる介護事業所職員の研修等を実施 ・老人クラブによるボランティア活動を支援	・障害のある人を受け入れる介護事業所職員の研修等を実施（障害者政策課） ・東部(R7.3.19) ・中部(R7.3.21) ・西部(R7.3.14)	県内3か所で実施	健康福祉部	障害者政策課 福祉長寿政策課
			・障害者雇用に関する研修会 ・外部機関と連携した個別相談会 ・ジョブコーチ派遣	・障害者雇用に関する研修会 ・外部機関と連携した個別相談会 ・ジョブコーチ派遣			総務部	人事課
			・障害のある教職員向けに職場等に関する満足度調査を実施 ・障害のある方を対象とした教員採用試験を実施 ・障害のある方を対象とした職員採用試験を、知事部局と共同して実施 ・電話リレーサービスの運用	・障害のある教職員向けに職場等に関する満足度調査を実施予定 ・障害のある方を対象とした教員採用試験を実施 ・障害のある方を対象とした職員採用試験を、知事部局と共同して実施予定 ・電話リレーサービスの運用 ・障害者理解を深める研修を実施予定	教育委員会で働いていることについての満足度 (障害のある教職員向けの職場等に関する満足度調査における「大変満足」「やや満足」の割合)	89.7% (R5年度)	教育委員会	教育総務課
			障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の引上げに対応するため、雇用を促進 障害のある職員の配置所属に推進担当者を置き、職業生活に関する相談対応及び職場環境の整備等の実施	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の引上げに対応するため、雇用促進に取り組む 障害のある職員の配置所属に推進担当者を置き、職業生活に関する相談対応及び職場環境の整備等を行う	法定雇用率	実雇用率 3.23% 法定雇用率 2.8%	警察本部	警務課
		障害のある人の雇用促進のための相談、職業訓練、職場定着支援の実施	・障害者働く幸せ創出センターの運営 ・働くことに関する総合相談窓口の開設 ・企業と障害福祉サービス事業所のマッチングほか ・障害者優先調達推進法に基づく県による物品等の調達の推進 ・県内各市町における調達実績の全市町への情報提供 ・障害者働く幸せ創出センターに官公需スタッフを配置 ・ふじのくに福產品一人一品運動 ・福產品のブランド認定 ・「ふじのくに福產品等SDGsパートナー認定制度」の運用 ・障害福祉事業所の職員向け研修・専門家派遣、共同生産体制の構築支援、生産設備導入費用の助成	・障害者働く幸せ創出センターの運営 ・働くことに関する総合相談窓口の開設 ・企業と障害福祉サービス事業所のマッチングほか ・障害者優先調達推進法に基づく県による物品等の調達の推進 ・県内各市町における調達実績の全市町への情報提供 ・障害者働く幸せ創出センターに官公需スタッフを配置 ・ふじのくに福產品一人一品運動 ・福產品のブランド認定 ・「ふじのくに福產品等SDGsパートナー認定制度」の運用 ・障害福祉事業所の職員向け研修・専門家派遣、共同生産体制の構築支援	「障害者働く幸せ創出センター」による企業等との連携・農福連携の仲介件数	1,224件	健康福祉部	障害者政策課
			・障害のある人の職場定着支援のため、県ジョブコーチを養成・派遣するとともに、企業内ジョブコーチの養成を強化 ・障害のある人のための求人開拓、企業と求職者のマッチング支援等を行つ障害者雇用推進コ-ディネーター、障害のある人の活躍の場の拡大を支援する障害者職域拡大コ-ディネーターの配置 ・障害のある人、企業、支援機関等の障害者就労に関する相談に対応する障害者就労相談員の配置	・障害のある人の職場定着支援のため、県ジョブコーチを養成・派遣するとともに、企業内ジョブコーチを養成 ・障害のある人のための求人開拓や、雇用後の活躍・定着を見据えた職務選定や職場環境整備について助言等を行う障害者活躍推進雇用サポートの配置 ・障害のある人、企業、支援機関等の障害者就労に関する相談に対応する障害者就労相談員の配置	障害者雇用率	2.43%	経済産業部	産業人材課
		○あしたか職業訓練校において、職業訓練を実施 ・コンピュータ科（身体障害）：定員10人 ・生産・サービス科（知的障害）：定員40人 ○障害のある人の職業訓練を民間訓練機関等に委託し実施（定員：338人） ○アピリンピック全国大会の選手育成への支援 ・全国大会出場選手の訓練経費助成 ・県選手壮行会の実施 ・県大会の開催に主催者として参画（国際大会は開催なし）	○あしたか職業訓練校において、職業訓練を実施 ・コンピュータ科：定員10人 ・生産・サービス科：定員40人 ○障害のある人の職業訓練を民間訓練機関等に委託し実施（定員：300人） ○アピリンピック全国大会の選手育成への支援 ・全国大会出場選手の訓練経費助成 ・県選手壮行会の実施 ・県大会の開催に主催者として参画（国際大会は開催なし）				経済産業部	職業能力開発課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

参考資料1

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
		I (2) ① 社会参加を促す仕組みの整備	○障害のある人とのコミュニケーション支援のため、通訳者等を派遣する。 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣 ・盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣 ・失語症者向け意思疎通支援者の派遣	○障害のある人とのコミュニケーション支援のため、通訳者等を派遣する。 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣 ・盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣 ・失語症者向け意思疎通支援者の派遣	派遣人数	・手話通訳者派遣：167人 ・要約筆記者派遣：160人 ・盲ろう者向け通訳兼介助者派遣：1,511人 ・失語症支援者派遣：57人	健康福祉部	障害福祉課
			・「就学状況等調査」及び「就学状況追跡調査」による市町と連携した外国人の子どもの就学状況の把握と就学促進 ・公立小中学校に在籍する児童生徒への特別の教育課程による日本語指導及び教員、相談員の配置等の支援の実施 ・県立高校に在籍する外国人生徒の教育に対応するため、外部支援員を活用し、外国人生徒の適応指導、指導担当者等への助言、援助等を実施 ・キャリアコンサルティング技能士及び日本語コーディネーターを支援対象の県立高校に巡回派遣し、生徒個々の状況に応じた支援を実施	・「就学状況等調査」及び「就学状況追跡調査」による市町と連携した外国人の子どもの就学状況の把握と就学促進 ・公立小中学校に在籍する児童生徒への特別の教育課程による日本語指導及び教員、相談員の配置等の支援の実施 ・県立高校に在籍する外国人生徒に対して、通訳や相談員等の外部支援員を活用した適応指導の実施。 ・キャリアコンサルティング技能士や日本語コーディネーターを支援対象の県立高校に巡回派遣し、生徒個々の状況に応じた支援を実施	・外国語児童生徒の就学状況調査における不就学児童生徒数 ・外国人児童生徒トータルサポート事業実績調査における日本語指導を受けた児童生徒の肯定的回答 ※以下は参考資料 ・市町別帰国児童生徒の人数調査 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援体制調査 ・市町別要日本語指導・特別の教育課程編成の人数調査 ・市町別要日本語指導の言語別人数調査	○不就学児童生徒数 令和6年度70人 ○日本語指導を受けた児童生徒の肯定的回答 令和6年度94%	教育委員会	義務教育課 高校教育課
			・地域日本語教育の体制整備 ・多文化共生審議会委員等への外国人県民の登用 ・外国人学校におけるキャリア支援	・地域日本語教育の体制整備 ・多文化共生審議会委員等への外国人県民の登用 ・外国人学校におけるキャリア支援	地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	13市町	企画部	多文化共生課
			・しづおかジョブステーション（西部）に外国語（ポルトガル語）通訳1人を配置	・しづおかジョブステーション（西部）に外国語（ポルトガル語）通訳1人を週3日配置			経済産業部	産業人材課
			・定住外国人向け職業訓練を実施（9コース、定員129人） ・定住外国人向けの在職者訓練を実施（6コース、定員60人） ・定住外国人職業訓練コーディネーター（3人）を設置	・定住外国人向け職業訓練を実施（9コース、定員135人） ・定住外国人職業訓練コーディネーター（3人）を設置			経済産業部	職業能力開発課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

参考資料1

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
I (2) ①	社会参加を促す仕組みの整備	女性活躍の理解促進や多様な働き方を選択できる職場づくりによる男女がともに能力を発揮できる就労環境の整備、多様なニーズに対応した保育・介護サービス等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会づくり宣言事業所と連携・協働の強化。 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業 <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍加速化フォーラムの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・さくや姫交流会 ・男性の家事・育児参加促進出前講座（県内3事業所で実施） ・暮らしと仕事の安心講座 女性活躍情報を一元的に発信 男女共同参画の地域リーダーが中心となって実施する地域活動を静岡県地域女性団体連絡協議会に委託 <ul style="list-style-type: none"> 地域実践活動事業（県内10地域） 活動実績の発表 地女連大会での発表 活動報告書の作成、配布 フェムテックによる女性活躍推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 女性特有の健康課題の理解促進 企業へのフェムテック導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会づくり宣言事業所と連携・協働の強化。 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業 <ul style="list-style-type: none"> 経営者向け講演会の開催 ・さくや姫交流会 ・男性の家事・育児参加促進 ・女性活躍情報を一元的に発信 フェムテックによる女性活躍推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 女性特有の健康課題の理解促進 企業へのフェムテック導入支援 	男女共同参画社会づくり宣言事業所新規登録数	32件	くらし・環境部	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ・イクボスの普及、育成を推進するとともに、男性の育児休業取得を促進するため、経営者、管理職、総務担当者等を対象に、イクボス養成講座をオンライン・オンデマンドで実施 ・子育て世帯に優しい職場環境を実現するため、県内の中小企業を対象に社労士等のアドバイザー派遣を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・イクボスの普及、育成を推進するとともに、男性の育児休業取得を促進するため、経営者、管理職、総務担当者等を対象に、イクボス養成講座をオンライン・オンデマンドで実施予定 ・子育て世帯に優しい職場環境を実現するため、県内の中小企業を対象に社労士等のアドバイザー派遣を実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・イクボス養成講座（オンライン・オンデマンド）実施回数 ・仕事と子育ての両立推進アドバイザー派遣回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回 ・11社×3回 	健康福祉部	こども政策課
			<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の急用時に、児童を一時的に預かる施設や、病気の子どもを仕事等でやむを得ず保護者が保育できない場合に、一時的に保育する施設を確保する市町を支援 ・保育所等における医療的ケア児の受け入れのため、看護師の配置等の体制構築を行う市町を支援 ・市町が実施する地域子育て支援拠点事業への運営費助成のほか、拠点で支援にあたる職員の資質向上を図るために子育て未来マイスター研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の急用時に、児童を一時的に預かる施設や、病気の子どもを仕事等でやむを得ず保護者が保育できない場合に、一時的に保育する施設を確保する市町を支援 ・保育所等における医療的ケア児の受け入れのため、看護師の配置等の体制構築を行う市町を支援 ・市町が実施する地域子育て支援拠点事業への運営費助成のほか、拠点で支援にあたる職員の資質向上を図るために子育て未来マイスター研修を実施 	子育て未来マイスターが在籍している地域子育て支援拠点の割合	集計中	健康福祉部	こども未来課
			<ul style="list-style-type: none"> ・女性等、多様な人材が働きやすく活躍できる環境整備のため、経営者の意識改革を促すセミナーを実施 ・企業の女性活躍行動計画策定や、多様な働き方導入等を支援するアドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性等、多様な人材が働きやすく活躍できる環境整備のため、経営者等の意識改革を促すセミナーを実施 ・企業の女性活躍行動計画策定や、多様な働き方導入等を支援するアドバイザーの派遣 			経済産業部	産業人材課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

参考資料1

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
I (2) ①	社会参加を促す仕組みの整備	男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶の啓発やDV防止のためのセミナーなどの学習機会を提供、被害者に対する相談・保護・自立支援などの総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止出前セミナー」を高校、大学、専門学校で実施（13校） データDV防止リーフレットの配布 リブロダクティブヘルスライツのリーフレット配布 性暴力支援者養成研修公開講座（くらし交通安全講主催）において、女性からの相談に対応している相談員や一般県民を対象に性暴力被害及びリブロダクティブ・ヘルス／ライツ理解促進のための講座を開催 女性電話相談、男性電話相談、しずおか女性相談チャットによる相談を実施 女性相談において面接の専門相談（DVその他暴力）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止出前セミナー」を高校、大学等で実施（15校予定） データDV防止リーフレットの配布 リブロダクティブ・ヘルス／ライツリーフレット配布 性暴力被害者支援者養成研修公開講座における講演（くらし交通安全講主催） 女性電話相談、男性電話相談、しずおか女性相談チャットによる相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 女性電話相談件数 男性電話相談件数 しづおか女性相談チャット相談件数 	3,655件 138件 321件	くらし・環境部	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> 困難女性支援・DV相談担当者研修会の開催（県内4か所） 女性支援事業（一時保護）に係る意見交換会の開催 配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催 子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会の開催 DV対応部門・児童虐待対応部門合同研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 困難女性支援・DV相談担当者研修会の開催（県内4か所） 女性支援事業（一時保護）に係る意見交換会の開催 配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催 子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会の開催 DV対応部門・児童虐待対応部門合同研修会の開催 	DV相談件数	3,359件	健康福祉部	こども家庭課
I (2) ①	社会参加を促す仕組みの整備	性的指向及び性自認を理由に困難を抱えている人のための相談や交流会の実施、パートナーシップ制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 県内在住・在勤・在学者を対象とした性のあり方についての困りごとなどに関する相談窓口「ふじのくにLGBT電話相談」を実施 性的マイノリティ当事者や支援者などの居場所づくりのため、「いろいろにじいろ交流会」を実施 静岡県パートナーシップ宣誓制度の普及・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内在住・在勤・在学者を対象とした性のあり方についての困りごとなどに関する相談窓口「ふじのくにLGBT電話相談」を実施 性的マイノリティ当事者や支援者などの居場所づくりのため、「いろいろにじいろ交流会」を実施 静岡県パートナーシップ宣誓制度の普及・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> LGBT電話相談件数 交流会開催回数 	116件 6回	くらし・環境部	男女共同参画課
I (2) ②	社会における理解の促進	障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消機運醸成のための「県民会議」の開催 差別解消の推進及び紛争事案の助言・あっせんを行う「障害者差別解消支援協議会」の運営 「障害者差別解消専門相談員」等の配置 各種団体が開催する合理的配慮に関する講演会経費等への助成 民間事業者への合理的配慮アドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消機運醸成のための「県民会議」の開催 差別解消の推進及び紛争事案の助言・あっせんを行う「障害者差別解消支援協議会」の運営 「障害者差別解消専門相談員」等の配置 各種団体が開催する合理的配慮に関する講演会経費等への助成 民間事業者への合理的配慮アドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 「県民会議」の開催数 協議会の開催数 差別解消の推進及び紛争事案の助言・あっせんの回数 合理的配慮理解促進事業費補助金を交付した団体数 合理的配慮アドバイザー派遣回数（R7新設） 	<ul style="list-style-type: none"> 県民会議1回 協議会1回 団体への助成11団体 	健康福祉部	障害者政策課
			<ul style="list-style-type: none"> 年次別研修における人権に関する講話等 生徒指導連絡協議会にて、各校の人権教育全体計画や人権教育年間指導計画作成の推進に関する研修実施 各学校内における人権研修 地域の学校の授業や行事等への参加 ボランティア団体による読み聞かせ等 学校所在地域における清掃活動等 学習推進ボランティアとして各校に大学生等の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方について研修会等で周知 年次別研修における人権に関する講話等 生徒指導連絡協議会にて、各校の人権教育全体計画や人権教育年間指導計画作成の推進に関する研修実施 各学校内における人権研修 地域の学校の授業や行事等への参加 ボランティア団体による読み聞かせ等 学校所在地域における清掃活動等 学習推進ボランティアとして各校に大学生等の受入れ 		教育委員会	特別支援教育課	
I (2) ②	社会における理解の促進	認知症への正しい知識の普及のための「認知症サポートー」の養成	住民だけではなく、地域の企業への認知症の理解普及を図るため、企業職域向けの認知症サポートー養成講座等を開催	住民だけではなく、地域の企業への認知症の理解普及を図るため、企業職域向けの認知症サポートー養成講座等を開催	認知症サポートー養成数	23,921人	健康福祉部	福祉長寿政策課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

参考資料1

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
I	(2)	社会における理解の促進	安心して外出できる環境の実現のための「介護マーク」の普及促進	アルツハイマー月間等を中心に、普及に向けた広報活動を市町と連携して実施	アルツハイマー月間等を中心に、普及に向けた広報活動を市町と連携して実施		健康福祉部	福祉長寿政策課
I	(2)	社会における理解の促進	外国人県民と相互の文化や生活習慣を理解し合う多文化共生意識の定着に向けた広報啓発や出前教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の文化と暮らし出前教室の実施 ・SNS等により外国人県民向けに多言語で情報を提供 ・地域日本語教室における外国人県民と地域住民との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の文化と暮らし出前教室の実施 ・SNS等により外国人県民向けに多言語で情報を提供 ・地域日本語教室における外国人県民と地域住民との交流 ・多文化共生月間の新設 	SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数 930件	企画部	多文化共生課
I	(2)	社会における理解の促進	男女が共に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、様々な分野に参画できるように、子どもや若者、男性に重点を置いた意識啓発や広報の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の趣旨に賛同する県域の民間団体で構成する「しづおか男女共同参画推進会議」やその傘下団体の主体的な活動を支援することにより、あらゆる分野における男女共同参画を推進 ・全体会及び専門部会の合同開催（1回） (男女共同参画に関する講演) ・専門部会の開催（1回） (静岡県男女共同参画基本計画について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の趣旨に賛同する県域の民間団体で構成する「しづおか男女共同参画推進会議」やその傘下団体の主体的な活動を支援することにより、あらゆる分野における男女共同参画を推進 ・全体会の開催（1回） (男女共同参画に関する講演) ・専門部会の開催（1回） (静岡県男女共同参画基本計画について) 	加入団体数 75団体	くらし・環境部	男女共同参画課
I	(2)	社会における理解の促進	性の多様性に関する理解を促進するため、ホームページ等による情報提供や研修会等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじのくにレインボーページ」を運営し、性の多様性の基礎知識や県内の取組などの情報提供を実施 ・図書館等を活用した啓発（巡回展示） ・性の多様性に配慮した職場環境づくりのための企業への専門家派遣、企業向けガイドブック作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじのくにレインボーページ」を運営し、性の多様性の基礎知識や県内の取組などの情報提供を実施 ・図書館等を活用した啓発（巡回展示） ・性の多様性に配慮した職場環境づくりのための企業への専門家派遣 	巡回施設数 11施設	くらし・環境部	男女共同参画課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等(定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
II	(1)	① 生活の質を高めるサービス・情報の提供	SNSやホームページなどを通じた、ユニバーサルデザインに配慮した製品やサービスに関する情報の発信	企業・団体等の取組を促進するため、UD特派員(再掲)によるSNSを通じた情報発信などにより、UDに配慮した製品やサービスに関する好事例を発信	企業・団体等の取組を促進するため、UD特派員(再掲)によるSNSを通じた情報発信などにより、UDに配慮した製品やサービスに関する好事例を発信	ユニバーサルデザイン情報発信回数(再掲)	266回	くらし・環境部 県民生活課
II	(1)	① 生活の質を高めるサービス・情報の提供	品名等を分かりやすく表示するための事業者への指導	食品関連事業者に対する合同監視の中で、文字の大きさが適正となるよう指導を行うとともに、食品表示制度を普及するための消費者向けパンフレット等を活用し、啓発を行う	食品関連事業者に対する合同監視の中で、文字の大きさが適正となるよう指導を行うとともに、講習会等の機会を通じて食品表示制度の普及・啓発を行い、消費者にとって分かりやすい表示を推進する。	(1)合同監視調査件数 (2)事業者向け表示講習会の開催	(1)109件 (2)3回	健康福祉部 衛生課
II	(1)	① 生活の質を高めるサービス・情報の提供	外国人が、日本人と同様に医療や保健、福祉等のサービスを受けることのできる環境の整備	外国人県民が安心して適切な医療を受けられるようにするため、医療機関向けに電話医療通訳サービスを提供 国民健康保険の窓口を訪問した外国人に対して、必要に応じ健康保険等被用者保険の適用について説明するとともに、国保制度を紹介する外国語パンフレットを配布するなど、制度の周知徹底に努めるよう保険者に対し助言する。 「7か国語(英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語<R 6.5月作成予定>)パンフレット」及びやさしい日本語版を作成し、市町窓口等に備え付け、公式HPに掲載する等周知。	外国人県民が安心して適切な医療を受けられるようにするため、医療機関向けに電話医療通訳サービスを提供 国民健康保険の窓口を訪問した外国人に対して、必要に応じ健康保険等被用者保険の適用について説明するとともに、国保制度を紹介する外国語パンフレットを配布するなど、制度の周知徹底に努めるよう保険者に対し助言する。 「7か国語(英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語<R 7.5月作成予定>)パンフレット」及びやさしい日本語版を作成し、市町窓口等に備え付け、公式HPに掲載する等周知する予定。	県の電話医療通訳事業により外国人患者受入環境を整備した救命救急センター設置病院の割合	63.60%	健康福祉部 医療政策課
II	(1)	② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供	障害や高齢等の制約の有無にかかわらず、参加できるユニバーサルデザインに配慮した旅行を開催する事業者等への支援	本県を目的地とする団体旅行商品の造成を支援するため、貸切バスを利用した旅行を開催する旅行会社への助成を実施	本県を目的地とする団体旅行商品の造成を支援するため、貸切バスを利用した旅行を開催する旅行会社への助成を実施	助成台数(貸切バス)	445台	スポーツ・文化観光部 観光振興課
II	(1)	② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供	県内観光施設等における、車いす使用者駐車場、多目的トイレ、段差の解消等の取組や対応情報の提供	・日本平夢テラスへの急勾配なアクセス路に対する移動支援として、電動カートを運行する。(6往復程度/時間) ・市町等が行う観光施設整備に対する助成制度により、観光施設における多目的トイレ等の整備を促進する。 ・旅行中の移動支援に係る実証事業や、宿泊施設や観光施設等のバリアフリー化改修等に対する支援を行う。	電動カート利用者数 評価指標なし 市町の観光地バリアフリー化計画策定数	18,687人 - R7新規事業	スポーツ・文化観光部 観光政策課	
II	(1)	② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供	外国人観光客の利便性向上のための、観光施設、休憩施設及び自然歩道への「やさしい日本語」及び多言語表記観光案内板の整備	・日本平夢テラスに設置したデジタルサイネージの設置効果等を検証し、他地域への設置について検討を行う。	・日本平夢テラスに設置したデジタルサイネージの設置効果等を検証し、他地域への設置について検討を行う。	評価指標なし		スポーツ・文化観光部 観光政策課
II	(1)	② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供	旅館・ホテル等観光関連事業者を対象とした、国内外からの旅行者へのおもてなし力向上のための研修会等の実施	・宿泊事業者を対象としたおもてなし力向上のための研修会を開催する。 ・観光ボランティアガイドなどによるおもてなし体験イベントの実施を支援する。	・宿泊事業者を対象としたおもてなし力向上のための研修会を開催する。 ・観光ボランティアガイドなどによるおもてなし体験イベントの実施を支援する。	研修会参加者数 イベント参加者数	1,219人 1,458人	スポーツ・文化観光部 観光政策課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	電子申請システムや申請書類等のダウンロードサービスの運用等のデジタル化の推進	○「ふじのくにオープンデータカタログ」及び「統計センターしづおか」の運用 ・サイト内のデータの体系的整備を実施 ・最新の公共データの提供	○「ふじのくにオープンデータカタログ」及び「統計センターしづおか」の運用 ・サイト内のデータの体系的整備を実施 ・最新の公共データの提供	「①ふじのくにオープンデータカタログ」及び「②統計センターしづおか」の登録データ数 ① 3,568件 ② 15,153件	企画部	統計活用課
				・納税・申告等手段の多様化や電子化のため、県税の電子申告、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、マルチペイメント、eLTAXでの電子納税による県税納付、自動車保有關係手続のワンストップサービス（OSS）を実施 ・各種電子決済手段をまとめた入口としてeLT-QRを導入し、納税通知書等に印字 ・各財務事務所に多言語対応をした自動入金機を設置	・納税・申告等手段の多様化や電子化のため、県税の電子申告、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、マルチペイメント、eLTAXでの電子納税による県税納付、自動車保有關係手続のワンストップサービス（OSS）を実施 ・各種電子決済手段をまとめた入口としてeLT-QRを導入し、納税通知書等に印字 ・各財務事務所に多言語対応をした自動入金機を設置 ・自動車税の納付状況を車検前にインターネット上で確認できるシステムを導入 ・ネットによる対話形式で県民からの自動車税の問い合わせに対応するシステムを導入			
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	文字・色の使い方などのデザインへの配慮や「やさしい日本語」及び多言語表記等による、誰にも分かりやすい情報の提供	・保護者と学校間の連絡用ツールに、複数言語による翻訳機能を付加（特別支援教育課） ・広報業務アドバイザーや広報研修で民間の専門家を活用し、広報制作支援を実施（広聴広報課） ・色使いやフォント、文字の大きさなどUDに配慮した親しみやすい「県民だより」の制作（広聴広報課） ・県庁案内タッチディスプレイのふりがな機能及び外国語（英語・ベトナム語）対応による支援（広聴広報課） ・外注印刷説明会で印刷物作成の際のUDへの配慮について説明（用度課） ・外注印刷発注DBにUDへの配慮の有無についてのチェック欄を設け、配慮を促進（用度課）	・広報業務アドバイザーや広報研修で民間の専門家を活用し、広報制作支援を実施（広聴広報課） ・色使いやフォント、文字の大きさなどUDに配慮した親しみやすい「県民だより」の制作（広聴広報課） ・県庁案内タッチディスプレイのふりがな機能および外国語（英語・ベトナム語）対応による支援（広聴広報課） ・外注印刷マニュアルで印刷物作成の際のUDへの配慮について説明（用度課） ・外注印刷発注DBにUDへの配慮の有無についてのチェック欄を設け、配慮を促進（用度課）		全部局 (教育委員会 総務部 出納局)	(特別支援教育課 広聴広報課 用度課)
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	ホームページ等のデジタル情報を見やすく・分かりやすく発信するため、文字の拡大、色の変換等が容易にできるデジタル表示の利便性を活かしたウェブアクセシビリティの推進	・ホームページウェブアクセシビリティ試験の実施 ・職員へのウェブアクセシビリティの周知	・ホームページウェブアクセシビリティ試験の実施 ・職員へのウェブアクセシビリティの周知		総務部	広聴広報課
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	音声や点字、電子ブック、手話通訳などによる、誰にも伝わる多様な手段による情報の発信	知事定例記者会見の手話通訳、県民だよりのウェブ版及び点字版、こえ版の発行、ふじのくにのウェブ版発信（広聴広報課）	知事定例記者会見の手話通訳、県民だよりのウェブ版及び点字版、こえ版の発行、ふじのくにのウェブ版発信（広聴広報課）		全部局 (総務部)	(広聴広報課)
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	県内在住外国人県民が、円滑な日常生活を送るための、ガイドラインに基づく日常生活にとって必要・有用な情報のポータルサイト等による発信	・Facebook等により外国人県民向けに「やさしい日本語」及び多言語で情報発信を随時実施	・Facebook等により外国人県民向けに「やさしい日本語」及び多言語で情報発信を随時実施 SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数（再掲）	930件	企画部	多文化共生課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	外国語（英語・中国語・ポルトガル語）による運転免許試験の実施	第一種、第二種及び仮免許の学科試験を20言語で実施	原付免許の学科試験は現在英語のみの対応のため、今後も外国語学科試験問題を追加導入していく	外国語試験の受験件数	第一種 8,825件 第二種 81件 仮免許 2,238件	警察本部 運転免許課
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	子育て中の人の行事やイベントへの参加を可能にするための、おもちゃ・絵本などの託児セットの庁内及び市町への貸し出し、行事やイベントにおける託児サービスの実施	引き続き、託児セットの利用を希望する行事等への貸し出しを実施	引き続き、託児セットの利用を希望する行事等への貸し出しを実施	特になし	—	健康福祉部 こども未来課
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	電話リレーサービスや110番アプリ、Eメール、ファクシミリを利用した110番通報手段の確保	県警ホームページ内に、FAX110番やメール110番の案内や110番アプリの使用方法とアプリのダウンロード手順等を掲載して、聴覚や言語に障害のある方の緊急通報手段を紹介し、利用促進を図った	県警ホームページ内に、FAX110番やメール110番の案内や110番アプリの使用方法とアプリのダウンロード手順等を掲載して、聴覚や言語に障害のある方の緊急通報手段を紹介し、利用促進を図る（継続）			警察本部 通信指令課
II	(2)	① 利用者の立場に立った行政対応	デジタルデバイド解消のため、地域における身近な相談役となるデジタルサポーターの育成	・令和4年度から継続し、デジタル機器に不慣れな方の身近な相談役として「ふじのくにデジタルサポーター」を育成 ・新たに障害(視覚・聴覚)のある方へのデジタルデバイド解消を目的としたサポーターの育成講座を実施	・令和4年度から継続し、デジタル機器に不慣れな方の身近な相談役として「ふじのくにデジタルサポーター」を育成 ・昨年度から、障害(視覚・聴覚)のある方へのデジタルデバイド解消を目的としたサポーターの育成講座も実施	・受講者数 ・受講団体数 ・実施回数 ・サポーターの活動実績調査(正確な実施回数等は把握せず)	受講者：268人 受講団体：10団体 実施：17回	企画部 デジタル戦略課
II	(2)	② すべての人に配慮した災害時の対応	災害時における要配慮者への適切な支援に関する知識の普及	・防災出前講座、地震防災センター等において、県民に要配慮者支援を含めた防災知識を普及 ・被災後の避難生活の質的向上を図るため、災害関連死を防ぐ取組や感染症対策などを反映した避難所運営に関する手引き等を活用して県民及び自主防災組織などに普及啓発	・防災出前講座、地震防災センター等において、県民に要配慮者支援を含めた防災知識を普及 ・被災後の避難生活の質的向上を図るため、災害関連死を防ぐ取組や感染症対策などを反映した避難所運営に関する手引き等を活用して県民及び自主防災組織などに普及啓発			危機管理部 危機情報課
II	(2)	② すべての人に配慮した災害時の対応	避難行動要支援者の迅速な避難支援及び的確な安否確認を行うため、市町における個別避難計画の作成の促進	市町の福祉部局・防災部局の担当による意見交換会を開催し、各市町での取組の好事例の共有を図ることで、市町における個別避難計画策定を支援	市町の福祉部局・防災部局の担当による意見交換会を開催し、各市町での取組の好事例の共有を図ることで、市町における個別避難計画策定を支援	優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成が完了した市町の割合	7市町	健康福祉部 企画政策課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
II	(2)	すべての人に配慮した災害時の対応	避難所において、多様な避難者への対応を可能にするための、避難所運営訓練の促進、福祉避難所の整備・運営を行う市町への支援	市町の取組を支援するため、引き続き、地震・津波対策等減災交付金により財政支援	市町の取組を支援するため、引き続き、地震・津波対策等減災交付金により財政支援		危機管理部	危機情報課
				福祉避難所の指定について、説明会等を通じ市町担当者に必要性を十分説明し、各市町の実情に応じた体制を整備するよう働きかけ	福祉避難所の指定について、説明会等を通じ市町担当者に必要性を十分説明し、各市町の実情に応じた体制を整備するよう働きかけ			
				・災害時多言語支援センター設置訓練の実施 ・災害時外国語ボランティア育成研修の実施 ・外国人キーパーソン発掘 ・外国人県民を対象とした防災出前講座の開催	・災害時多言語支援センター設置訓練の実施 ・災害時外国語ボランティア育成研修の実施 ・外国人キーパーソン発掘 ・外国人県民を対象とした防災出前講座の開催	外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催回数	786箇所	健康福祉部 企画政策課
II	(2)	すべての人に配慮した災害時の対応	「やさしい日本語」及び多言語による防災啓発パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災研修会の開催、外国語ボランティアの登録・育成	多文化共生課と連携した防災出前講座の開催	多文化共生課と連携した防災出前講座の開催		企画部	多文化共生課
				・外国人を含めた観光客の安全対策に係る災害対策計画の策定を市町に呼びかけるとともに、訪日外国人旅行者向けの災害情報提供アプリの利用促進を図る。	・外国人を含めた観光客の安全対策に係る災害対策計画の策定を市町に呼びかけるとともに、訪日外国人旅行者向けの災害情報提供アプリの利用促進を図る。			
				11言語に多言語化した「静岡県総合防災アプリ」について、防災出前講座やチラシ配布等により普及	11言語に多言語化した「静岡県総合防災アプリ」について、防災出前講座やチラシ配布等により普及		危機管理部	危機情報課
II	(2)	すべての人に配慮した災害時の対応	多言語に対応した「静岡県総合防災アプリ」の普及	11言語に多言語化した「静岡県総合防災アプリ」について、防災出前講座やチラシ配布等により普及	11言語に多言語化した「静岡県総合防災アプリ」について、防災出前講座やチラシ配布等により普及			

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

施策体系		「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等 (定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱							
II	(3)	① 製品開発の促進	県工業技術研究所におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の研究開発や講習会等の実施、県内企業への技術指導	県工業技術研究所においてユニバーサルデザイン製品に関する講習会等を実施し、ユニバーサルデザイン関連の研究開発を行う企業へ技術指導等の支援を実施した。また介護施設と協力し既存の介護機器の改良に取り組んだ。	県工業技術研究所においてユニバーサルデザイン製品に関する講習会等を実施する。ユニバーサルデザイン関連の研究開発を行う企業へ技術指導等の支援を実施する。また介護福祉機器分野に進出する県内企業の商品開発を共同研究で支援する。	講習会・見学会の回数 ユニバーサルデザインに関する指導件数	6件 334件	経済産業部 商工振興課
II	(3)	① 製品開発の促進	中小企業における戦略的なデザインの活用を促進するための、使用者の視点に立った優れた「製品」「仕組み」「取組」の顕彰	デザインを活用した製品や取組を選定、顕彰する「グッドデザインしそおか」を実施。「グッドデザインしそおか」では、ユニバーサルデザインに優れた製品や取組を「ユニバーサルデザイン賞」として選定、顕彰。	デザインを活用した製品や取組を選定、顕彰する「グッドデザインしそおか」を実施する。「使用者の視点にたっていること」を審査項目のひとつとして製品や取組を選定する。「大賞」、「金賞」、使用者の視点にたっていることを評価された「優秀賞」については、その点について展示やパンフレットの中で積極的に広報する。			経済産業部 地域産業課
II	(3)	② 製品の利用促進	ユニバーサルデザインの製品、先進的な取組等のインターネットやSNSによる情報の発信	県民のUDへの理解向上を図るため、UDに关心が高い県内の大学生等をUD特派員として委嘱し、学生の視点から企業等の取組事例を取材、SNS等を通じて情報発信	県民のUDへの理解向上を図るため、UDに关心が高い県内の大学生等をUD特派員として委嘱し、学生の視点から企業等の取組事例を取材、SNS等を通じて情報発信	ユニバーサルデザイン情報発信回数（再掲）	266回	くらし・環境部 県民生活課
II	(3)	② 製品の利用促進	社会や環境への影響を考えてより良いモノを選ぶ消費者の育成	・啓発リーフレットによる情報発信 ・消費者教育出前講座の実施 ・教員向け消費者教育講座の実施 ・エシカル消費推進事業	・啓発リーフレットによる情報発信 ・消費者教育出前講座の実施 ・教員向け消費者教育講座の実施 ・エシカル消費推進事業	・消費者教育出前講座実施回数	308回	くらし・環境部 県民生活課
II	(3)	② 製品の利用促進	県の物品調達におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の選定	・府内で共通して利用が見込まれる文具類について、一部ユニバーサルデザインに配慮した製品を採用（はさみ、ステープラー等） ・ユニバーサルデザインに配慮した製品の情報収集に努め、物品調達時の選定に配慮	・府内で共通して利用が見込まれる文具類について、一部ユニバーサルデザインに配慮した製品を採用（はさみ、ステープラー等） ・ユニバーサルデザインに配慮した製品の情報収集に努め、物品調達時の選定に配慮			出納局 用度課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

施策体系			「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等(定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱	小柱							
III	(1)	① 快適に利用できる建物・公園等の整備	市町や民間事業者へのユニバーサルデザインを活かした建築設計のガイドラインの普及	県有建築物の整備において、ユニバーサルデザインを積極的に導入	県有建築物の整備において、ユニバーサルデザインを積極的に導入			財務部	建築企画課
				施設整備に係る補助金の活用を促すことで、私立学校におけるユニバーサルデザインに配慮した校舎づくりの取組を促進する	施設整備に係る補助金の活用を促すことで、私立学校におけるユニバーサルデザインに配慮した校舎づくりの取組を促進する			スポーツ・文化観光部	私学振興課
				市町等におけるコミュニティ活動拠点施設の整備について、ユニバーサルデザインに配慮した施設とするよう促す。	コミュニティ活動拠点施設の整備を行う市町等に助成する「コミュニティ施設整備事業」の補助金交付要領において、「地域の誰もが使いやすい施設とすること」を事業採択の方針として明示。これに基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設とするよう促す。	ユニバーサルデザインに配慮した施設（件数）	7件	総務部	地域振興課
III	(1)	① 快適に利用できる建物・公園等の整備	県有施設でのエレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、分かりやすい案内誘導表示等の整備	・県立学校については、老朽校舎改築校6校（富士宮東、富士宮北、清水西、藤枝東、島田）、 新構想高校1校（ふじのくに国際） への整備 ・市町立学校に対しては、文部科学省の学校施設環境改善交付金の活用を促す	・県立学校については、老朽校舎改築校1校（焼津中央）への整備が完了予定 ・市町立学校に対しては、文部科学省の学校施設環境改善交付金の活用を促す	学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（R6.9.1時点 小中学校、特別支援学校のみ）	特支校舎トイレ 86.8%（全国98.1%） 特別校舎EV 57.9%（全国86.3%）	教育委員会	教育施設課
				・新県立中央図書館の実施設計において、障害者関係団体やLGBTQ関係者からの意見を考慮して設計をまとめ、工事発注手続きを進める。 (ただし、入札不落により工事手続は令和7年度に先送り)	調整中（検討中）			教育委員会	新図書館整備課
III	(1)	① 快適に利用できる建物・公園等の整備	市街地再開発事業により整備される施設や建築物へエレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、分かりやすい案内誘導表示等の促進のための施行者への助言・啓発	市街地再開発事業により整備される施設や建築物について、エレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、手すりの設置、分かりやすい案内誘導表示等を推進するため、事業を実施する組合等に対して、助言及び啓発を行った。	市街地再開発事業により整備される施設や建築物について、エレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、手すりの設置、分かりやすい案内誘導表示等を推進するため、事業を実施する組合等に対して、助言及び啓発を行っていく			交通基盤部	景観まちづくり課
III	(1)	① 快適に利用できる建物・公園等の整備	居住や都市機能を誘導・集約し公共交通機関等で結ぶ集約連携型のまちづくりの推進	・街路事業や都市公園事業等の推進 ・制度概要、全国の取組事例、及び他部局からの情報提供など、立地適正化計画等に関する情報提供等を行うため、立地適正化計画広域連絡協議会を開催	・街路事業や都市公園事業等の推進 ・制度概要、全国の取組事例、及び他部局からの情報提供など、立地適正化計画等に関する情報提供等を行うため、立地適正化計画広域連絡協議会を開催	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数（目標値：410件（R7））	412件	交通基盤部	都市計画課
III	(1)	① 快適に利用できる建物・公園等の整備	公園での段差の解消やスロープの設置等のバリアフリー整備の促進支援のための市町への支援	2市（磐田市・湖西市）の2公園に助成を行い、段差の解消、スロープの設置等の整備を行う。	1市（磐田市）の1公園に助成を行い、手すりの設置等の整備を行う。	工事の完了写真の確認	2市（磐田市・湖西市）2公園	交通基盤部	公園緑地課
III	(1)	① 快適に利用できる建物・公園等の整備	河川の高水敷（洪水時に水に浸かる部分）や海岸の空間を利用した遊歩道、港湾の緑地や人工海浜等の交流空間等での歩きやすい歩道、スロープ等の整備の促進	遊歩道における舗装整備を実施し、安全・快適に利用できる歩行空間を拡大した。	河川周辺の遊歩道における舗装整備を実施し、安全・快適に利用できる歩行空間を創出する	河川環境整備の一環で遊歩道等を施工した箇所数	6箇所	交通基盤部	河川海岸整備課
				緑地等に津波避難施設の整備において、スロープを設置する。（浜名港）	緑地等に津波避難施設の整備において、スロープを設置する。（清水港）	施設数	1箇所	交通基盤部	港湾整備課
III	(1)	② 著しくやさしい住宅の整備	高齢者が安心して安全に暮らすことができる住宅建築等の研修会の実施	県市町職員等を対象に、高齢社会に対応した住まいづくりに関する研修会を開催し、高齢者が安心して安全に暮らすことができる住宅の普及を促進	県市町職員等を対象に、高齢社会に対応した住まいづくりに関する研修会を開催し、高齢者が安心して安全に暮らすことができる住宅の普及を促進			くらし・環境部	住まいづくり課

「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」関連事業の令和6年度及び令和7年度実施状況

施策体系			「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」における主な取組	令和6年度実施事業	令和7年度実施事業見込み	左記内容について数値で評価できる調査や指標等(定期的に調査し、数値化しているもの)	令和6年度実績	担当部局	担当課
大柱	中柱	小柱							
III	(1)	② 暮らしやすい住宅の整備	県営住宅におけるエレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置等の整備	・県営住宅の建替整備戸数 214戸（七尾A、駒越1、南平A、麻機羽高）	・県営住宅の建替整備戸数 378戸（瀬古A、興津A、原、佐鳴湖）	建替整備戸数	214戸	くらし・環境部	公営住宅課
III	(1)	② 暮らしやすい住宅の整備	サービス付き高齢者向け住宅の登録の推進	高齢者が安心して、円滑に入居できる賃貸住宅の情報を提供するため、サービス付き高齢者向け住宅の登録を推進	高齢者が安心して、円滑に入居できる賃貸住宅の情報を提供するため、サービス付き高齢者向け住宅の登録を推進			くらし・環境部	住まいづくり課
III	(1)	② 暮らしやすい住宅の整備	高齢者や障害のある人、子育て世帯等が安心して安全に、快適に暮らすことができる住宅関連情報の提供	住まい関連イベントやホームページ（住まいの情報ガーデン）、住まいづくり支援ガイド等により、高齢者や障害のある人、子育て世帯等が安心して安全に、快適に暮らすことができる住宅関連情報を提供	住まい関連イベントやホームページ（住まいの情報ガーデン）、住まいづくり支援ガイド等により、高齢者や障害のある人、子育て世帯等が安心して安全に、快適に暮らすことができる住宅関連情報を提供			くらし・環境部	住まいづくり課
III	(2)	安全で快適に移動できる道路等の整備	地域住民等のニーズを踏まえた使いやすく満足度の高い道路の整備、車椅子利用者等の道路利用状況を踏まえた歩道の整備、歩行者と自転車の通行空間の分離、無電柱化の推進	各土木事務所において、地元住民等と道路整備における事業効果や問題点を話し合うワークショップ等を実施し、対話型行政による道路整備を推進	各土木事務所において、地元住民等と道路整備における事業効果や問題点を話し合うワークショップ等を実施し、対話型行政による道路整備を推進			交通基盤部	道路企画課
				市街地内の都市計画道路において、歩行者と自転車の通行空間の分離や無電柱化、交通結節点における歩行者空間の円滑化を推進する	市街地内の都市計画道路において、歩行者と自転車の通行空間の分離や無電柱化、交通結節点における歩行者空間の円滑化を推進する			交通基盤部	街路整備課
				ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備がされるよう、土地区画整理事業を実施する市町・土地区画整理組合等に対して助言及び啓発を行った。	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備がされるよう、土地区画整理事業を実施する市町・土地区画整理組合等に対して助言及び啓発を行っていく			交通基盤部	景観まちづくり課
				・歩道や道路案内標識について、改善や維持修繕を実施（道路保全課） ・静岡県無電柱化推進計画に基づき、交通安全上重要な道路の無電柱化を推進（道路保全課） ・歩行者と自転車の通行空間の分離を推進（道路整備課）	・歩道や道路案内標識について、改善や維持修繕を実施（道路保全課） ・静岡県無電柱化推進計画に基づき、交通安全上重要な道路の無電柱化を推進（道路保全課） ・歩行者と自転車の通行空間の分離を推進（道路整備課）	・静岡県無電柱化推進計画に位置付けられた無電柱化の工事に着手済みの延長の割合 ・市町自転車ネットワーク計画に位置付けられた県管理道路の整備率	・21.5% ・0.7% (R6年度 L=0.4km整備)	交通基盤部	道路保全課 道路整備課
III	(2)	① 安全で快適に移動できる道路等の整備	バリアフリーに配慮した信号機の整備、信号灯器のLED化、標識・標示の高輝度化、エスコートゾーン整備の推進	バリアフリーに配慮した信号機の整備や信号灯器のLED化、標識・標示の高輝度化等の整備の実施	バリアフリーに配慮した信号機の整備や信号灯器のLED化、標識・標示の高輝度化等の整備を実施する			警察本部	交通規制課
III	(2)	移動しやすい交通機関の整備	民間事業者や市町への支援によるバス路線の維持・確保、ノンステップバスやワンステップバス等の導入を促進、アマンド交通や乗合タクシーなど新たな生活交通の導入支援	・乗合バス事業者が運行する不採算路線のうち、複数市町にまたがる広域的・幹線的な役割を果たす路線に対し助成 ・ノンステップバス等の購入に係る経費の一部を助成 ・市町地域公共交通会議出席 35市町	・乗合バス事業者が運行する不採算路線のうち、複数市町にまたがる広域的・幹線的な役割を果たす路線に対し助成 ・ノンステップバス等の購入に係る経費の一部を助成 ・市町地域公共交通会議出席 35市町			交通基盤部	地域交通課
				ユニバーサルデザインタクシーについては、国の補助事業が廃止されたため、県の助成事業も廃止。引き続き、新たな国事業等の情報収集に努める。	ユニバーサルデザインタクシーについては、国の補助事業が廃止されたため、県の助成事業も廃止。引き続き、新たな国事業等の情報収集に努める。			健康福祉部	障害者政策課
III	(2)	② 移動しやすい交通機関の整備	鉄道事業者が行うエレベーターや多機能トイレの設置等、鉄道駅のユニバーサルデザイン施設整備に対し助成する市町への支援	・鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業費助成：予算5,834千円 補助率1/6 補助先：富士市 対象駅：富士川駅 車いす用エレベーター、多機能トイレ等	・鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業費助成：予算5,833千円 補助率1/6 補助先：富士市 対象駅：富士川駅 車いす用エレベーター、多機能トイレ等			交通基盤部	地域交通課
III	(2)	② 移動しやすい交通機関の整備	空港や港湾の整備、改修において、スロープ整備等による段差の解消や、分かりやすい案内誘導表示等のユニバーサルデザイン導入の促進	新規の整備なし	旅客ターミナル改修等において、通路の段差を解消する。（清水港）	施設数	-	交通基盤部	港湾整備課

第6次ふじのくに ユニバーサルデザイン 推進計画

(2022年度～2025年度)

静岡県

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	ユニバーサルデザインとは	1
2	計画の目指す姿	1
3	計画の位置付け	1
4	計画の期間	1

第2章 計画の評価・課題

1	ユニバーサルデザインを取り巻く環境	2
(1)	ユニバーサルデザインに関連する法制度の整備	2
2	静岡県のこれまでの取組と第5次計画	7
(1)	ユニバーサルデザインの導入からこれまでの20年のあゆみ	7
3	社会環境の変化	15
4	今後の課題	17

第3章 計画の取組視点と施策体系

1	これからの取組の視点	18
(1)	心のUDの促進	18
(2)	SDGsの観点を踏まえた推進	19
(3)	ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承	19
2	施策体系	21
(1)	施策分類	21
(2)	指標	23

第4章 推進施策

1	<ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり	24
(1)	一人ひとりが実践できる人づくり	24
(2)	すべての人が社会参加できる土壤づくり	26
2	<ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供	29
(1)	暮らしを豊かにするサービス・情報の提供	29
(2)	利用しやすい行政サービス・情報の提供	30
(3)	使いやすく魅力あるものづくり	32
3	<ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり	34
(1)	利用しやすく配慮された施設等の整備	34

(2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備	35
--------------------------	----

第5章 計画の推進

1 推進体制	37
2 進行管理など	37

第6章 参考資料

1 指標一覧	39
2 計画に掲げる施策とSDGsの関係	40
3 取組・成果事例	42
(1) ハート分野の取組	42
(2) ソフト分野の取組	47
(3) ハード分野の取組	52
4 ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピック開催地の取組	56
(1) ハート分野の取組	56
(2) ソフト分野の取組	57
(3) ハード分野の取組	58

※この計画書は、見やすさ・読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントを使用しています。

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画概要

～すべての人が自由に活動でき、お互いを認め合い、思いやりあふれる「美しい“ふじのくに”づくり～

1 策定趣旨

- ・2000年度を始期とする第1次行動計画を策定し、現在の第5次計画(2018年度～2021年度)に至るまで、約20年間、多方面にわたり取組を実施
- ・ハート・ソフト・ハードの3つの分野を柱としたこれまでの取組を継続するとともに、ユニバーサルデザインを取り巻く社会環境の変化に対応するため、2022年度を始期とする新たなユニバーサルデザイン施策の推進に関する計画を策定

2 目指す姿

高齢者、障害のある人、外国人など、様々な特性や考え方を持つすべての人が、誰にでも利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境に暮らしながら、お互いを理解し自由な行動を認め合う共生社会を目指す。

3 位置づけ

静岡県の新ビジョン(総合計画)の特定課題に対応する分野別計画

4 計画期間

2022年(令和4年)年度～2025(令和7年)年度

5 ユニバーサルデザインに関する主な法制度

UDを理念とした法令の制改定は一定程度進展

6 これまでの取組

全国で初めてUDの理念を県政に導入し、一定程度進展		
県民のユニバーサルデザインを知っている人の割合	5.0%	59.1% (2020年)
県内の乗降客数3,000人/日以上の鉄道駅のユニバーサルデザイン化の割合	43.6%	92.5% (2020年)
県営住宅へのユニバーサルデザイン導入の割合	20.7%	60.0% (2020年)
県内企業・団体等のユニバーサルデザインへの取組割合	34.3%	50.8% (2020年)
外国語ボランティアバンク登録者数	876人 (2009年)	1,444人 (2020年)

8 策定の視点

心のUDの促進		
・ハード・ソフト分野は、法制度によりUD化が一定程度進展	・一方で、誰もが思いやりをもった共生社会づくりを進め	・ハート・ソフト分野が重要
・このため、ハード・ソフト分野の基礎となる思いやりの心とハード・ソフト分野を補完する支え合いの行動を促進	・このため、ハード・ソフト分野の基礎となる思いやりの心とハード・ソフト分野を補完する支え合いの行動を促進	
SDGsの観点からの促進		
・SDGsの理念、「誰一人取り残さない」は、ユニバーサルデザインの「すべての人のためのデザイン」と共通	・SDGsの理念、「誰一人取り残さない」は、ユニバーサルデザインの「すべての人のためのデザイン」と共通	
・また、ユニバーサルデザインの取組はSDGs達成に貢献	・また、ユニバーサルデザインの取組はSDGs達成に貢献	
・SDGsへの社会的な関心の高まりからユニバーサルデザイナーへの関心を喚起	・SDGsへの社会的な関心の高まりからユニバーサルデザイナーへの関心を喚起	

8 策定の視点		
・ラクビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承	・世界的イベント開催に向けて施設整備やおもてなし力向上など多方面でUDが進んだ環境をレガシーとして継承	
・障害のある人が活躍する姿を多くの人が見て多様性尊重の機運が向上了ことで心のUDを普及拡大	・障害のある人が活躍する姿を多くの人が見て多様性尊重の機運が向上了ことで心のUDを普及拡大	
9 推進施策体系		
・ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり	・ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり	
(1)一人ひとりが実践できる人づくり	(1)一人ひとりが実践できる人づくり	
(2)心のUDの促進	(2)心のUDの促進	
①理念の普及	①理念の普及	
②社会にかける理解の促進	②社会にかける理解の促進	
(1)すべての人が社会参加できる土壤づくり	(1)すべての人が社会参加できる土壤づくり	
(2)社会参加を促す仕組みの整備	(2)社会参加を促す仕組みの整備	
①暮らしを豊かにするサービス・情報の提供	①暮らしを豊かにするサービス・情報の提供	
②快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供	②快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供	
(1)利用しやすい行政サービス・情報の提供	(1)利用しやすい行政サービス・情報の提供	
(2)すべての人に配慮した災害時の対応	(2)すべての人に配慮した災害時の対応	
(3)使いやすい魅力あるものづくり	(3)使いやすい魅力あるものづくり	
10 ユニバーサルデザイン		
・誰一人取り残さない」	・誰一人取り残さない」	
すべての人のためのデザイン	すべての人のためのデザイン	

ユニバーサルデザイン (Universal Design)

年齢、性別、能力、言語、考え方など人々が持つ様々な違いを認め合い、はじめから、すべての人に対応して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていくことを考え方

11 推進施策体系		
・ラクビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承	・ラクビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承	
・世界的イベント開催に向けて施設整備やおもてなし力向上など多方面でUDが進んだ環境をレガシーとして継承	・世界的イベント開催に向けて施設整備やおもてなし力向上など多方面でUDが進んだ環境をレガシーとして継承	
・障害のある人が活躍する姿を多くの人が見て多様性尊重の機運が向上了ことで心のUDを普及拡大	・障害のある人が活躍する姿を多くの人が見て多様性尊重の機運が向上了ことで心のUDを普及拡大	
12 社会環境の変化		
・少子高齢化、障害のある人の増加、外国人等の増加	・少子高齢化、障害のある人の増加、外国人等の増加	
65歳以上：67万人(2000年)→110万人(2019年)	65歳以上：67万人(2000年)→110万人(2019年)	
身体障害者：106,255人(2000年)→121,609人(2020年)	身体障害者：106,255人(2000年)→121,609人(2020年)	
在住外国人：68,207人(2000年)→99,629人(2020年)	在住外国人：68,207人(2000年)→99,629人(2020年)	
・デジタル化の進展	・デジタル化の進展	
→利用者の利便性向上、スマートフォンの世帯保有率	→利用者の利便性向上、スマートフォンの世帯保有率	
9.7% (2010年)→86.8% (2020年)	9.7% (2010年)→86.8% (2020年)	
13 SDGsの社会的関心の高まり		
・民間企業における認知度：99.4%、取組を始めている企業：61.6%	・民間企業における認知度：99.4%、取組を始めている企業：61.6%	
・オリエンピック・パラリンピックの開催	・オリエンピック・パラリンピックの開催	
伊豆半島、東部地域におけるオリパラ開催	伊豆半島、東部地域におけるオリパラ開催	
・性の多様性に対する社会的な認知度の向上	・性の多様性に対する社会的な認知度の向上	
・コロナ感染拡大による生活様式の変化、社会の不透明化	・コロナ感染拡大による生活様式の変化、社会の不透明化	

14 推進施策体系		
・ハート>誰もが暮らしやすいまちづくり	・ハート>誰もが暮らしやすいまちづくり	
(1)利用しやすく配慮された施設等の整備	(1)利用しやすく配慮された施設等の整備	
①快適に利用できる建物・公園等の整備	①快適に利用できる建物・公園等の整備	
(2)暮らしやすい住宅の整備	(2)暮らしやすい住宅の整備	
(1)円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備	(1)円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備	
(2)移動しやすい公共交通機関の整備	(2)移動しやすい公共交通機関の整備	

第1章 計画の基本的な考え方

1 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインは、「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な違いを認め合い、はじめから、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていくこうとする考え方です。

2 計画の目指す姿

～目標～

すべての人が自由に活動でき、お互いを認め合い
思いやりあふれる「美しい“ふじのくに”」づくり

高齢者、障害のある人、外国人など静岡県内に暮らす人や県を訪れる人は、一人ひとりが多様な特性や考え方を持っています。利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境で誰もが自由に活動できるとともに、県民一人ひとりがお互いを理解し思いやりのある行動ができる共生社会を目指していきます。

3 計画の位置付け

この計画は、静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」のもと、各政策分野において取り組む施策・取組を網羅的かつ具体的に示した分野別計画で、県のユニバーサルデザインに関する施策の方向性を分野横断的に示すものです。

4 計画の期間

計画の期間は、2022年度から2025年度までの4年間とします。

第2章 計画の評価・課題

1 ユニバーサルデザインを取り巻く環境

静岡県は、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、1999年度に全国で初めてユニバーサルデザインの理念を県政全般に導入し、すべての行政分野で取組を推進してきました。この計画を策定するに当たり、現状と課題を把握し、今後の施策の方向性を打ち出すため、その間のユニバーサルデザインを取り巻く環境を振り返りました。

（1）ユニバーサルデザインに関連する法制度の整備

この約20年の間に、次のようにユニバーサルデザインに関連する様々な法制度が整備されてきた結果、様々な分野でユニバーサルデザイン化が進みました。

ア ユニバーサルデザインの総合的な推進に関するもの

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に推進するため、要綱や法律等によって、方針が示されてきました。

2004年に、関係閣僚会議において「バリアフリー化推進要綱」（2006年に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する要綱」に改正）が策定されました。

2017年には、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が閣議決定されました。

さらに、2018年には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」が施行されています。

イ 建築物や公共交通機関等のバリアフリーの推進に関するもの

あらゆる人が自由に移動、活動できるように、特に高齢者や障害のある人の不便を解消するために、不特定多数の人が利用する施設や公共交通機関等を整備する法律などが制定されてきました。

2005年に国土交通省が「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、政策を推進していくこととしました。

2006年には、いわゆるハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されま

した。高齢者、障害のある人、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するものです。公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園を新しく建設、導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけています。既存のこれらの施設等については、基準適合するように努力義務が課されています。

なお、バリアフリー法については、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした共生社会実現の必要性を背景に、2018 年及び 2020 年に一部改正が行われました。「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」が明確化され、鉄道を利用する人などによる声かけ等、高齢者・障害者等への支援が明記されるとともに、公共交通安全事業者等による段差解消や障害者用トイレの設置等のハード面と旅客支援や情報提供等のソフト面の一体的な取組の推進等が盛り込まれました。

ウ 障害のある人に関するもの

障害のある人への差別をなくし、障害のある人の自立した生活の確保や社会参加の促進を図るために、次のような法律が制定されてきました。

2006 年に「障害者自立支援法」（2013 年に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に名称変更）が施行されました。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害保健福祉施策を講ずることになっていきます。

また、2006 年に国連で採択された「障害者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013 年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016 年から施行されました。この法律は、国の行政機関や地方公共団体等及び事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するものです。2021 年の一部改正により、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が努力義務であったところが義務化されました（施行は公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から）。

雇用の面では、身体障害者雇用促進法から改称された、障害者の職業生活において自

立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」があります。同法によって、国・地方公共団体や民間企業等において障害のある人の雇用を義務づけられています。障害者雇用率は段階的に引き上げられており、2021年3月以降、国・地方公共団体が2.6%、民間企業が2.3%となりました。対象となる障害は、当初は身体障害のみでしたが、1998年に知的障害、2018年にそううつ病や統合失調症などの精神障害が加わりました。2016年からは募集、配置、昇進、賃金等における障害者の差別が全面的に禁止されたほか、2020年からは国や地方自治体が率先して障害者を雇用する責務の明確化、短時間労働（週20時間未満）の障害者の雇用促進等が盛り込まれ、障害のある人の社会参加を確実に進めるものとなっています。

工 高齢者に関するもの

高齢者に関する法制度については、福祉・医療・雇用・年金など、様々な法律があり、高齢者の生活を支えています。

特に福祉に着目すると、従来から、高齢者的心身の健康の保持や生活の安定を目的とした「老人福祉法」がありました。その後、急速に高齢化が進展するとともに、核家族化により家族の介護機能が低下し、高齢者の介護が社会的な問題となってきたことから、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして、2000年から「介護保険法」が施行されました。同法は2014年的一部改正により、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築することとなりました。

また、雇用の面では、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」により、働く意欲がある誰もが年齢にかかわりなくその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備が図られてきました。2021年からは、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの定年引き上げ、定年制の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入等が事業主の努力義務となり、エイジレスに働く環境整備が進んでいます。

そのほか、高齢者を取り巻く問題に対しては多方面から法制度が整備されており、2001年に施行された「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」や2006年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高

齢者虐待防止法)」があります。

オ 女性に関するもの

女性の社会におけるあらゆる分野での平等や社会参加を図るため、次のような法律が制定されてきました。

1999年に、性別にかかわりなく、社会参画の機会の確保により、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに責任も担う社会を実現することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が施行されました。基本理念に、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を掲げ、国や地方公共団体、国民の責務を定めています。

また、雇用では、労働基準法により賃金の差別が禁止されていましたが、1999年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が改正され、募集・配置・昇進などでの差別の禁止が、それまでの努力規定から禁止規定となりました。同法は、それ以降も改正され、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの禁止や2020年の改正では、職場のパワーハラスメント防止が義務付けられています。

さらに、2015年には、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の積極的な採用、昇進や、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備等を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されています。

そのほかにも、女性の自由や安全を確保するため、2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、家庭内での暴力やつきまといなどのストーカー行為への対応が進められました。

カ その他ユニバーサルデザインに関連する様々な法制度

これまで挙げたもの以外にも、2000年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育啓発推進法)」は、教育や啓発活動によって人権を尊重する社会の実現を目指しており、すべての人の立場を考えてデザインするユニバーサルデザインの理念に通じ、ユニバーサルデザインの推進に資するものだと考えられます。

また、「災害対策基本法」は1961年に制定され、国土や国民を災害から保護するため

に防災や災害対策の基本を定めています。2013年の改正では、被災者が一定期間生活するための学校等の避難所のほかに、災害発生時の一時的な緊急避難場所を指定しておくことや、避難の時に配慮が必要な高齢者や障害者の名簿を作成するために個人情報利用を許可し、非常時に消防団や民生委員などへ情報を提供することを可能にすることが盛り込まれました。より一層様々な人に配慮した対策が講じられることとなり、ユニバーサルデザインを実践するものと言えます。

そのほか、観光に関するものとして、2008年に施行された「エコツーリズム推進法」があります。法律の制定には、身近な環境についての保護意識の高まりや自然と直接ふれあう体験への欲求の高まりから、従来のパッケージ・通過型の観光とは異なり、時間をかけて自然とふれあう「エコツーリズム」が推進されるようになった背景がありました。この法律は、単に観光振興のみを目的としているのではなく、自然環境の保全に配慮しながら、地域振興や環境教育についても推進を図るものであり、様々な立場の人にとって有益な枠組みを作ろうとする点がユニバーサルデザインだと言えます。

以上のように、ユニバーサルデザインと関連する法制度は多岐にわたり、数多くあります。広い意味での行政の目的が住民の福祉の向上だとすれば、すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）であるユニバーサルデザインは、ほぼ全ての行政の分野に関わるものと言えるのではないかと思われます。

2 静岡県のこれまでの取組と第5次計画

(1) ユニバーサルデザインの導入からこれまでの20年のあゆみ

以前から、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、「バリアフリー」という言葉が使用されていました。元々は建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的障壁の除去という意味合いが強いものでしたが、現在は、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味でも用いられています。

バリアフリーが障害によりもたらされるバリアに対処するとの考え方であるのに対し、新たなバリアを作らないよう、あらかじめ多様な人々に配慮してデザインするのが「ユニバーサルデザイン」です。

静岡県では、ユニバーサルデザインの推進に当たっては、第1次（2000年度～2004年度）から第5次（2018年度～2021年度）までユニバーサルデザインに関する計画を策定し、それに沿って施策を進めてきました。第5次の計画では、ハード、ソフト、ハートの3つの分野で推進してきました。今回の第6次の計画を策定するに当たり、3つの分野ごとに、取組を始めてからの約20年のあゆみを振り返るとともに、第5次の計画を評価しました。

ア ハード分野の取組

(ア) 20年のあゆみ

様々な人の社会参加の機会が増加する中で、誰もが安全で安心して活動できる生活空間の形成がますます重要になることから、ユニバーサルデザインを導入した建物・公園・道路等の整備を積極的に進めてきました。県が本格的にユニバーサルデザインの推進に取り組み始めた1999年に「ユニバーサルデザインに基づく公共建築物の企画設計の考え方」（2001年に「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」に名称変更）を策定し、県有施設への導入をはじめ、市町有施設や民間施設への普及を図るとともに、快適な歩行空間の整備や公共交通機関への導入を促進してきました。

その結果、県が設置した施設では、県立の高等学校や特別支援学校、小笠山総合運動公園（エコパ）、県立静岡がんセンター、富士山静岡空港、ふじのくに千本松フォーラム（プラサ ヴェルデ）、静岡県草薙総合運動場体育館（このはなアリーナ）、静岡県富士山世界遺産センター、日本平夢テラスなどにユニバーサルデザインを導入しました。また、歩道整備における段差の解消や十分なすれ違い幅の確保、分かりや

すい道路標識等の整備、バリアフリー対応の信号機等の整備なども着実に進んでいます。県営住宅における段差の解消やエレベーターの設置等のユニバーサルデザインの導入率は、20.7%（2004年）から60.0%（2020年）に上昇しました。そのほか、鉄道駅へのエレベーター等の設置、バス路線の維持、超低床ノンステップバスの導入等について、事業者や市町に対する補助を行いました。主要駅のユニバーサルデザイン化の割合は、43.6%（2003年）から92.5%（2020年）に上昇しています。

（1）前計画の評価と課題 【ハード】誰もが快適で過ごしやすいまちづくり

① 評価

前計画では、「利用しやすく配慮された施設等の整備」及び「安全で利用しやすい歩行空間や交通機関の整備」の観点から、県有施設をはじめとする建物、公園、住宅、道路、鉄道駅等のユニバーサルデザイン化などに取り組みました。特に県内のオリンピック・パラリンピック開催地において、道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めました。

具体的には、県が設置した施設では、富士山静岡空港や日本平夢テラス、静岡社会健康医学大学院大学などで、多機能トイレや点字誘導ブロックの整備など、ユニバーサルデザインを積極的に導入しました。オリンピック・パラリンピック開催地については、沼津小山線（御殿場駅周辺地区）等の歩道の整備、歩道の段差、勾配の解消を行いました。そのほか、御殿場線岩波駅や東海道線御厨駅の障害者対応型エレベーター及び多機能トイレ等の整備への補助を行いました。

指標では、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は、ほぼ横ばいとなっており、「通学路合同点検等に基づく対策実施率」については、目標に向けて順調に推移しています。

指標		基準値 2016	目標 2021	現状値 2020	評価区分
成果指標	維持目標以外	誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合	49.5%	75.0%	50.5% C
活動指標	維持目標以外	通学路合同点検等に基づく対策実施率	56.3%	100%	85.1% ○

※評価の方法は静岡県の新ビジョン（総合計画）と同様です。詳細は14ページの

「指標の評価区分の見方」を参照。ソフト及びハート分野も同様。

② 課題

公共建築物や公園、住宅、公共交通機関、道路等の整備において、ユニバーサルデザインを着実に導入していくことで、誰もが快適に利用し暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

また、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」が低い要因としては、高齢者や障害のある人の社会参加の機会が増える等により、よりユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりへのニーズが高まったことなどが考えられます。そのため、ハードの分野の整備を進めるとともに、困っている人がいたら手助けするといった心のUDを促進していくことが必要です。

イ ソフト分野の取組

(ア) 20年のあゆみ

誰もが暮らしやすい社会を実現するためには、建物や道路等の整備といったハード分野だけでなく、製品やサービス、情報の提供といったソフト分野においてもユニバーサルデザインを取り入れることが必要です。

そのため、県は工業技術研究所にユニバーサルデザイン科を設置し、民間との共同研究による製品開発（高齢者や視覚障害者でも使いやすい浴室用リモコン等）や企業の研究開発支援に取り組んできました。そのほか、アイデア・ヒント集の制作、「グッドデザインしずおか」による優れた製品等の顕彰、ふじのくにUD特派員の取材による先進事例の紹介などにより、企業における製品開発や製品利用の促進を図ってきました。県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合は、34.3%（2003年）から50.8%（2020年）に上昇しています。

また、分かりやすい印刷物作成のためのガイドラインを策定し、県で発行するパンフレット等の印刷物についてユニバーサルデザインの観点から見やすさに配慮しています。同時に、県のホームページについては、ウェブアクセシビリティ指針を策定し、音声読み上げや文字の大きさ・色合いの変更機能を追加しています。その他、分かりやすい案内標示・サインの整備、外国人のための「やさしい日本語」及び多言語表記、視覚障害や聴覚障害がある人のための多様な媒体の活用など、情報提供の面でもユニバーサルデザインに配慮してきました。

(イ) 前計画の評価と課題 【ソフト】優しく魅力的なサービス・情報や製品の提供

① 評価

前計画では、「おもてなしの心あふれるサービス・情報の提供」、「利用しやすい行政サービスの提供」及び「使いやすく魅力あるものづくり」の観点から、観光・商業・情報分野におけるユニバーサルデザイン、行政サービスの利便性の向上、すべての人に配慮した災害時の対応、ユニバーサルデザインに配慮した製品の開発及び利用の促進に取り組みました。

具体的には、「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」による学生視点で、オリンピック・パラリンピックの開催地をはじめとする県内の企業・団体等の取組事例の取材を通じた情報発信などを行いました。2020年度は、新たにユニバーサルデザインの専門家等の投稿を発信しました。

指標では、「県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合」は、2019年度の調査で約5割となっています。「工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数」については、2020年度は、新型コロナウイルスの影響により技術指導・相談件数が減少し、目標を下回りましたが、他の年度はいずれも目標値に近い500件前後の実績で推移しています。

指標		基準値 2016	目標 2021	現状値 2020	評価区分
成果指標	維持目標以外	県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合	45.9%	55.0%	(2018) 50.8% (2018) B
活動指標	維持目標	工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数	496件 ／年	500件 ／年	366件 ／年 ●

② 課題

県内企業・団体等に対する調査では、約7割の県内企業・団体等がユニバーサルデザインの取組の必要性は理解していると結果が出ていますが、実践につながらない主な理由として、ユニバーサルデザインの取り入れ方が分からぬことが挙げられています。

今後は、企業・団体等に向けた情報発信に加え、企業・団体等のニーズに応じた講座の実施等により、ユニバーサルデザインへの理解と導入に向けた取組の促進

を図る必要があります。ユニバーサルデザイン関連の研究開発を行う企業に対しては、コロナ禍においても製品・サービスの開発につながるよう、新しい生活様式に適した製品・サービスへの新規事業参入を促すとともに、オンラインによる技術相談等を強化するなどの支援が必要です。

ウ ハート分野の取組

(ア) 20年のあゆみ

県が本格的にユニバーサルデザインに取り組み始めた当初は、県民へユニバーサルデザインを普及するとともに、ハード・ソフト分野における取組を中心に推進してきました。しかし、それらの分野における取組を有効に活用するには人々の思いやりの心が必要であるという観点から、第3次計画（2010年度～2013年度）からはハート分野を加え、「心のUD（ユニバーサルデザイン）」にも取り組んでいくことにしました。「心のUD」とは、県民一人ひとりが、障害のある人や高齢者など多様な特性や考え方の違いを認め合い、相手の立場に立って思いやりのある行動ができます。

ユニバーサルデザインによる社会づくりを進めていくには、県民一人ひとりにユニバーサルデザインという言葉やその意味を正しく知ってもらうことが重要です。1999年に県が実施した調査では、ユニバーサルデザインについて、言葉だけ知っている人は26%、意味まで知っている人は5%で、ユニバーサルデザインの認知度は約3割にとどまりました。

そこで、ユニバーサルデザインの考え方を普及するため、シンポジウムの開催やホームページ・メールマガジンでの情報発信、子どもから大人まで幅広い世代の人たちにユニバーサルデザインのアイデアを考えてもらうコンクールや特性に応じた対応方法などを学ぶための講座の開催、行政への導入のためのガイドライン策定、業種別講座開催やアドバイザー派遣等による事業者への導入支援を行ってきました。

2000年度から開始した出前講座は小中学校を中心に実施しており、子どもの頃からユニバーサルデザインを身近に感じる機会となっています。2014年度からは、県内の大学生等の「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」が若者の視点からSNSを活用して情報発信を開始しています。

このようにユニバーサルデザインについて普及啓発に取り組んできた結果、2020年に県が実施した調査では、言葉だけ知っている人は25%、意味まで知っている人は34%で、ユニバーサルデザインの認知度は約6割まで上昇しました。

さらに2019年度からは、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を機に、

困った人に声を掛けてサポートできる人を増やすため、「心のUDプラス実践講座」を開催しており、県民一人ひとりの実践促進に力を入れています。そのほか、外国語ボランティアバンクの登録者数が876人（2009年）から1,444人（2020年）に増加するなど、県民の間にユニバーサルデザインが浸透してきています。

（イ）前計画の評価と課題 【ハート】誰もがお互いに思いやり共生する社会づくり

① 評価

前計画では、県民一人ひとりがユニバーサルデザインへの理解を深め、思いやりのある行動を「一人ひとりが実践できる人づくり」及び誰もが活躍できる共生社会を実現するための「すべての人の社会参加の促進」の観点から進めました。そのため、ユニバーサルデザインの理念の普及・実践の促進、人権尊重の意識の高揚、学校・企業等におけるユニバーサルデザインを取り入れた教育、障害のある人や高齢者その他多様な特性や考え方をもつ人の社会参加などに取り組みました。

具体的には、小中学校を中心とした「ユニバーサルデザイン出前講座」の実施をはじめ、企業・団体等のユニバーサルデザイン取組事例に関する情報発信や、障害のある人への「声かけサポーター」の養成、援助が必要な人を見える化する「ヘルプマーク」の配布などを行いました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの都市ボランティア等を対象とした「心のUDプラス実践講座」を実施したほか、新型コロナウイルスの感染者や医療従事者及びその家族等への誹謗中傷・差別に対し、被害防止に向けた啓発広報や相談体制の強化を行いました。

指標では、オリンピック・パラリンピックを契機とした共生社会実現に向けた機運の高まりのもと、「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」は上昇しました。「ユニバーサルデザイン出前講座」については、毎年度30回以上実施し、目標を達成しています。

指標		基準値 2016	目標 2021	現状値 2020	評価区分
成果指標	維持目標以外				
活動目標	維持目標				

② 課題

高齢化の進行や障害のある人の社会参加、外国人県民の増加、性の多様性に対する人々の意識の変化といった様々な社会の変化に適応し、多様性を尊重した共生社会を実現するためには、ユニバーサルデザインを推進していくことが必要です。

そのため、広報や講座実施等を通じて、ユニバーサルデザインの理念の普及と、県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりのある行動ができる「心のUD（ユニバーサルデザイン）」の促進を図っていく必要があります。

工 総括

2018年度にスタートした第5次行動計画では、ハート・ソフト・ハードの3つの分野において、数値目標達成に向けて様々な取組を進めてきた結果、2020年度にコロナ禍の影響を受けたものもありましたが、全体的にはある程度順調な進捗が図られました。

しかし、本県が実施した調査では、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は伸び悩んでいます。その原因としては、高齢者や障害のある人の社会参加の機会が増える等により、よりユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりへのニーズが高まったことなどが考えられます。

そのため、今後も着実にハード・ソフトの分野でユニバーサルデザインを推進していく必要があります。一方、社会全体でユニバーサルデザインを推進していくためには、誰もが社会の中で尊重され、自由に活動でき、快適に暮らせる社会が県民共通の認識となるよう、ハート分野の取組も重要となります。そこで、ハード・ソフトの分野を進める基礎となる思いやりの心と、ハード・ソフトの分野を補完する支え合いの行動を県民一人ひとりが実践できるよう、「心のUD」をより一層促進していく必要があります。

指標の評価区分の見方

○成果指標

<維持目標以外>

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の +30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の ±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の -30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

<維持目標>※毎年度目標達成

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
B	「現状値」が「目標値」の85%以上 100%未満のもの
C	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

○活動指標

<維持目標以外>

区分	判断基準
◎	「現状値」が「期待値」の推移の +30%超えのもの
○	「現状値」が「期待値」の推移の ±30%の範囲内のもの
●	「現状値」が「期待値」の推移の -30%未満のもの

<維持目標>※毎年度目標達成

区分	判断基準
◎	「現状値」が「目標値」の115%以上の もの
○	「現状値」が「目標値」の85%以上115% 未満のもの
●	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの

「成果指標」 … 施策・取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標

「活動指標」 … 施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標

「基準値」 … 計画策定時(2016年度)の現状値

「目標値」 … 計画最終年度(2021年度)に達成すべき目標値

「現状値」 … 2020年度の実績値

「期待値」 … 計画最終年度(2021年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に
向けて各年均等に推移した場合における各年の数値

3 社会環境の変化

本県の総人口に占める65歳以上の高齢者は、2000年には17.7%で人口は約67万人でした。2019年10月1日現在では29.9%で人口は約108万人（そのうち75歳以上は15.4%で人口は約56万人）となっており、超高齢化が進んでいます。さらに、2025年には31.9%、2030年には33.3%と推移すると予測されています。

県内で障害のある人は、2020年度末で、身体障害のある人が約12万人で、近年は高い傾向にあります。知的障害のある人は約3万7,000人、精神障害で入院・通院した患者は6万人近くに上り、増加傾向にあります。

県内に暮らす外国人は、2020年度末には10万人近くおり、2008年をピークに一旦は減少しましたが、近年は再び増加傾向となっています。本県を来訪する外国人観光客についても、新型コロナウイルスの影響を受けた2020年より前までは増加しており、2019年の外国人宿泊者数は249万人で、5年前と比べて75万人増え、都道府県別では10番目の多さとなっています。

また、性的マイノリティの総称である「L G B T」という言葉が一般的に使われるようになり、性の多様性が社会の中で認知されるようになってきました。「男はこうあるべき、女はこうあるべき」、「異性を好きになるのが当たり前」といった意識や、そのような意識を前提とした制度の中で、学校や職場など様々な場面で生きづらさを感じ、偏見や差別を恐れて誰かに打ち明けたり相談することが難しい状況におかれている人もいます。2020年に株式会社電通が全国的に実施したインターネット調査では、自分がL G B Tを含む性的マイノリティに該当すると回答した人は8.9%いました。

最近では、新型コロナウイルスの感染拡大による社会への影響が挙げられます。常時のマスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、外出の自粛など、私たちの生活は大きく変化しました。外出自粛や人との接触が制限される中で、感染者や外国人等への誹謗中傷などに見られるように、社会の不寛容さが顕在化しました。

そのほか、大きな変化としては、デジタル化の進展が挙げられます。「令和3年版情報通信白書」によれば、国は、2000年のI T基本法の制定以降、e – J a p a n戦略を始めとする様々な国家戦略を掲げてデジタル化に取り組み、光ファイバ等ブロードバンド環境の整備は大きく進展しました。その間、スマートフォンが急速に普及し、世帯保有率は10年前の1割から9割へと大幅に増加した一方で、デジタル技術の利活用は十分進んでいるとは言えない状況でした。しかしながら、コロナ禍はデジタル技術の活

用を一気に加速させる要因となりました。同白書では、今後、民間企業及び公的分野における戦略的・一体的なデジタル化の推進と国民におけるデジタル化の促進が必要と結論づけた上で、デジタルデバイドの解消及びデジタルリテラシーの向上を課題の一つとして掲げています。

また、近年、2030年までに持続可能なよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsに社会的な関心が寄せられています。年金積立金管理運用独立行政法人が2020年に東証1部上場企業を対象に実施した調査では、SDGsの認知度はほぼ100%で、取組を始めている企業は6割超でした。SDGsの目標8は「すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する」であり、正に企業が目指す姿として、取り組みやすい面があると思われます。利益を上げることだけではなく、併せて社会課題を解決することで企業の価値が評価されるように変化してきたこと、特に企業本来の事業活動を通じて社会課題を解決するCSVという考え方が重視されるようになってきたことが背景にあると考えられます。

4 今後の課題

本県は、1999年度からユニバーサルデザインに取り組み、翌年度に最初の行動計画を策定して以降、切れ目なく取組を推進してきました。この20年余りの間に、県民の間のユニバーサルデザインの認知度は約6割まで上がったほか、法制度の整備によってユニバーサルデザインを推進する環境が整ってきており、特に、ハード・ソフトの分野においては社会全体でユニバーサルデザインの導入が進んでいます。

しかし、いまだに県民の約4割がユニバーサルデザインを知らないことに加え、高齢化の進行、障害のある人をはじめとする多様な特性をもつ人の社会参加の機会の増加、デジタル化の進展など、様々な社会環境の変化が生じています。県民一人ひとりの幸福度を高め、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、それらの変化を踏まえた上で、誰もが物理的、社会的、心理的な障壁に阻まれることなく自由に活動できるよう、引き続きユニバーサルデザインを推進していく必要があります。

また、ユニバーサルデザインに関する施策を行うに当たって、社会は様々な人によって構成されており、ひとりとして同じ人間はいないことから、千差万別の多様なニーズがあることを認識しなければなりません。すべての人にとって満足度の高い社会を実現するためには、限られた施設やサービスなどの社会資源を適切に運用し、そこから得られる利益を誰もが享受できるようにしていくことが重要です。この課題を解決するためには、ハート分野での取組を重視し、社会全体で多様性を尊重する共生社会への意識の醸成を図るとともに、県民一人ひとりに思いやりの大切さを働きかけ、困っている人の声かけなど、日常生活における行動につながるよう、「心のUD」をより一層促進していく必要があります。ただし、人の心に働きかけて自発的な行動を促すことは容易なことではないため、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そのほか、ユニバーサルデザインを効果的に進めるため、社会的にSDGsの必要性が認識され、企業において積極的に取り入れる動きがあることを踏まえ、ユニバーサルデザインとSDGsの関連性に着目して取り組むことが重要だと考えられます。

第3章 計画の取組視点と施策体系

1 これからの取組の視点

これまでの県の取組やユニバーサルデザインにおける法制度や社会状況の変化は前章のとおりであり、これらを踏まえ、この計画では、今後、重要となる次の3つの視点から取組を進めていきます。

(1) 心のUDの促進

誰もが暮らしやすい社会づくりのため、建物や設備、製品等のハード・ソフト分野では、ユニバーサルデザインを取り入れた整備が進められてきました。ハード・ソフト分野での取組が進んできたのは、法制度の整備だけでなく、社会全体で多様性への理解が進んだことが根底にあるからだと考えられます。

ハード・ソフト分野での取組は今後も進んでいくと思われますが、一方で、このような整備には時間や経費がかかるものもあります。しかし、ユニバーサルデザイン化が不十分であっても、例えば、点字ブロックがないところでは目の見えない人の手を引いて誘導するなど、ちょっとした手助けで補っていくことができます。逆に、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備が進んでいても、例えば、多機能トイレをいつも健常者が使っていると本当に必要な人が使うことができません。このため、施設の整備とともに、みんなでお互いに配慮していくことが必要です。

このような点を踏まえ、この計画では、ハード・ソフト分野の取組を進める基礎となる思いやりの心と、ハード・ソフト分野の取組を補完する支え合いの行動、つまり、ハート分野の「心のUD」の促進を重視して取組を進めます。「心のUD」は、県民一人ひとりが、障害のある人や高齢者など多様な特性や考え方の違いを認め合い、相手の立場に立って思いやりのある行動ができるということです。一人ひとりの心の領域に関わるものであることから、粘り強く自発的な行動変容を促す取組を進めていきます。

これまで配慮が必要な人としては、高齢者、障害のある人、妊娠している人、外国人などが考えられていました。しかし、近年では、L G B Tのように性の意識を男性女性の区別だけで分けられなくなっています。同時に、国際的な交流がますます盛んになり、様々な文化や価値観を持つ人と接する機会が増えていくことが予想されます。

「心のUD」の促進については、このように多様性がより広がりを見せていることを

踏まえ、自分とは異なる立場や価値観を持つ他者の存在を知るところから普及啓発を進めていきます。相手を知ることで徐々に相手の立場や価値観を理解し、理解や共感から生まれる思いやりの心を支え合いの行動につなげていきます。

(2) SDGsの観点を踏まえた推進

SDGsは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能なよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール、169のターゲットから構成された人権や経済・社会及び地球環境の課題解決に関する取組です。SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを理念としている普遍的なもので、「すべての人のためのデザイン」であるUDとは理念が重なり、具体的な取組においても共通するものがあると考えられます。

SDGsの取組は、ユニバーサルデザインよりも幅広いもので、ユニバーサルデザインを進めるだけで、SDGsの取組の全てをカバーすることはできません。しかし、例えば、ユニバーサルデザインを導入した施設整備は、SDGsのゴールの1つである「住み続けられるまちづくりを」につながります。また、障害のある人や多様な特性を持つ方の社会参加の促進は、SDGsのゴールのうちの「人や国の不平等をなくそう」につながるなど、ユニバーサルデザインの取組はSDGsの達成に貢献するものです。

近年、SDGsは、社会的に注目されており、特に行政や企業等において積極的に取り組まれていることから、ユニバーサルデザインの取組がSDGsにつながることへの理解が進めば、今後、ユニバーサルデザインへの関心も高まり、その取組を一層促進することが期待できます。

そのため、ユニバーサルデザインの理念の普及においては、SDGsの考え方や取組の共通点も併せて周知していくことで、ユニバーサルデザインへの関心を高めていきます。

(3) ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承

2019年にラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、県内では小笠山総合運動公園エコパスタジアム（袋井市）で試合が行われました。また、2021年には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、富士スピードウェイ（小山町）、伊

豆MTBコース（伊豆市）、伊豆ベロドローム（伊豆市）で自転車競技が行われたほか、海外競技団体のキャンプも行われました。

この時、国内外から多様な特性を持つ方が訪れました。そして、受け入れのために、競技会場周辺や観光施設への多言語表記の案内板導入等の環境整備のほか、選手、観光客等へのおもてなし力向上のため、観光関係者やボランティア等を対象に研修会などが行われたことにより、ユニバーサルデザインが県民により身近なものとなり、理解が進んできました。また、パラリンピックでは、様々な障害のある人が活躍する姿を目にする機会が増え、障害のある人への理解も深まりました。

このように、ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックは、ユニバーサルデザインの普及に大きな役割を果たしました。

これらの大会は終わりましたが、本県は大会開催を契機としてスポーツ、文化、観光振興などによる地域づくりに取り組み、その成果を大会後にレガシーとして継承していくこととしています。

ユニバーサルデザインの面では、選手、観光客等を受け入れるため、ボランティア等を養成した経験を生かし、障害のある人をサポートする方法等を学ぶ講座の実施や、外国人とのコミュニケーションの手段として「やさしい日本語」の普及などを継続することで、相手を思いやる気持ちや相手の立場に立って行動をする「心のUD」を促進していきます。

2 施策体系

(1) 施策分類

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、ユニバーサルデザインの理解及び実践のハート、製品やサービス等の提供のソフト、建物や設備等の整備のハードのそれぞれの分野で進めていく必要があります。このため、本計画では、重点施策であるハートをはじめとして、施策体系をハート・ソフト・ハード分野に分類し、推進内容を設定します。

各分野の推進内容については、以下のとおりです。

【ハート・ソフト・ハード分野の推進内容】

分 野		推進内容
ハート	対象範囲	<ul style="list-style-type: none">・障害のある人、高齢者、外国人など多様な特性を持つ方への、県民一人ひとりの思いやりの心や支え合いの行動の促進・障害のある人、高齢者、外国人などの社会参加を促す仕組みの整備・学校、職場、地域等における多様性を尊重する共生社会への意識の醸成
	施策内容	<ul style="list-style-type: none">・講座等を通したユニバーサルデザインへの理解や他者を思いやり行動ができる「心のUD」の促進・雇用・教育環境等の整備による社会参加の支援と、広報や啓発活動による多様な特性を持つ方への理解の促進
ソフト	対象範囲	<ul style="list-style-type: none">・利便性の高いサービスや必要な情報が得られる環境づくり・使いやすい製品の開発や改良による、誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供
	施策内容	<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザインに配慮した製品・サービスに関する情報発信・誰もが安心、快適に楽しむことができる観光地域づくり・利用しやすい行政サービス・情報の提供・全ての人に配慮した災害時の対応・ユニバーサルデザインの製品の開発・利用の促進
ハード	対象範囲	<ul style="list-style-type: none">・建物や公園等の施設整備による利便性の向上や、道路や公共交通機関等の整備による誰もが暮らしやすいまちづくり
	施策内容	<ul style="list-style-type: none">・利用しやすく配慮された建物、公園、住宅等の整備・円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備

【施策体系】

1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり

- (1) 一人ひとりが実践できる人づくり
 - ① 理念の普及
 - ② 心のUDの促進
- (2) すべての人が社会参加できる土壤づくり
 - ① 社会参加を促す仕組みの整備
 - ② 社会における理解の促進

2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供

- (1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供
 - ① 生活の質を高めるサービス・情報の提供
 - ② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供
- (2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供
 - ① 利用者の立場に立った行政対応
 - ② すべての人に配慮した災害時の対応
- (3) 使いやすく魅力あるものづくり
 - ① 製品開発の促進
 - ② 製品の利用促進

3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり

- (1) 利用しやすく配慮された施設等の整備
 - ① 快適に利用できる建物・公園等の整備
 - ② 暮らしやすい住宅の整備
- (2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備
 - ① 安全で快適に移動できる道路等の整備
 - ② 移動しやすい公共交通機関の整備

(2) 指標

ア 成果指標

ユニバーサルデザインを進めるためには、ハート・ソフト・ハードの各分野の取組が不可欠です。第2章に記載したとおり、ソフト・ハード分野は、法制度の面からユニバーサルデザインを促進する環境が進んできた一方で、ハート分野は、これからも浸透を図っていく必要があります。また、第3章に記載したとおりハート分野には、ソフト・ハード分野を補う役割もあり、今後、ハート分野の進捗は、ユニバーサルデザイン全体の進捗に大きく関わってくると考えられます。

このため、この計画では、計画全体の進捗を確認する指標として、ハート分野の指標である次の指標を設定します。

指 標	«現状値» 2020 年度	«目標値» 2025 年度	出典
困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	33.0%	40.0%	県政世論調査

イ 活動指標

ハート・ソフト・ハード分野ごとに進捗を確認する指標を設定します。各分野ごとの指標は、第4章に記載のとおりです。

第4章 推進施策

1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり

【指標】

指 標	«現状値» 2020 年度	«目標値» 2025 年度	出典
ユニバーサルデザイン情報発信回数	81 回	毎年度 180 回	県民生活課調査
心のUDを促進する講座の実施回数	34 回	毎年度 40 回	県民生活課調査

(1) 一人ひとりが実践できる人づくり

人の能力や個性は様々で、誰一人として同じ人はいません。また、人は年齢や環境の変化の影響を受けるもので、同じ人であっても同じ状況が続くとは限らず、生活に支障が生じる場合があります。社会的にも、高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症等のリスクの高まりなど、環境は大きく変化していきます。

建物や設備、製品等のハード・ソフト分野では、ユニバーサルデザインを取り入れた整備が進められていますが、このような整備には時間や経費がかかるものもあります。そのため、私たちが日々生活している環境の全てをユニバーサルデザイン化していくことには限界があります。

また、建物や設備、製品等の汎用性が高まり多くの人にとって利用しやすいものが普及してきましたが、利用者一人ひとりの多様なニーズをすべて満たす機能を備えることは困難です。

一方で、ユニバーサルデザイン化が不十分であったり、ある人にとっては利用しづらい面があったりしても、お互いに助け合うことで補っていくことができます。

そこで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、県民一人ひとりに働きかけてユニバーサルデザインの理念を普及することによって、お互いに多様性を尊重し、支え合う意識の醸成を図ります。

そして、県民一人ひとりが多様な人々の特性や考え方について理解した上で、相手

の立場に立って思いやり、知恵と工夫によって、ケースごとに柔軟に対応し、きめ細やかな行動ができる人づくりを進めます。

① 理念の普及

【施策の方向性】

ユニバーサルデザインは、障害のある人や高齢者などの特定の人だけに関わるものではありません。自らを含むすべての人に関わるものだということを知り、自分ごととして共感を持ち、他者への理解を深めることが重要です。

そのため、子どもから大人まで幅広く、県民一人ひとりに向けてユニバーサルデザインの理念や知識の普及を進めます。

また、ユニバーサルデザインの取組とSDGsには、理念や取組において共通する部分があることから、SDGsとの共通点を併せて周知することで、ユニバーサルデザインとSDGs両方への関心を高めていきます。

【主な取組】

- SNSやホームページなどを通じた、身近なユニバーサルデザインや先進的な取組等のユニバーサルデザイン関連情報の発信
- オリンピック・パラリンピックを契機に生まれた、障害のある人へ理解が深まった機運を活かし、企業や学校等においてユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ講座の実施

② 心のUDの促進

【施策の方向性】

お互いに支え合う社会を築いていくには、ユニバーサルデザインの理念の普及だけでなく、県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりのある行動によりハード・ソフト分野を補う「心のUD」の促進が重要になります。

促進にあたり、障害のある人や高齢者、外国人など、様々な人々の特性を知り、他者（相手）の視点をもつことで、自分とは異なる立場や価値観をもつ他者（相手）の立場を理解することにつながります。

また、お互いに支え合うということは、自分も相手も尊重するということです。県民一人ひとりが自分を大切にすることで自分に誇りを持ち、相手も大切にすることで、

性別や障害等の有無に関係なく、多様性を受け入れることにつながると考えられます。

そのような理解や共感から生まれる思いやりの気持ちが行動につながるよう、「心のUD」の普及やそれを促進するための仕組みづくり、支える側も支えられる側もお互いに声をかけやすい環境づくりを進めます。

【主な取組】

- 小中学校等における、障害のある人や高齢者、外国人等がどのように困るかを理解し、サポートなどの意思表示や行動につながる講座の実施
- 障害のある人や高齢者、外国人等へのそれぞれの特性に応じた対応方法について、企業等が必要な対象を選択して学ぶ講座の実施
- 外見では障害があると分からない人が必要な援助を受けやすくするため、マークを見かけた人に思いやりのある行動を促す「ヘルプマーク」の普及
- 特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流や共同学習の実施
- 学校、地域社会、関係機関との連携による、人権に関する講演会や講座の開催、広報啓発活動の実施
- 学校や職場、SNS等における誹謗中傷の防止のための啓発

(2) すべての人が社会参加できる土壤づくり

誰もが生き生きと暮らせるよう、能力や特性を最大限に発揮して活躍できる社会を目指します。

そのため、障害の有無や性別などにかかわらず、すべての人が社会の中で自立した生活を営むことができるよう、主体的に社会に参加できる仕組みを整備します。

また、コミュニケーションへの不安や差別や偏見へのおそれといった心理的な障壁によって社会参加が阻害されることのないよう、学校や企業等の組織、地域、家庭など社会全体において、多様性を尊重する共生社会への理解を促進し、すべての人が社会に参加しやすい環境をつくります。

① 社会参加を促す仕組みの整備

【施策の方向性】

障害の有無や性別などにかかわらず、社会参加を促し、自立した生活を送れることができるよう、多様な特性に応じた支援体制を整備します。

【主な取組】

- 子育て支援活動や生活文化・伝統芸能伝承を通じた世代間交流等による高齢者の社会参加の促進、シルバー人材センターや老人クラブ（シニアクラブ）の会員拡大
- 障害がある人の雇用促進のための相談、職業訓練、職場定着支援の実施
- 外国人県民への教育環境の整備や日本語能力の習得や就職の支援
- 女性活躍の理解促進や多様な働き方を選択できる職場づくりによる男女がともに能力を発揮できる就労環境の整備、多様なニーズに対応した保育・介護サービス等の拡充
- 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶の啓発やDV防止のためのセミナーなどの学習機会を提供、被害者に対する相談・保護・自立支援などの総合的な支援
- 性的指向及び性自認を理由に困難を抱えている人のための相談や交流会の実施、パートナーシップ制度の導入

② 社会における理解の促進

【施策の方向性】

多様な特性を持つ方が、社会の一員として能力を最大限に発揮できるよう、研修会や広報啓発活動を通じて、学校や職場、地域、家庭など社会の様々な場所における合理的配慮の提供や共生社会への理解の促進等に取り組みます。

【主な取組】

- 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援
- 認知症への正しい知識の普及のための「認知症サポーター」の養成

- 安心して外出できる環境の実現のための「介護マーク」の普及促進
- 外国人県民と相互の文化や生活習慣を理解し合う多文化共生意識の定着に向けた広報啓発や出前教室の実施
- 男女が共に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、様々な分野に参画できるように、子どもや若者、男性に重点を置いた意識啓発や広報の実施
- 性の多様性に関する理解の促進のため、ホームページ等による情報提供や研修会等の実施

2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供

【指標】

指 標	«現状値» 2020 年度	«目標値» 2025 年度	出典
工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数	366 件	毎年度 500 件	商工振興課調べ
行政手続のオンライン化対応済割合	27.8%	80.0%	デジタル戦略課 調べ

(1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供

誰もが日常の暮らしの中で不自由なく過ごし、生活の質を高めることができるよう、利用しやすいサービスや必要な情報を適切に受けられる環境づくりを進めます。

また、本県を訪れる人が快適に過ごせるよう、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが訪れたくなる観光地づくりを進めます。

① 生活の質を高めるサービス・情報の提供

【施策の方向性】

誰もが安全で安心な生活を送りながら、買物や食事などを楽しむことができる、質の高い生活ができるよう、多様なニーズに応じた顧客サービスや分かりやすい情報の提供を受けることができる環境づくりを進めます。

【主な取組】

- SNSやホームページなどを通じた、ユニバーサルデザインに配慮した製品やサービスに関する情報の発信
- 品名等を分かりやすく表示するための事業者への指導
- 外国人が、日本人と同様に医療や保健、福祉等のサービスを受けることできる環境の整備

② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供

【施策の方向性】

誰もが快適に観光を楽しむことができるよう、観光施設のユニバーサルデザイン化に関する情報や「やさしい日本語」及び多言語表記による情報の提供を受けることができる環境づくりを進めます。

また、旅行者の満足度を高めるため、観光関連事業者のおもてなし力を向上し、静岡ならではのおもてなしを提供できる地域づくりを進めます。

【主な取組】

- 障害や高齢等の制約の有無にかかわらず参加できる、ユニバーサルデザインに配慮した旅行を開催する事業者等への支援
- 県内観光施設等における、車いす使用者駐車場、多目的トイレ、段差の解消等の取組や対応情報の提供
- 外国人観光客の利便性向上のための、観光施設、休憩施設及び自然歩道への「やさしい日本語」及び多言語表記観光案内板の整備
- 旅館・ホテル等観光関連事業者を対象とした、国内外からの旅行者へのおもてなし力向上のための研修会等の実施

(2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供

障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが利用しやすく満足度の高い行政サービスや情報の提供を受けられるよう、利便性を向上するとともに、必要な時に十分な情報を容易に取得できる環境づくりを進めます。

また、災害時においても、すべての人に配慮し、安全確保のための情報提供や避難所の運営体制の整備を進めます。

① 利用者の立場に立った行政対応

【施策の方向性】

利用者の立場に立って、行政サービスの利用手続の簡素化を図るとともに、在宅で申請が可能な電子申請、点字や音声、多言語による情報発信など、利用者の負担を軽減するほか、様々な人に配慮した利用しやすく満足度の高い行政サービス・情報の提

供を進めます。

特に、デジタル化の進展に伴い、デジタル技術の活用を進めて利便性の向上を図るとともに、デジタルデバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）の解消に向け、デジタル環境の整備やデジタル機器の利用に関する知識の習得等を支援します。

【主な取組】

- 電子申請システムや申請書類等のダウンロードサービスの運用等のデジタル化の推進
- 文字・色の使い方などデザインへの配慮や「やさしい日本語」及び多言語表記等による、誰にも分かりやすい情報の提供
- ホームページ等のデジタル情報を見やすく・分かりやすく発信するため、文字の拡大、色の変換等ができるデジタル表示の利便性を活かしたウェブアクセシビリティの推進
- 音声や点字、電子ブック、手話通訳などによる、誰にも伝わる多様な手段による情報の発信
- 県内在住外国人が円滑な日常生活を送るための、ガイドラインに基づく日常生活にとって必要・有用な情報のポータルサイト等による発信
- 外国語（英語・中国語・ポルトガル語）による運転免許試験の実施
- 予育て中の人の行事やイベントへの参加を可能とするための、おもちゃ・絵本などの託児セットの庁内及び市町への貸し出し、行事やイベントにおける託児サービスの実施
- 電話リレーサービスや110番アプリ、Eメール、ファクシミリを利用した110番通報手段の確保
- デジタルデバイド解消のため、地域における身近な相談役となるデジタルサポートの育成

② すべての人に配慮した災害時の対応

【施策の方向性】

障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが災害時に的確に行動し、安全を確保できるようにするため、必要な防災情報を確実に提供します。

また、多様な避難者を受け入れるため、避難所の運営体制を整備します。

【主な取組】

- 災害時における要配慮者への適切な支援に関する知識の普及
- 避難行動要支援者の迅速な避難支援及び的確な安否確認を行うための、市町における個別避難計画の作成の促進
- 避難所において多様な避難者への対応を可能にするための、避難所運営訓練の促進、福祉避難所の整備・運営を行う市町への支援
- 「やさしい日本語」及び多言語による防災啓発パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災研修会の開催、外国語ボランティアの登録・育成
- 多言語に対応した「静岡県総合防災アプリ」の普及

(3) 使いやすく魅力あるものづくり

障害のある人や高齢者などの自立した日常生活や社会参加を促すため、利用者の多様なニーズに応じた製品や、誰にも利用しやすいユニバーサルデザインに配慮された製品の開発を支援するとともに、製品の普及を進めます。

① 製品開発の促進

【施策の方向性】

利用者のニーズを反映した製品開発や、ユニバーサルデザインによる付加価値の高い魅力ある製品づくり、企業のブランド力の強化を図るため、企業の製品開発を支援します。

【主な取組】

- 県工業技術研究所におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の研究開発や講習会等の実施、県内企業への技術指導

- 中小企業における戦略的なデザインの活用を促進するための、使用者の視点に立った優れた「製品」「仕組み」「取組」の顕彰

② 製品の利用促進

【施策の方向性】

利用者の多様なニーズに応じた製品やユニバーサルデザインに配慮された製品に関する情報提供を行うことにより、それらの製品の利用を促進します。

【主な取組】

- ユニバーサルデザインの製品、先進的な取組等のインターネットやSNSによる情報の発信
- 社会や環境への影響を考えてより良いモノを選ぶ消費者の育成
- 県の物品調達におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の選定

3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり

【指標】

指標	«現状値» 2020年度	«目標値» 2025年度	出典
集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数※	312件	累計 360件	都市計画課調査
県内乗合バスのバリアフリー車両導入の割合	81.4%	84.0%	都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況 (国土交通省)

※都市機能の誘導（公共施設の再編や再開発等）により居住の集約等を進める都市のコンパクト化と公共交通網の再構築等により、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進する取組。

（1）利用しやすく配慮された施設等の整備

日常生活や社会参加の基盤となる場所が不便だと、生活の質が低下するとともに、活動の意欲も低下するおそれがあります。誰もが利用しやすい施設になるよう、利用者のニーズを反映するなど利用者の視点を踏まえ、より快適で生活しやすい建物、公園、住宅等の整備を進め、すべての人の自由な活動を促進します。

① 快適に利用できる建物・公園等の整備

【施策の方向性】

誰もが暮らしやすい環境づくりを進めるため、県有施設だけではなく、市町、民間施設へユニバーサルデザインの導入やユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを促進し、快適に利用できる建物・公園等の整備を進めます。

【主な取組】

- 市町や民間事業者へのユニバーサルデザインを活かした建築設計のガイドラインの普及
- 県有施設でのエレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、分かれやすい案内誘導表示等の整備

- 市街地再開発事業により整備される施設や建築物へエレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、分かりやすい案内誘導表示等の促進のための施工者への助言・啓発
- 居住や都市機能を誘導・集約し公共交通機関等で結ぶ、誰もが暮らしやすい集約連携型のまちづくりの推進
- 公園での段差の解消やスロープの設置等のバリアフリー整備の促進支援のための市町への支援
- 河川の高水敷（洪水時に水に浸かる部分）や海岸の空間を利用した遊歩道、港湾の緑地や人工海浜等の交流空間等での歩きやすい歩道、スロープ等の整備の促進

② **暮らしやすい住宅の整備**

【施策の方向性】

ユニバーサルデザインを取り入れた県営住宅等の準備を進めるとともに、多様な生活様式に対応し、安全で快適にすることで誰もが暮らしやすい住宅の普及や情報の提供をします。

【主な取組】

- 高齢者が安心して安全に暮らすことができる住宅建築等の研修会の実施
- 県営住宅におけるエレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置等の整備
- サービス付き高齢者向け住宅の登録の推進
- 高齢者や障害のある人、子育て世帯等が安心して安全に、快適に暮らすことができる住宅関連情報の提供

(2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備

誰もが自由で快適に生活するためには、施設などが整備されているだけでなく、生活空間全体が円滑に移動できる環境であることも重要です。誰もが安全で快適に移動できるよう、道路や歩行空間、公共交通機関等の整備を地域住民等との協議を取り入れながら進めます。

また、案内の統一性や連続性などに配慮した利用者に分かりやすい案内標識の整備を進めます。

① 安全で快適に移動できる道路等の整備

【施策の方向性】

誰もが道路や歩行空間を安全で快適に移動できるよう、段差のない歩行空間や分かりやすい案内標識等の整備を進めます。

【主な取組】

- 地域住民等のニーズを踏まえた使いやすく満足度の高い道路の整備、車椅子利用者等の道路利用状況を踏まえた歩道の整備、歩行者と自転車の通行空間の分離、無電柱化の推進
- バリアフリーに配慮した信号機の整備、信号灯器のＬＥＤ化、標識・標示の高輝度化、エスコートゾーン整備の推進

② 移動しやすい公共交通機関の整備

【施策の方向性】

誰もが円滑に移動できるよう、市町や公共交通事業者と連携し、地域の生活交通を確保するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した鉄道駅等旅客施設の整備やバリアフリーバス等利用しやすい旅客車両の導入を促進し、移動しやすい公共交通機関の整備を進めます。

また、公共交通機関の再構築による一体的な整備を目指します。

【主な取組】

- 民間事業者や市町への支援によるバス路線の維持・確保、ノンステップバスやワンステップバス等の導入を促進、デマンド交通や乗合タクシーなど新たな生活交通の導入支援
- 鉄道事業者等が行うエレベーターや多機能トイレの設置等、鉄道駅のユニバーサルデザイン施設整備に対し助成する市町への支援
- 空港や港湾の整備、改修において、スロープ整備等による段差の解消や、分かりやすい案内誘導表示等のユニバーサルデザイン導入の促進

第5章 計画の推進

1 推進体制

県は、「静岡県ユニバーサルデザイン推進本部」を中心に、全庁をあげて本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

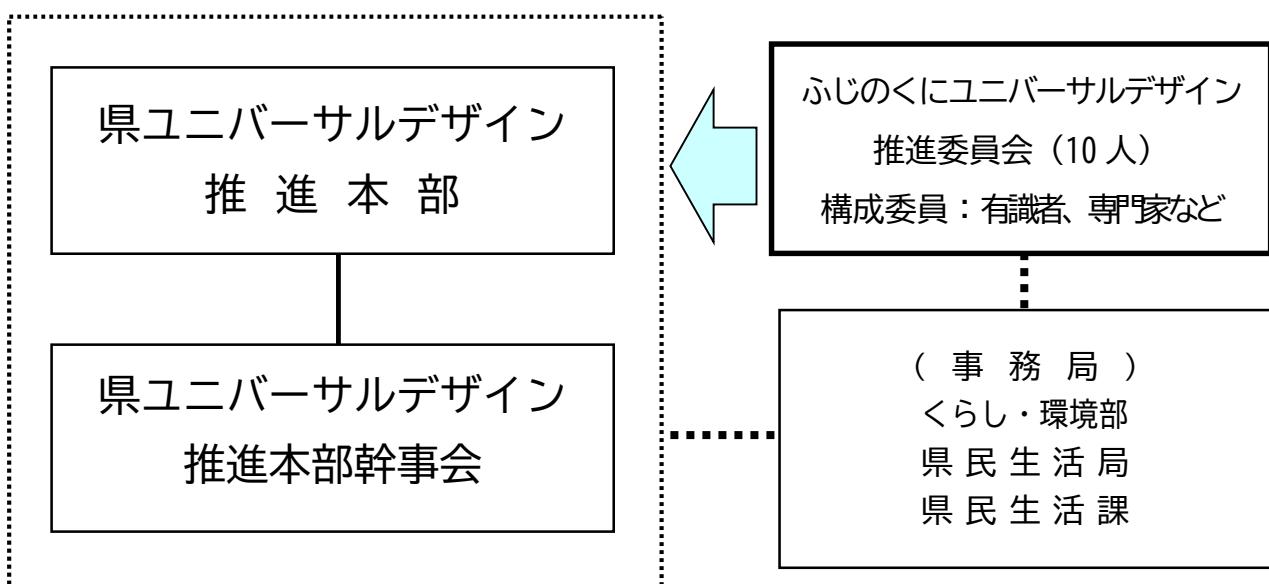
ユニバーサルデザインの推進には、市町、事業者、県民、NPO等の理解とその主体的な取組が不可欠であることから、ユニバーサルデザインの普及活動や情報提供等、取組に対する幅広い支援を行います。

また、全国的なユニバーサルデザインの動向等にも注意を払い、国や先進地、各種推進団体等と連携をとりながら、ユニバーサルデザインの継続的な推進を図ります。

2 進行管理など

静岡県ユニバーサルデザイン推進本部において、毎年度、施策の実施状況を把握し、指標の進捗状況を評価することで、その着実な推進を図るとともに、必要に応じて計画の修正と指標の進捗状況の公表を行います。

【ユニバーサルデザインの推進体制】



第6章 参考資料

1 指標一覧

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画における指標一覧

		指標別	指 標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値 2020年度	目標値 2025年度	担当部局	担当課
1	ハート	全体 成 果	困っている人を見かけた際に声をかけた人がいる県民の割合	困っている人を見かけた際に声をかけたことがあると回答した人の割合 (県政世論調査)	33.0%	40.0%	くらし・環境部	県民生活課
		活動 ユニーク	ユニバーサルデザイン情報発信回数	県内の大学生等に委嘱している「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」によるユニバーサルデザインに関する記事の公式フェイスブック等への投稿数 (県民生活課調査)	81回	毎年度 180回	くらし・環境部	県民生活課
2	ソフト	活動 心のUDを促進する講座の実施回数	ユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ小・中学校、高等学校等への講座及び誹謗中傷・差別の防止や、障害のある人や高齢者のサポートなど様々な事例に対応するための実践的な講座の実施回数 (県民生活課調査)	34回	毎年度 40回	くらし・環境部	県民生活課	
		活動 工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数	工業技術研究所における、ユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談件数 (研究開発課調査)	366件	毎年度 500件	経済産業部	商工振興課	
3	ハード	活動 行政手続のオンライン化対応済割合	県が所管する行政手続（年間処理件数が100件を超えるもの）のうち、オンライン化が完了した手続の割合 (県デジタル戦略課調査)	27.8%	80.0%	知事直轄組織	デジタル戦略課	
		活動 県内乗合バスのバリアフリー車両導入の割合	県内乗合バスにおけるバリアフリー車両の導入割合 (国土交通省：調査都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況)	81.4%	84.0%	交通基盤部	地域交通課	
		活動 集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	集約連携型都市構造の実現に向け、県・市町や鉄道事業者などが取り組む「コンパクトなまちづくり」や「地域公共交通ネットワークの再構築」を推進するための取組（事業）件数（県都市計画課調査）	312件	累計 360件	交通基盤部	都市計画課	

2 計画に掲げる施策とSDGsの関係

持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。

SDGsの17の目標

- ① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④ すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
- ⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦ すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
- ⑨ レジリエント（強靭）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
- ⑩ 国内と国家間の不平等を是正する
- ⑪ 包摂的、安全、レジリエント（強靭）で持続可能な都市と人間居住を実現する
- ⑫ 持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬ 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭ 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- ⑮ 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
- ⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- ⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画に掲げる施策に基づく取組の推進が、SDGsの目標の達成につながります。

施策体系	SDGsの17の目標																
	1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジエンドー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 成長・雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和・公正	17 パートナーシップ
	貧困	飢餓	保健	教育	ジエンドー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和・公正	パートナーシップ
1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり																	
(1) 一人ひとりが実践できる人づくり																	
① 理念の普及					●	●		●	●	●	●				●	●	
② 心のUDの促進				●						●							
(2) すべての人が社会参加できる土壤づくり																	
① 社会参加を促す仕組みの整備				●	●			●		●							●
② 社会における理解の促進				●	●												●
2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供																	
(1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供																	
① 生活のユニバーサルデザイン									●								●
② 観光のユニバーサルデザイン										●	●						●
(2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供																	
① 利用者の立場に立った行政対応																	●
② すべての人に配慮した災害時の対応				●													●
(3) 使いやすく魅力あるものづくり																	
① 製品開発の促進									●								
② 製品利用の促進					●					●							
3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり																	
(1) 利用しやすく配慮された施設等の整備																	
① 建物・公園等のユニバーサルデザイン											●						●
② 住宅のユニバーサルデザイン											●						
(2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備																	
① 道路等のユニバーサルデザイン											●						
② 公共交通機関等のユニバーサルデザイン											●						●

3 取組・成果事例

(1) ハート分野の取組

県民一人ひとりがユニバーサルデザインを正しく理解し、様々な場面で主体的に取り組んでいくことで、ユニバーサルデザインによる誰もが暮らしやすい社会づくりが進展します。

県では、ユニバーサルデザインの普及・啓発用のパンフレットの作成・配布をはじめ、小・中学校、企業・団体等での出前講座の開催など、幅広い層への普及に取り組んでいます。

① 実践できる人づくり

○ ユニバーサルデザイン出前講座

お互いの個性や違いを理解し、様々な人の多様性に気づく心を醸成するため、子ども（小・中学校中心）を対象に、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図る出前講座を実施しています。



ユニバーサルデザイン出前講座の様子

○ 授業における取組

ユニバーサルデザインが社会の中に浸透してきたことにより、国語や社会・公民、図画工作・美術、保健体育、技術・家庭、英語、工業など、多くの授業でユニバーサルデザインが取り上げられています。

みんなのためのデザイン

表現
デザインや工芸など

目標

- 多くの人が使いやすい形や材料について考え、工夫してあらわす。
- 日用品や公共空間を鑑賞して、機能と美しさの調和を感じ取る。

大人や子供、お年寄りや体の不自由な人など、社会にはさまざまな人がいる。
できるだけ多くの人が快適に使えるものや環境をつくるには、どうしたらよいだろう。
身近な日用品や公共施設の工夫を参考に、デザインを考えよう。

鑑賞
これらの作品は、使いやすさや安全性などに配慮してデザインされたものだ。
どのようなところが工夫されているか考えてみよう。

ユニバーサルデザインが取り上げられた教科書

上：光村図書

美術2・3

右：教育図書株式会社

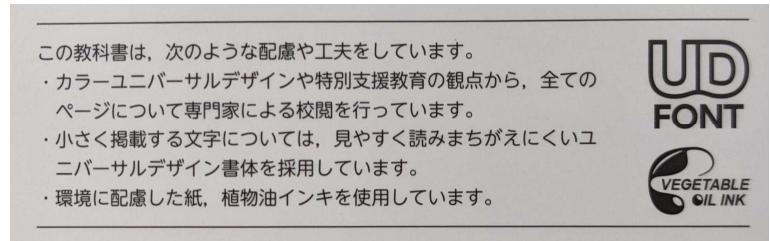
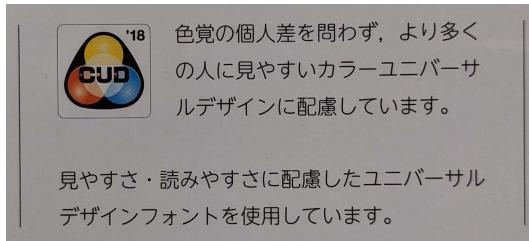
New技術・家庭 家庭分野 くらしを創造する

みんなにやさしい住まい 共生

家族の中に高齢者や体の不自由な人がいる場合は、その人の体の動きを考え、その人の立場に立って、生活上の支障を軽くすることが重要です。たとえば、床の段差をなくしたり、必要なところに手すりをつけたりすることなどが考えられます。このように、生活上の支障（バリア）を取り除くことを**バリアフリー**といいます。

また、年齢や性別、能力、民族などにかかわりなく、だれにとっても使いやすいように製品や建物、空間などを設計することを**ユニバーサルデザイン**と呼んでいます。高齢化や国際化が進む現代社会では、このような考え方がますます重要になっています。さまざまな人の立場から住まいを点検し、安全な住まいの空間を整えられるようになります（図12、図13）。

また、多くの教科書が、「色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいカラーユニバーサルデザイン」や「見やすさ・読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォント」を使用して作られています。



教科書におけるユニバーサルデザインの使用

左：教育出版株式会社 小学社会6 右：光村図書 美術2・3

○ 街のユニバーサルデザイン～みんなにやさしい街づくり～

駅前、街、乗物、公園のユニバーサルデザインの事例を分かりやすく紹介するため、2004年4月に作成した事例集「道路（みち）もユニバーサルデザイン～みんなにやさしい道づくり～」を、新しいデータや事例を盛り込んで「街（まち）のユニバーサルデザイン～みんなにやさしい街づくり～」として2014年度に改訂しました。



みんなにやさしい街づくり改訂版

○ 学ぼう！心のユニバーサルデザイン

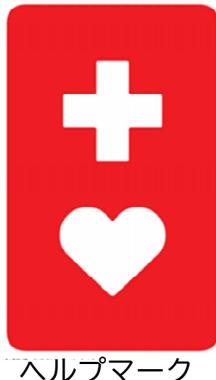
車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者などがどのように困るのか、困った人がいた場合どのようにすればよいのかなどを提示した「学ぼう！心のユニバーサルデザイン」を2017年度に作成しました。



学ぼう！心のユニバーサルデザイン

○ ヘルプマーク

県は、2018年度から各市町や保健所などで「ヘルプマーク」を配布しています。このマークは、東京都が考案し、全国的な普及を目指しているものです。義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からでは分からない人がマークを身につけ、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにします。



ヘルプマーク



<参考：いわゆる「逆ヘルプマーク」>

援助する側が身に付け、「援助や配慮が必要なときは声をかけて」という気持ちを示すマークを広める活動をしているグループもあります。



静岡市の小学生による「逆ヘルプマーク」のアイディア

2017年に、清水有度第二小6年(当時)の4人グループが、授業の中で、障害のある人や困っている人たちに「協力が必要なときは声をかけて」という気持ちを示すためのマークとして、ヘルプマークの赤色を緑色に変えたデザインを考え、発表しました。



こまつてたら たすけるにい

こまたすマーク

制作者：こまたす推進プロジェクト（浜松市民有志のグループ）

身に付けることで、困っている人を助ける意思を示すマーク。困っている人が「助けて」と言いやすくなります。お互い様だという思いやりを分かち合う社会になってほしいという思いを込めて制作されました。静岡文化芸術大のデザインサークルが協力。

2019年11月から配布開始。

心のバリアフリーステッカー

制作者：バリアフリーてけてけ隊（島田市障がい者福祉連絡会）

店舗などに掲示することで、障害のある人や高齢者、妊娠している人などが気軽にスタッフに声を掛け、サポートを求められるようにするもの。お互いを認め合い支え合いながら、誰もが安全・安心に笑顔で暮らせる地域となることを願って制作されました。

2014年12月から配布開始。



② 社会参加の促進

高齢者、障害のある人、外国人などすべての人が社会の中でいきいきと暮らし、自立した生活を送れるよう、働くための環境整備や社会活動への参加促進など、共生の社会づくりを進めています。

○ 障害のある人の多様な社会参加の促進

手話通訳者等の派遣事業や静岡県障害者芸術祭、静岡県障害者スポーツ大会の開催等を通じて障害のある人の多様な社会参加を促進しています。



静岡県障害者スポーツ大会



静岡県障害者芸術祭

○ ユニバーサル園芸の推進

市民農園の開設方法や運営方法の周知を図る講座を開催して、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが農作業などの園芸活動ができる市民農園の開設を推進しています。



市民農園



市民農園開設講座

○ 外国人児童生徒への教育支援など

小・中学校、特別支援学校への外国人児童生徒相談員、高等学校への日本語コーディネーターやキャリアコンサルティング技能士の派遣などにより、外国人児童生徒への進路相談や適応指導、学習支援を行い、全ての子どもが適切な教育を受けられる環境を整備しています。

また、国際交流員等が県内の小学校・中学校・高等学校等を訪問し、外国の文化や暮らしを紹介する出前教室を行っています。



国際交流員による出前教室

○ ゆずりあい駐車場制度

障害のある人や妊産婦等で歩行が困難な人が安心して駐車場を利用できるよう、「ゆずりあい駐車場制度」を推進しています。



ゆずりあい駐車場利用証



ゆずりあい駐車場

○ 男女が共に力を発揮する社会の実現

静岡県男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」による情報の収集・発信などの広報や、社会進出を目指す女性を支援する講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、男女が様々な分野に参画するための支援を実施しています。

また、「男女共同参画の視点からの防災手引書」を作成して男女共同参画による地域防災力の向上を促進しています。



あざれあナビのホームページ

(2) ソフト分野の取組

① ものづくり

県では、工業技術研究所による企業の研究開発支援のほか、ふじのくにUD特派員の取材による先進事例の紹介、「グッドデザインしずおか」による優れた製品等の顕彰、また、静岡文化芸術大学等との連携などにより、企業における製品開発や製品利用の促進を図っています。

○ 民間との共同研究による製品開発

ものづくりを行う県内企業の技術開発や課題解決を支援する静岡県工業技術研究所では、人間中心設計に基づくユニバーサルデザイン・福祉機器の開発などを行っています。

製品開発事例

○介護動作の教育支援システム開発

民間企業と共同開発した小型・ワイヤレス筋電センサを活用して、介護職を目指す学生等が介護動作による腰への負担を分かりやすく学べる教育支援システムを開発しています。

○医療機器の改良・開発

医療機器製造業や医療機器への参入を目指す県内企業と共同で、看護師等へのインタビューや使いやすさ評価試験による既存製品の改良や、医療現場のニーズに基づく手術患者の姿勢保持具の開発等に取り組んでいます。



「男女共同参画の視点からの防災手引書」
及びダイジェスト版



筋電センサを用いた実験の様子

県内の中小企業等が企画段階から流通段階までの間に、戦略的にデザインを活用したものごとを選定・顕彰する「グッドデザインしずおか」選定事業を行い、審査基準に使用者の視点に立ったものごとづくり（ユニバーサルデザイン）を設けています。



2021年 ユニバーサルデザイン賞
「免許返納応援！思いやりプロジェクト」

○ くらしの中へのユニバーサルデザイン製品の浸透

私達の身の回りを見ると、ユニバーサルデザインに配慮した製品が数多く見受けられるようになっています。

- ・洗濯物が出し入れしやすい斜めドラム式洗濯機
- ・ボタンが大きく使いやすいリモコン
- ・小さな力で綴じられるホチキスなどの文房具
- ・住宅の廊下と部屋との段差解消、階段への手すりの設置
- ・滑りにくく、入口に段差のない浴室
- ・車いす使用者や育児中の人などが使いやすい多機能トイレ
- ・洗髪中でもリンスと区別できる側面に突起のあるシャンプー容器
- ・開けやすい食品パッケージ
- ・チャイルドロックがかかる家電製品 など

② 行政情報やサービス

県では、誰もが必要な情報を入手できるよう広報紙、テレビ・ラジオ、インターネット等様々な媒体において、分かりやすい表現、大きな文字、絵やイラストの使用、文字放送や手話通訳の活用など、ユニバーサルデザインによる行政情報の提供を行っているほか、各種申請手続の電子化など、行政手続の利便性向上の取組を推進しています。

また、災害時に、正確な情報を迅速に伝えるために、エリアメールを利用した防災情報の一斉配信を行っているほか、全国統一デザインを用いた避難標識の設置を促進する等、ユニバーサルデザインの考え方による防災情報の提供を推進しています。

○ 様々な人に配慮した印刷物など

印刷物の作成に当たっては、外国人に配慮した外国語版の作成や点字版の作成を進めています。

また、県民だよりを点字やデイジーCD、電子ブック版でも提供するなど、多様なニーズに対応したサービスを提供しています。



点字県民だより



こえの県民だより
(デイジー、カセットテープ)

また、色の見え方の個人差に配慮した情報提供の具体的な注意点をまとめた「視覚情報のユニバーサルデザインのための指針」を策定しました。



視覚情報のユニバーサルデザインのための指針

視覚に障害のある人からの提案を受けて、県からの郵便物であることが触って分かるように、公用封筒の左下の県章部分を浮き出し加工しています。



県の公用封筒

○ インターネットを活用した行政サービスなど

電子申請や県有施設予約システムなど、在宅で行政サービスを利用できる環境の整備や、視覚に障害のある人などに配慮したホームページの作成をしています。

○ 全国統一デザインを用いた避難標識の普及

津波避難に関わる統一標識の整備に関し、多言語表記による標識のサイン例を市町に示し、地域住民はもとより、外国人や土地勘のない観光客等にも分かりやすい誘導標識の整備を進めています。

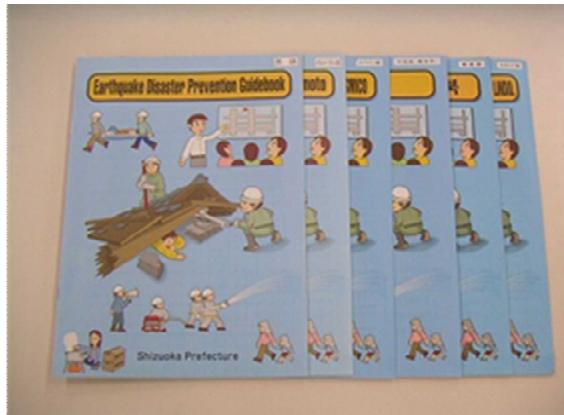


統一標識のサイン例

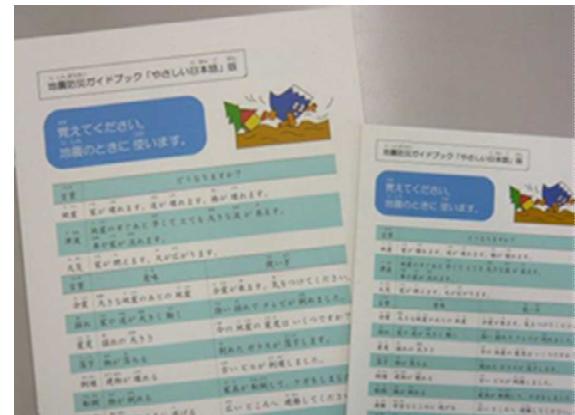
○ 外国人への防災情報の提供

「地震防災ガイドブック」や「避難生活ガイドブック」の多言語版・「やさしい日本語（※）」版、「静岡県総合防災アプリ」の多言語版などを活用し、地震防災等の対策や災害発生時の避難方法・避難生活のルールなどの防災知識の普及を促進しています。

※難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語



地震防災ガイドブック (多言語版)



地震防災ガイドブック (やさしい日本語版)



避難生活ガイドブック
(やさしい日本語版・多言語版)



静岡県総合防災アプリ (多言語版)



③ 観光・商業のユニバーサルデザイン

県では、誰もが安心して快適に旅行が楽しめるよう、観光施設や自然歩道等のユニバーサルデザインによる整備や、多言語による観光案内看板の主要観光地への設置を進めています。

また、外国人観光客の多様な食文化に関する講習会や宗教上の食事戒律への対応を学ぶ調理実習会を開催するなど、誰もが安心できる確かなサービスの普及を進めています。

○ 富士登山道の案内標識の統一

国、山梨県、地元市町と協力して富士登山道の案内標識の統一を図っています。

また、富士登山者向けのマナーガイドブックや、富士山の自然環境保全を案内するホームページを「やさしい日本語」及び多言語で提供しています。



富士登山道の案内表示



富士登山者向けマナーガイドブック

○ 多言語表記による観光案内板

県内主要観光地では、日本語に加え、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語で表記した多言語観光案内看板の整備を引き続き進め、外国人観光客にも分かりやすい観光案内に取り組んでいきます。



多言語表記観光案内看板

設置箇所：道の駅伊豆月ヶ瀬



多言語表記観光案内看板

設置箇所：韮山反射炉駐車場

（3）ハード分野の取組

県では、道路や公共建築物など社会資本へのユニバーサルデザインの導入を積極的に進めています。「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」を策定し、県有施設への導入をはじめ、市町有施設や民間施設への普及を図るとともに、快適な歩行空間の整備や公共交通機関への導入を促進しています。

その結果、富士山静岡空港、静岡社会健康医学大学院大学などユニバーサルデザインを導入した県有施設、段差の解消やすれ違い幅を広く確保した歩きやすい歩道、分かり

やすい道路標識等の整備が進むとともに、鉄道駅へのエレベーター等の設置や超低床ノンステップバスの導入、バリアフリー対応の信号機等の整備なども着実に進んでいます。

○ 県有施設等への導入

富士山静岡空港、静岡社会健康医学大学院大学などの施設では、多機能トイレや点字誘導ブロックの整備など、ユニバーサルデザインを積極的に導入しています。



静岡社会健康医学大学院大学
多機能トイレ

富士山静岡空港

点字ブロックと分かりやすいサイン計画

静岡県愛鷹広域公園野球場（あしたか球場）では、車いす利用者など、様々な人が施設を使いやすいよう、エレベーターの整備など、ユニバーサルデザインを積極的に導入しています。



あしたか球場
エレベーターの整備

○ 歩きやすい歩道整備

県道三島停車場線では、子ども連れの人、高齢者、車いす利用者など、様々な人のニーズに対応した歩きやすい歩道整備を行っています。電線類を地中化し広い歩行空間を整備するとともに、歩道の傾斜を緩やかにし、誰もが利用しやすい構造としました。

県道井川湖御幸線の御幸町交差点と御幸町南交差点の横断歩道には、歩道の点字誘導ブロックから連続するエスコートゾーンを設けて、視覚障害のある人も安心して横断できるよう配慮しています。



県道三島停車場線

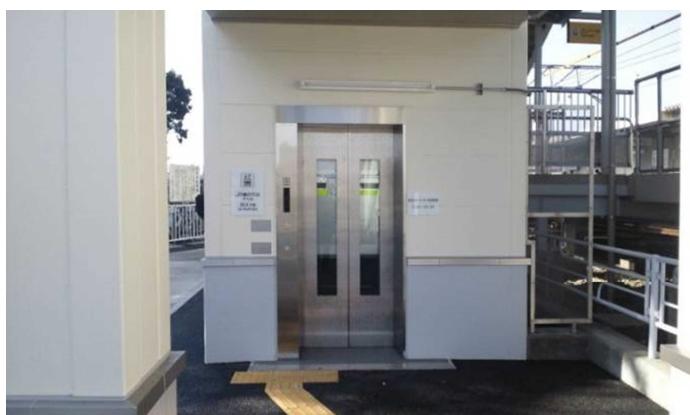


御幸町交差点エスコートゾーン

○ 県内主要駅のユニバーサルデザイン化

鉄道駅、バスターミナル等の旅客施設については、誰もが利用しやすいようスロープ等の設置による駅構内の段差の解消、エレベーター・エスカレーター、多機能トイレの設置などの整備が進められています。

県内主要駅（1日あたりの乗降客数3,000人以上）の整備率は、令和3年7月末現在で、61駅のうち55駅で90.2%となっています。



鉄道駅のエレベーター

○ 超低床ノンステップバスの導入

乗降口の段差をなくし、車いす使用者や高齢者の乗り降りを楽にする超低床ノンステップバスの導入が進められています。県内の超低床ノンステップバス導入割合は、令和元年度末現在で 64.9% です。



超低床ノンステップバス

○ 県立学校整備における取組

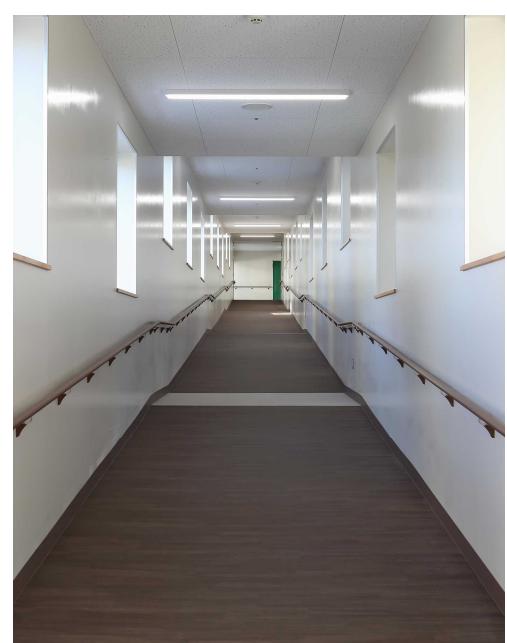
県立学校施設にもユニバーサルデザインが取り入れられています。2021 年には、再編整備により廃校となった高校の校舎をユニバーサルデザインに配慮した施設に改修し、浜松みをつくし特別支援学校として開校しました。



多目的トイレの整備



エレベーターの設置



高低差のある建物間にスロープを設置

4 ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピック開催地の取組

(1) ハート分野の取組

○ 「心のUD実践講座」の実施

ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、観光関連事業者や都市ボランティア向けに障害のある方や高齢者、外国人などの多様な方への接し方について、障害当事者等の体験談をまじえた講義や車椅子利用者や視覚障害者のサポート方法を学ぶ実技講座を実施しました。

今後は、県内の企業や団体を対象に、多様な特性をもつ方への配慮や対応方法及び車いすや高齢者の疑似体験演習を取り入れた講座の実施を通して心のUDの実践を促進していきます。



○ オリンピック・パラリンピック教育推進

オリンピック・パラリンピック出場選手による講演会や交流会、パラスポーツの体験教室を通して、障害のある方や国際・異文化への理解を育む機会となりました。

また、障害のある児童生徒がスポーツに取り組むきっかけとなり、スポーツを通じた社会参加による、共生社会の推進にもつながりました。

取組を継続することにより、障害のある方や国際・異文化への理解、共生社会の推進につなげていきます。



(2) ソフト分野の取組

○ 「おもてなしのための「やさしい日本語」研修会」

おもてなしのための「やさしい日本語」の活用を推進するため、競技会場のある東部地域の観光関係者等を対象に、『おもてなしのための「やさしい日本語」研修会』を開催し、「やさしい日本語」を活用したコミュニケーションの有効性や活用の仕方について普及を図りました。

今後は、対象地域を県内に拡大した『おもてなしのための「やさしい日本語」研修会』を引き続き開催することで、普及活用に取り組んでいきます。

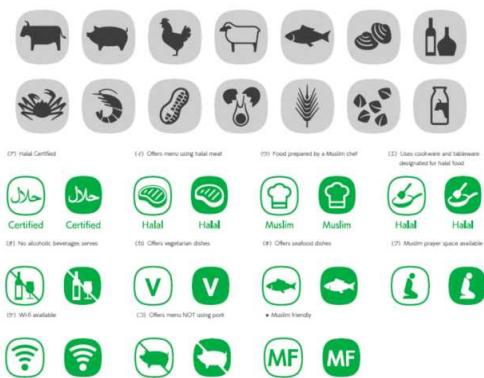


○ 多様な食文化に対応した食の提供

オリンピック・パラリンピックを契機として、多様な食文化を持つ外国人旅行者等に対応した食事環境の整備の支援を進めてきました。

主な取組としては、外国語メニューの導入やピクトグラムによるアレルギー表示の支援、多様な食文化に対応した飲食店や食品事業者を支援するWEBサイト「ハラール・ポータル」の活用による情報発信を進めてきました。

引き続き食事環境の整備を支援することで、飲食店における国際化対応に取り組んでいきます。



English Menu



* 價格は税込価格です。* Prices including sales tax.

1. Gourmet Plate with Crispy Sakura Shrimp

Rice bowl with deep-fried Sakura Shrimp, miso-soup, salad, pickles and dessert.



桜えびの黄金丼 1,500 円(税込)



(3) ハード分野の取組

○ 道路標識など公共サインの改善

目的地への円滑な誘導や沿道空間の魅力向上を図るため、「地域別公共サイン整備行動計画」に基づき、オリンピック・パラリンピックの誘導ルートなどの主要路線で優先的に取り組んできた、英語表記の改善や多言語化への対応、ピクトグラムの活用を徹底することで、初めて訪れる人や外国人観光客にも分かりやすい道路案内標識等の整備を行っていきます。



英語表記及び
ピクトグラムの追加



改善前



多言語化への対応

改善後

○ オリンピック・パラリンピック開催地域周辺における整備

御殿場線岩波駅における、障害者対応型のエレベーター及び多機能トイレの整備支援や御殿場駅周辺地区において歩道の整備を行いました。

今後も、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間整備を行っていきます。

ユニバーサルデザイン
資料No.



Shizuoka Prefecture

2022年3月

静岡県くらし・環境部 県民生活課 協働推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3153

FAX番号 054-221-2642

E-mail shohi@pref.shizuoka.lg.jp

<http://www.pref.shizuoka.jp/ud/>

静岡県次期総合計画（概要）

[計画期間 4年間（令和7－令和10年度）]

参考資料3

[3章] 今後の社会展望と課題

[4章] 政策体系と行政経営

[2章] 目指す姿

[5章] 地域づくりの基本方向

[2章] 県政運営の基本理念

環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織への変革
（ローカル・ガバメント・トランسفォーメーション）

経営の視点

①②③新しいことへの挑戦
④スピード感を持った対応
⑤「人」を活かす
⑥将来自由な社会の実現
⑦将来的な経済成長の実現
⑧持続可能な社会の実現
⑨資源の有効利用
⑩環境への配慮

- 人口減少
 - ・少子高齢化の進行により人口減少が拡大傾向、コロナ禍を経て東京一極集中が再加速
- デジタル技術の進展
 - ・生成AIやビッグデータ解析等の革新的な技術が急速に進展
- 地球規模での気候変動
 - ・温室効果ガス増加の影響により、異常気象が頻発し自然災害が増加
- 國際情勢の不安定化
 - ・ウクライナや中東情勢等の影響により、社会情勢の先行きが不透明

本県の強み（ポテンシャル）

- 全国屈指のものづくり県
- 新たな地域資源の活用
- 温暖な気候が育む豊富な食材
- 健康寿命上位の「健康長寿県」
- 豊かな自然環境
- 陸・海・空の交通ネットワーク

時代潮流

県民の実感

- 産業構造の変革
- グリーンシフトの推進
- 交流の拡大
- 少子高齢化の進行
- 全ての県民が活躍する社会の構築
- 南海トラフ地震と激甚化する自然災害

本県における課題

Ⅰ 未来を創る力

I-1：産業

- ① イノベーションの創出と次世代産業の振興
- ② 県内中小企業の競争力強化と成長支援
- ③ 産業人材の確保・育成とDXの推進
- ④ 農林水産業の競争力の強化と人材の確保・育成

I-2：環境・エネルギー

- ① 脱炭素社会の構築
- ② 循環型社会の構築
- ③ 豊かな自然環境の保全と継承

I-3：観光・交流・インフラ

- ① 観光振興の推進
- ② 国内外との交流促進
- ③ 交通インフラの強化



連携・横断

II-1：こども・教育

- ① こどもまんなか社会の実現
- ② 未来を切り拓く力を育む教育の実現
- ③ 教育環境の充実

II-2：健康福祉

- ① 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸
- ② 自分らしく暮らせる長寿社会づくりの推進
- ③ 障害のある人や困難を抱える人との支え合い社会の実現



II-3：暮らし・文化

- ① 誰もが尊重し合える共生社会の実現
- ② 多様な働き方と活力ある地域の推進
- ③ スポーツの振興

III 県民の安心

III-1：防災・安全

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 防疫対策の強化
- ③ 安全な生活の確保

行政経営

- ① 徹底した行財政改革の推進

ウェルビーイングの視点

- ・県民一人ひとりの幸福実感を重視する「ウェルビーイングの視点」を県政運営全体に共通する考え方として取り入れる
- ・行政だけでなく県民、企業、団体等がオール静岡で幸福度日本一を目指す

[Well-being]

身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態

目指す姿の実現に向けた重点取組

- 新たな産業活力の創造
- こども・子育て支援の充実
- 再生可能エネルギー
- 医療・福祉人材の確保
- 次世代モビリティ
- 多文化共生社会の構築
- 地域交通のリ・デザイン
- 伊豆半島をはじめ防災の推進

幸福度日本一の静岡県

- 県内を自然的・社会的条件から一体性を有する4つの地域に区分し、地域ごとの特色やポテンシャルを最大限発揮できる地域づくりを推進
- 各地域同士の枠を超えて、ボーダーレスな視点で広域的な政策を展開

伊豆半島地域

東部地域

中部地域

西部地域

目標	豊かな自然と元気な観光産業などが輝き、人が人を呼ぶ持続可能な地域	日本のシンボル富士山を彩り、人々と産業が花開く地域	広域ネットワークが創り出す、人も魅力も集まる中枢地域	先端技術と自然が奏でる、新たな価値を創造する地域
主な取組	・観光産業支援 ・伊豆半島防災の推進	・世界遺産富士山の保全 ・沼津駅周辺総合整備	・MaOIプロジェクト ・新県立図書館整備	・次世代自動車産業の振興 ・遠州灘海浜公園野球場整備

次期計画御意見一覧表

1 次期計画策定方針について

- 多数派側の人の幸福度を高めて日本一を目指すのではなく、あらゆる属性の人の幸福度を高めていくために UD の考え方と手法を各県政運営に反映させていことが本計画策定のミッションであると感じました。
- 理想としては、UD に基づいた各施策が、自分とは異なる属性や少数派の人の幸福度を高めるためにあるのではなく、自分の幸福度も高めていると感じる人が増えていく過程で、本県の幸福度が上昇していくことにあると考えます。
- ユニバーサルデザインの理念を土台としながら、より包括的で持続可能な共生社会へと発展させる。という考え方は、四半世紀にわたって追求してきたUDの歴史から、昨今のダイバシティ・インクルージョンに向けて、さらにUDをアップデートしていく姿勢が示されていると思います。
- 社会の変化に伴い、UD の考え方が欠かせない現代となってきている。啓発のための発信として、子どもや若者と成人・老年期の方々とは受け取りやすいツールに違いがあると考えられるため、種々のツールでの並行発信が適当かもしれないと考える。
- UD 推進の成果の確認、交流の場を創ることも必要では?「県民一人ひとりが主体」となるのであればなおさら、誰が効果を確認するのということになります。冊子を作つて配布だけでなく場づくりまでを、行政がすることがよいのではないかと思います。例えば、MUD でも、県知事賞を設けていただいたことで、学びの効果が静岡県とつながって意識されるようになったと思います。行政が直接指導したわけではなくても、そのような活動を行政が見ているということが伝わることが県民のモチベーションにもなり、行政の成果としても大切だと思いました。
- 手に取ってもらいやすい形で提供することに賛同いたします。概要版としてコンパクトにまとめ、ハード・ソフト・ハートの 3 つの柱で UD を醸成し、共生社会を目指すということを視覚的に理解できるようなイラストなども掲載されてはいかがでしょうか? また、次期計画資料候補案にも関係してきますが、「社会モデル」についても概要版にはいれていただけるとよいかと思います。また、概要版については「やさしい日本語」版なども作成されてはいかがでしょうか?
- 次期計画に至る考え方は人口減少に関して重点をおいて UD の考え方をまとめることが大切です。
- ハード・ソフトとハートの部分は一体で考えるのが難しいという意見が R6 年度インターネットモニター調査の回答でもあり、私も同感です。「一体的に推進していく」の詳細(具体的な方策)が一番肝要かと思います。

2 骨子案について

(1) 静岡県が目指すユニバーサル社会

- 骨子の考え方は、これでよいと思いますので、今一度、自治体が果たさなくていけない役割と、一人ひとりの県民が努力していく部分に分けてみてはどうかと考えました。
- よく言えば無難な言い回しですし、悪く言うとありきたりで抽象的な感じがします

- 前回との並びを考えると、(1)UDの理念の継承、(2)個性を尊重し共生する社会 の順では？
- メディア・ユニバーサルデザイン(メディア UD)の立場からは、「情報へのアクセスのしやすさ」がとても重要であり、特に災害時や行政手続きなど、暮らしに関わる情報での「文字の読みやすさ」「色づかい」「音声で伝える」「多言語対応」といった工夫が必須だと思います。

(2)ユニバーサルデザインの推進

- ハード、ソフト、ハートの 3 面を活かすために「つながり」(ソーシャル・キャピタル)が求められるかもしれません。ハード、ソフト、ハートが充実しても、無縁社会であっては有機的な UD は実現しないので、様々な属性の人の「つながり」を構築する計画策定も盛り込んでもよいのではと考えました。人と人との対面の「つながり」が基本ですが、ソーシャル・ネットワークも含めた「つながり」も含んでよいと思います。
- 3 分野を一体化することは良いと思う誰にでもより分かりやすくしていく必要がある
- 骨子を組み替えて前回よりも随分わかりやすくなった分、この項目には具体的なイメージを書かないとわかりにくいかと思う。例えば、(1)ハード:利用しやすく配慮された施設等の整備、円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備(2)ソフト:誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供(3)ハート:すべての人が社会参加できる土壤づくり といった感じ。
- 案内や掲示物など、情報の見せ方・伝え方の工夫も、心のバリアフリーを育てる大切な要素です。メディア UD の視点をぜひ取り入れていただきたいです。
- ハードとソフトに加えてハートの 3 つの分野で整理されることは、静岡県独自の視点としてとても重要なことだと思います。ただ、ソフト、ハートの違いが捉えにくいところもあると考えられますので、推進計画の概要版等にも活用できるような視覚的に理解できるイラストを考案されてはいかがでしょうか？
- 「今まで3分野を明確にし、推進してきたが、今後は3分野を一体として推進していく」これが骨子として一番重要であるならば、全ての項目の基礎をココに統一して考えるべきかと思います。

(3)実践できる人づくり

- ヒト・モノ・カネの規模が縮小していくなかで、UDも一人ひとりのパフォーマンスを向上していくことが求められていることは理解できます。UD を持続し、次世代に継承していく視点において、いくつかの項目を挙げることに異議はございません。一方で、人口減少社会を迎えるなかで、インフラを縮小し、事業をダウンサイ징していく過程で、マイノリティが置いていかれることを防ぐために、次期 UD 計画では、何等かのことを明記しておく必要はあると思います。UDの視点で、AIやアクセシビリティを有効に活用しながらも、県民一人ひとりが UD の意識で資源を公平に分かち合う行動が求められていると感じます。
- 『今後』『未来』を考えた際、子どもたちへの“教育”的観点から、教育委員会との協働ができると良いのではないかと思いました

- 「様々な手法・手段」とは、今までの取り組みを継続的に実践するのか、新たな取り組みを考えて行くのか
- 対象者が具体的になって、目標設定も、動き方も、効果の確認もしやすくなつて良いと思う。4つの項目で、啓発と普及を分けている意図がわからない。「啓発と普及」で一貫してもいいのでは?④については、静岡県ならではの特徴もあるので、特派員制度の課題を改善して、ぜひ良い形で継承して欲しい。
- 実践できる人づくりには、体験や身近な事例が効果的です。たとえば、「見やすく書く」「伝わりやすい話し方を意識する」など、メディア UD の工夫は誰でも日常で実践できます。こうした学びの機会が広がることを期待します。
- 県民一人ひとりが意識を持ち取り組んでいくように促していくことはとても重要な視点と思います。そのためにも、その人に障害があるのではなく、環境に障害が存在しているという「社会モデル」の考え方への転換はとても大切になると思いますので、その理解と、解決のためには「建設的対話」などコミュニケーションを図れる人づくりを目指すことが大切だと思います。
- 人口減少に焦点をあて人づくりをがんばりましょう。
- そもそも「実践できる人」は具体的に誰のことですか?県なのか、県民なのか。「県民主体の UD 推進」の長期的な方向性があるが、誰が、長期的にどのようにになって欲しいのかが良くわからないです。

3 その他御意見

- 本県ならではの特色ある UD として UD の防災・減災施策は外せないため、第 6 次 UD 計画にある「すべての人に配慮した災害時の対応」を拡充して、重点計画にあげるタイミングが次期であると思います。人口減少によるダウンサイジングの影響でマイノリティが取り残されていく危惧は、平時のなかでジワジワ進むと考えられますが、大規模地震※のような有事には、日ごろ困っていない人もある日、突然に弱者になる可能性があります。それを未然に少しでも防ぐために、例えば、避難所や病院の情報、自治体からの情報発信に UD を取り入れることから、多様な文化や宗教に対応した備蓄食の準備に至るまで、防災・減災の施策が UD の視点で取り入れられるよう、UD 計画に明記することが後押しになると思います。

※南海トラフ地震の 30 年以内発生確率は 80%、本県は全国で一番多い約 10 万 3000 人の被害想定、東日本大震災では、高齢者を含む障害者の死者の割合が大きかった。

- 外国人県民は年々増加しており、現在、県民に占める外国人比率は 3% である。今後も外国人県民の増加が見込まれており、外国人県民の生活環境を充実させる必要がある。

- 県民一人ひとりに浸透するために、まずは県職員にどの程度浸透しているか知りたい

- 前回までに比べると、ねらいや行動の目標などが、わかりやすくなつたと思います。県が目指す姿から落とし込んでいるというプロセスになっていることで、イメージしやすく、言葉が具体的になっているところがよいと思いました。この内容で、さらに各委員からの意見を交えてブラッシュアップすることで、積み重ねてきた静岡県ならではの「次期計画書」にすることができるのでは

ないでしょうか。

- 情報発信の UD(フォント・色・言語・音声など)の更なる充実を希望します。また行政のオンラインサービスやアプリの見やすさ・使いやすさにも、メディア UD の視点がもっと取り入れられるとよいと思います。
- 差別解消法が 2024 年 4 月に改正され、事業者も合理的配慮の提供が義務化されましたことは、第 7 次推進計画にも関わることと思います。他部署のご管轄なのかもしれません、事業者が合理的配慮を提供するためにどう取り組んでいるのか、建設的対話をどのように進めているのか。グッドプラクティスなどは積極的にご紹介していくこと、当事者が講師となる事業者への研修の実施なども重要と思います。事業者の方も、県民でいらっしゃると思いますので、様々な機会で「社会モデル」「合理的配慮」「建設的対話」「共生社会」などのキーワードに触れていくことも大切なのではないでしょうか
- 方針→骨子から指標を考えるにあたり、具体的な内容が全くわからないので、検討されている詳細の内容(施策・手法・手段など)にそぐうのがどれなのか、この時点で判断させるのが少し難しかったです。